

板橋区コミュニティ推進調査

報告書

平成元年 3 月

財団法人 日本地域開発センター

序

財団日本地域開発センターでは、昭和63年度東京都板橋区から「コミュニティ推進調査」の委託をうけ、当センター内に奥田道大立教大学教授を委員長とする委員会も設置し、調査研究をすすめた。

当センターでは、昭和61年度から板橋区から継続して調査研究をおこなった。初年度は、「地域白書作成調査」として『地域からのメッセージ '86 -いたばしコミュニティ白書』を発行した。翌年度は、「コミュニティ活動推進調査」として、報告書およびその成果をまとめた『コミュニティ活動の推進にむけて』と題するパンフレットを作成した。今年度はこうした調査の蓄積のうえに、板橋区のコミュニティ組織のあり方とそれを支援する人材バンク等について調査、検討をおこなったものである。

この報告が板橋区のコミュニティ活動を推進するうえで、参考に資すれば幸いである。委員会の委員長をはじめとする委員の方々および板橋区地域振興課の方々、そして調査にご協力をいただいた区民の方にお礼を申し上げる。

財団法人日本地域開発センター
理事長 高山英華

目 次

序

名簿

	ページ
I. いたばしコミュニティ人材ネットワークについて	1
II. まちづくりセンター設置構想	37
III. コミュニティ形成とコミュニティ・ワークショップ	63
IV. 出張所・職員の対応と今後のあり方	75

板橋区コミュニティ推進調査委員会・名簿

(敬称略)

- | | | |
|-----|------|----------------------|
| 委員長 | 奥田道大 | (立教大学教授) |
| 委員 | 大森 彌 | (東京大学教授) |
| " | 岡崎昌之 | (財)日本地域開発センター企画調査部長) |
| " | 佐藤健二 | (法政大学助教授) |
| " | 田中豊治 | (東邦大学医療短期大学助教授) |
| " | 玉野和志 | (財)東京都老人総合研究所助手) |
| " | 林 泰義 | (財)計画技術研究所所長) |
| " | 森口克弘 | (町田市公民館) |
| " | 和田清美 | (立教大学助手) |
| 事務局 | 北川泰三 | (財)日本地域開発センター研究員) |
| " | 嵯峨創平 | (財)日本地域開発センター研究員) |

Ⅱ. まちづくりセンター設置構想

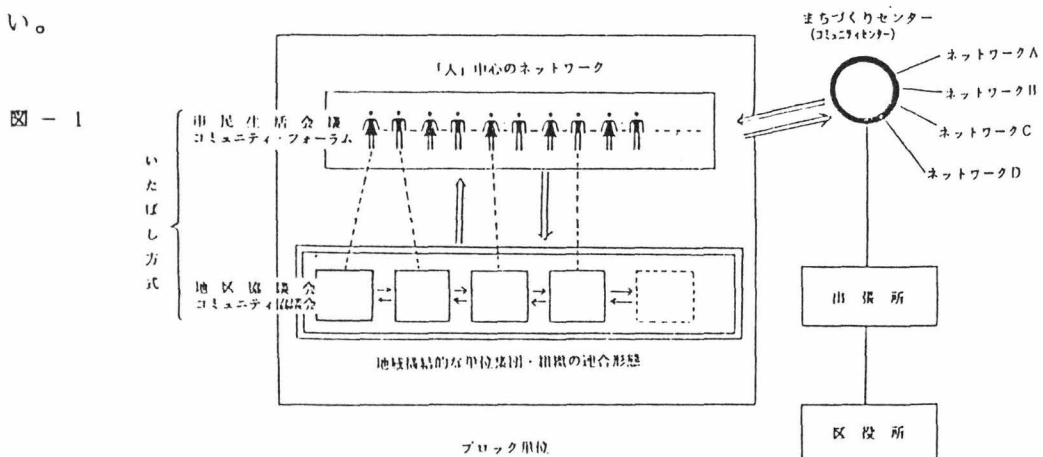
Ⅱ. まちづくりセンター設置構想 -- コミュニティ推進機構のあり方として

1. はじめに

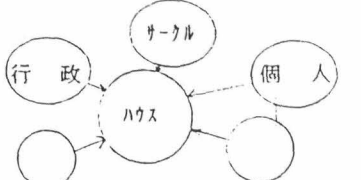
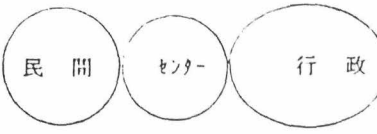
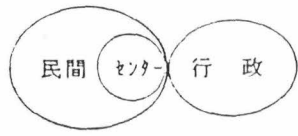
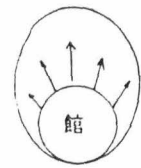
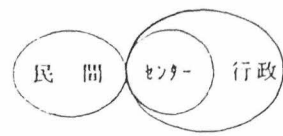
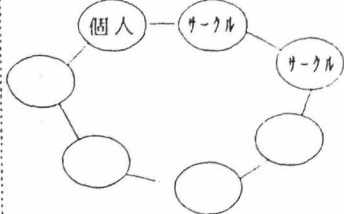
昨年度の当委員会による報告書（『コミュニティ活動推進調査報告書』昭和63年3月）において、行政と地域を結ぶ中間組織のあり方として、(1)地区町会連合会方式から(2)地区協議会方式、そして(3)センター方式への流れが認められ、この流れに対応した中間施設として(1)出張所中心、(2)地区センター、コミュニティ・センター中心、(3)まちづくりセンター中心がそれぞれ指摘された。図-1に示されるとおり、「人」中心のネットワーク型と結ぶセンター方式では、その中間組織のありかたとして、まちづくりセンター中心がとりあげられ、とくに「板橋方式としての「組織」中心の地区協議会方式を土台とする「人」中心の市民生活会議、コミュニティ・フォーラムとの回路づくりにおいて、まちづくりセンターのもつ意味と機能は大きい」（P114）とし、「まちづくりセンター構想づくり」が提言されることになった。

今年度は、こうした提言の具体化、指針づくりを研究課題とし、調査活動をおこなった。もちろん昨年度の提言のなかですでに、その機能、運営のあり方、また人材バンク、行政組織職員の問題、ワークショップなども含んで「まちづくりセンター構想づくり」のアウトラインが示されているが、とくにここでは「まちづくりセンター」の運営、機能、ハード面に絞って調査を進めてきた。こうした視点から現在、公共・民間にかかわらず活発に活動を展開しているコミュニティ関連施設のいくつかをとりあげケーススタディを実施した。

以下では、まずこうした様々な施設タイプの事例報告をし、つづいて各事例について(1)組織・運営体制、(2)機能、(3)施設のハード面、(4)行政との接点・対応、(5)課題・問題点、将来構想のそれぞれからまとめ、板橋区の「まちづくりセンター構想づくり」の指針としたい。



「コミュニティセンター」参考事例の特性一覧 ①

事例タイプ	組織および運営体制	イメージ図
<p>I プログラム運営による ネットワーク求心型 世田谷</p>	<p>区の用地内に仮施設として公費で設置 全区から公募の運営委員20人（ボランティア）による運営委員会で自主管理、アルバイト常駐スタッフ</p>	
<p>II 公と民のバランス運営型 浦和・奈良</p>	<p>任意団体および社団法人の民間組織 専任スタッフ1～2名、他地域とのネットワーク化、アルバイト数名 会費収入、受託調査・自主事業による収入</p>	
<p>III 民間ビジョン先行の 公民ジョイントワーク型 荒川</p>	<p>株式会社（民間21人の出資により資本金1000万円で設立） 専任研究員2名、学生アルバイト</p>	
<p>IV シンボル事業による 地域運営への浸透型 大阪・川崎</p>	<p>民間の設立または行政の設置 運営はいずれも社会福祉法人 専任スタッフ1～2名、アルバイト</p>	<p>地域社会</p> 
<p>V 従来型コミュニティセンターの リニューアル型 町田・三鷹</p>	<p>公設、住民協議会による自主運営</p>	
<p>VI 人と組織をつなぐ コミュニティ・ショップ型 新橋・墨田</p>	<p>民間の飲食店または企業のモデルショップ 本業以外のアンテナ機能、周辺ネットワークの活性化の狙い</p>	

「コミュニティセンター」参考事例の特性一覧 ②

タイプ	諸機能	施設のハード面	行政側の対応
I	(1)パークショップ (2)まちづくりコンクール (3)運営委員によるプログラム運営	区の再開発準備組合のプレハブに間借り 会議作業スペース、広場 まちづくり関係資料	新基本計画の事業としての「まちづくりセンター構想」の実験拠点として位置づけ 主管課－街づくり推進課
II	(1)自主イベント（シンポジウム、映画会、バザー、まちづくり学習） (2)調査研究機能 (3)情報の収集と発信、出版 (4)サロン、たまり場	鉄骨2階建、民家を改造 事務室、会議室、	独自活動 理事会・運営プログラムには非公式に行政も参加
III	住宅事業の実践を民間ベースで機動的に、かつ公共的性格を重視する (1)HOPE計画、地区整備計画 (2)荒川探偵団－まちづくりシンポ、「銭湯探偵物語」刊行など	民間のマンション2室 作業スペース、会議サロン	独自活動 受託事業・イベントを通じて協力関係にある
IV	(1)共同作業を通じた民族文化の確認と日本人との共生関係づくり —— 民族文化祭、ふれあい塾 (2)各種サークル・教室 (3)集会スペース提供	鉄筋コンクリート建て 事務室、集会作業スペース、図書室	独自活動・行政援助なし 公設・職員（館長）派遣
V	(1)コミュニティ・イベント (2)集会スペース、体育施設	鉄筋コンクリート建て 会議室、ホール、プール 体育館、図書室など	公設、各種の事務委託やプログラム運営を要請 予算5000万円/年 予算なし、改築要求中
VI	(1)サロン・たまり場機能 (2)情報交換機能、情報パンフレット (3)飲食サービス	ビルに間借り1～2室 可動式間じきり、テーブル椅子、OA機器	独自活動

「コミュニティセンター」参考事例の特性一覧 其03

タイプ	課題・問題点	将来構想
I	<p>既存の住民組織との調整が未解決</p> <p>実験を継続しながら住民参加で構想を形作っていくので、機能・組織・財政などの最終イメージは未定</p>	<p>区内数ヶ所に展開の予定</p> <p>諸機能--①専門家派遣, ②相談機能 ③学習, 教育機能, ④まちづくりの芽の掘りおこし, ⑤情報の収集提供 といった機能を構想</p>
II		<p>近隣・県内の他組織とのネットワーク化</p>
III	<p>実際的コンサルティングの現場と公的まちづくり活動のバランスを、業務・行政との関係のなかでどうバランスしていくか</p>	<p>周辺活動（探偵団活動、シンポジウム、スタッフ等）の拡大</p>
IV	<p>基本的課題の解決には息の長い活動が必要 地域社会の全般にどう浸透していけるか</p>	
V	<p>施設が手狭になり老朽化→増改築の時期にさしかかっている</p> <p>単なる官製プログラムの運用機関化の懸念 管理体制の硬直化</p>	
VI	<p>運営の財源問題→独立採算には耐えられず</p>	<p>単なるサロンに終わらず、中の議論を社 していく方策</p>

2. 事例調査とまちづくりセンターの機能

ー 1 「プログラム運営によるネットワーク求心型」…………… 世田谷区まちづくりハウス
すでにある程度のコミュニティ活動や人材の蓄積のある地域で、それらを横断的につなぐまちづくり活動と、その拠点となる新しいコミュニティ施設を作ろうとする場合、そのなかに既存の組織やリーダーを単純に入れ込むだけでは、円滑な運営は望めないだろう。まず、実質的レベルでの人と人の交流や、そこから派生する新たな人の発掘をともなう活気ある運営のためには、ある種のイベント、それも議論だけ留まらない、「身体を動かしながらアイデアを出しモノを作っていく」ワークショップの手法が有効だと考えられる。
このワークショップの手法とまちづくり拠点づくりとをミックスする、新しい試みの中から世田谷区「まちづくりハウス」の事例を紹介しよう。

(1)組織・運営体制

昭和63年7月、まちづくりセンター構想の実験拠点として、太子堂4丁目の再開発候補地内にオープン。区内全域から公募した運営委員20人で構成される運営会議による自主運営のかたちを取る。開館時間は月曜～土曜の9時～22時迄、16時～20時迄は常駐スタッフ（学生アルバイトによる当番制）が常駐（月・木は休み）。その時間帯には、誰もがフリーに出入りしてサロニック的に利用したり、付属の備品を使える。常駐スタッフのいない時間帯の利用は、原則として運営会議メンバーとその関係者に限るが、現在わくの拡大を検討中。一日の最終利用者が戸締りや施錠をして、鍵は近所の金融機関の保管場所にあずける

(2)諸機能

まちづくりハウス（まちづくりセンター構想）が目指す4つの方向性が検討されているが（資料1参照）、初年度の活動の柱は、①パークショップ、②まちづくりコンクール、③運営委員によるプログラム運営の3本に絞られた。

①パークショップ — ワークショップとポケットパーク造成の合成語。まちづくりハウス活動の目玉である。区が買収済みのポケットパーク用地（太子堂2丁目）50㎡で、ワークショップ方式による公園計画づくりを行っている（資料2参照および第三章参照）。

②まちづくりコンクール — まちづくりハウスのPR、人材発掘を狙った、プログラム運営の一環として行われた。絵地図づくり（住まい・職場・学校などの生活の場を手作りの絵地図にするコンクール）、まちづくり活動の記録（世田谷区内の身近な環境に関わる活動の記録）の2部門で作品を募集し、まちづくりハウスが事務局と応募作品に関する相談受付窓口となった。期間中（昭和63年9月）に約180人が応募、各作品と一緒にハウスへの提言を挙げてもらった。

	機能・具体的内容	運営体制
住まい・街づくり相談型	<p>現在、区が行っている、住まい・まちづくりに関する相談機能を受け継いで、よりきめ細かく対応できる体制をつくる。</p> <p>■具体的には……</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の建て替え、共同化等の相談。 ●資産運用に関する相談。 ●まちづくり全般に関わる相談など。 	
まちづくり学習型	<p>市民一般（子ども達も含む）のまちづくりへの関心を高めてもらうような啓蒙的活動を行なう。またそれぞれの関心を、より深めていけるような学習の場を参加者と共につくる。</p> <p>■具体的には……</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに関する情報・資料の収集と整理。 ●専門家等を招いて学習会をする。 ●テーマを決め、調査研究をする。 ●学校等とつながった教育プログラムの開発。 ●まちづくりをPRするイベント企画 など。 	
まちづくり住民活動支援型	<p>すでに様々な形で展開している住民活動、新たに起きる活動などのネットワーク拠点としての役割と、手助けのできる体制をもつセンター。</p> <p>■具体的には……</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民によるまちの点検活動の支援体制を、専門家・学生を交えて作っていく。 ●住民によるまちづくり、施設づくりへの提案作成の支援をし、行政側とのパイプ役になる。 	
まちづくり交流型	<p>世田谷区内外の各地で行われている、住民が主体となったまちづくり活動との、情報交換や交流を行う。</p> <p>■具体的には……</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国的なまちづくり活動交流会、シンポジウムの開催。 ●各地の事例視察 	



みんなで公園を作ってみよう！

パークショップ 開かれる

「わが町の公園に、自分のアイデアが盛り込まれたらなあ」。そんな夢を実現してくれるイベントが、たくさんの参加者を得て進められています。

題して「パークショップ」。皆で何かを作るという意味の「ワークショップ」と「パーク」を合わせた造語です。とりまとめ役は「高野ランドスケープ」という造園設計の会社で、もう各地で住民参加による公園を作ってきたベテランです。

対象地は、太子堂の「ひろばX（仮称）」と「あめんぼ広場」と呼ばれるいずれも小さな空地です。参加者は、造園等を学ぶ学生、地域でまちづくり活動にたずさわっている方、ひろばの近隣の方、自主参加の区の職員、ハウスの運営を手伝っているコンサルタントなどなど、年齢の幅もあり楽しい会になりました。人の入れかわりもありながら、毎回25人ぐらいが4つのグループに分れて作業を進め、模型を作り、発表をするまでに至りました。

「学校では、決してこんなこと学べません。ソフトな発想が持ててよかった」とは、学生さんの感想。「若い人と一緒に、何か作るのは楽しい」と言うお年寄りもいました。

今後は、それらの案を取り込んで「高野」で実施計画に向けての案をいくつか作ることになっています。その案を見ながらの話し合いが、10月上旬に持たれる予定です。どうぞ、ご参加下さい！

パークショップの今までの流れ

第1回（7月30日・ハウスにて）

- スライドを見てのパークショップの勉強会
- 似顔絵を描いてそれぞれが自己紹介
- グループに分かれて太子堂を歩きました
- 帰ってきてから、見たこと、聞いたこと、感じたことを、地図に書き込みました
- グループごとに、発表

第2回（8月17日・ハウスにて）

- どんな公園が欲しいかの話し合い
- みんなで一気に、絵を描きました
- グループ毎に発表（どろんご広場、落書きのできる壁など）
- 「ひろばX」「あめんぼ広場」のどちらかを選び、次回までに模型を作ることを確認

第3回中間作業（模型づくり）

- 10分の1のベニヤ板の上に、粘土、ボール紙、竹ひご、針金、絵具、様々なものを使って模型を作りました。最後は、連日夜遅くまで、ハウスでがんばりました。

第4回（8月28日・きつねまつりの広場にて）

- 発表パフォーマンスの練習
- 広場にて、各模型に対する見物人の人気投票（260ぐらいの票が集まりました）
- 「ひろばX」の発表は、現地にて
- 「あめんぼ広場」の発表はまつり広場にて
- 区民フロアで、意見交換。ヤジ馬が多数集まりました。人気投票の開票もしました



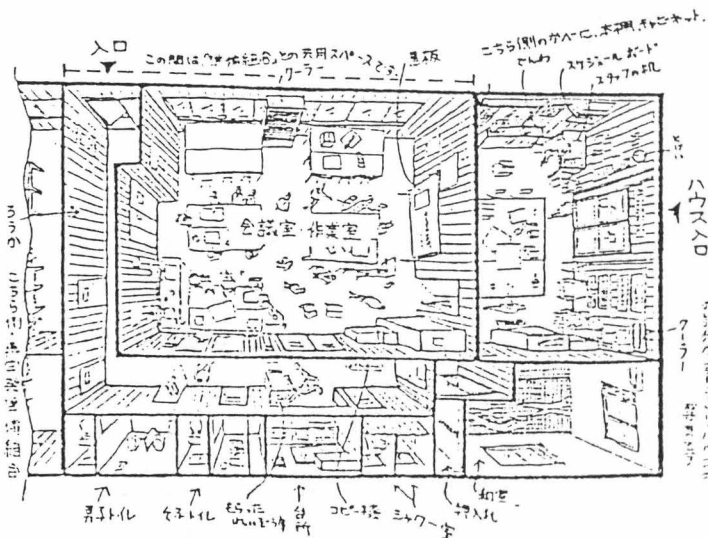
↑ハウスの模型づくり



↑きつねまつりでの発表会

③運営委員20人によるプログラム運営 — 「ハウスの運営方法は、関わる人みんな決めていく。活動は、運営会議に参加する人がやりたいことを持ち込み、運営会議で認められたプログラムに関してハウス（区）が援助をする」という運営方針に則って、パークショップやその報告会の参加者に自由な提言をあげてもらい、提案のあった企画を運営会議にかけた結果、すべて実施することになった。まちづくり活動マップづくり、老人給食のシンポジウム&展示会、街の暮らしの変化を記録しよう、きつねまつり、まちづくり学校（学習講座）、地図による「まちの世界の体験」展示&講演会などである。

(3)施設のハード面



(4)行政側の対応

昭和61年の世田谷区新基本計画のなかで、「まちづくりセンター構想」が掲げられた。主管課は都市整備部街づくり推進課 — 担当職員は課長以下4名である、関連セクションとの調整を図るため課長クラスの「庁内検討委員会」を設置。また、パークショップには主管課のほか、土地調整課（都市整備部）、公園課（土木部）が共同で対応している。

(5)課題・問題点

まちづくりハウスに関しては、実験段階の今は、街づくり推進課のルートのみで区民に働きかけているが、来年度以降は庁内調整や既存住民組織との調整が必要になってくることが予想される。例えば、地域振興課の所管する地域活動団体連絡協議会、町会を中心とした身近なまちづくり推進制度の活動との連携など。

(6)将来構想

将来は区内数ヶ所にセンターを展開し、それらのネットワークとワークショップで多彩な催しの展開をはかっていく予定。機能としては、①専門家派遣、②専門家相談（住宅、公園について等）、③学習会・プログラム運営、④職員又は専門家による市街地整備の芽のほりおこし、⑤資料収集・情報提供、といったものが考えられる。

ー 2 「公と民のバランス運営型」 浦和市・市民文化センター
 (株)奈良まちづくりセンター

コミュニティ活動やまちづくり活動を継続していくうえで、とくに民間のボランティア活動が往々にしてかかえる課題として、リーダー養成、人材発掘、資金の確保、地域住民や行政との関係などがあげられる。例えば新たな人材発掘といっても、運動がボランティア的な活動に支えられている所が多く、実際には余裕がない。そこで、最近では行政の支援協力を得て、民間の運動成果を事業化するために、まちづくり活動の法人化をはかる動きが出はじめています。

その中でも、内容がコミュニティ活動や文化活動を中心としたソフトな面に広く展開している事例として、浦和市の市民文化センターと(株)奈良まちづくりセンターを紹介する。

(1)組織・運営体制

浦和市の市民文化センターは民間の任意団体である。「自主・自立を旨とすること。従ってどこからも財政援助を受けず、かつ、特定の政治・宗教・営利を目的としないこと」を大原則として、昭和53年11月、3人の有志が資金300万円をもって発足した。活動は以下に紹介するように多岐にわたっているが、それぞれの趣旨を明確にするために独立した名称と会則を持っている。市民文化センターは、それらの活動に関して、①あらゆる活動の対外的責任を負い、②各地域に、地域住民が主体性をもった活動を行う“場”づくりを手伝い、③情報と経験を提供する、といった総合事務局の役割を果たす。「誰もが無理のない時間を使って参加できる組織づくり」の仕掛けとして、「常任スタッフ」（代表1名＋主婦5名）、定例開催地の推進スタッフである「地域スタッフ」、催し物のつど任意に必要なに応じて参加する「フリースタッフ」がある。企画運営は、常任スタッフと地域スタッフの定例ディスカッションで決めていく。活動費用は、活動を通じての入場料収入と月謝で賅っている。

奈良まちづくりセンターは、地域在住の会社員、商店主、公務員、建築家や都市計画コンサルタント、弁護士、会計士、主婦などが幅広く参加した市民運動団体である「奈良地域社会研究会」を前身として、7年の活動実績を積んだ後、まちづくり運動の実践とシンクタンクの両面の顔を持つ、まちづくりに携わる市民運動団体としては全国で初めての公益法人（社団法人）として昭和59年に設立された。現在、会費収入 150万円/年（会員合計は約180名）と、受託調査収入、事業収入で、年間経費約 400万円を賅っている。

(2)諸機能

市民文化センターの活動プログラムは、「埼玉子ども映画会」「埼玉むかしむかしの会」「浦和市民寄席」「街かどに文化とふれあいの場をつくる運動」「埼玉常民大学」「文化教室」など地域に密着した活動を原則に展開している。例えば、「埼玉子ども映画

会」は昭和54年以来140回以上の上映会をかさねると共に、浦和・春日部・久喜・蕨・狭山など県内12都市に展開し、それぞれの都市の地域スタッフ4～5名や、開催地の学校・子供会とも緊密な関係を作っている。また、上映会後には、子供たちの感想を絵や文章にしてもらって「グリーンピース」という文集を発行して、原作本の読書指導も行っている。

奈良まちづくりセンターの機能は、①まちづくりに関わる調査・研究、②住民によるまちづくりの推進・支援、に大別できるが、事業としては①-まちづくりに関わる受託調査研究・自主調査研究、出版、②-まちづくりサロン、まちづくり瓦版、奈良町フェスティバル、まちづくり情報誌と資料公開、などがある。

(3)施設のハード面

鉄骨2階建の事務所（1階が事務スペース、2階は小ホール）や、民家を改造した事務所スペースなど、小規模である。

(4)行政側の対応

「街かどに文化とふれあいの場をつくる運動」では、浦和市と市民文化センター事務局が共同して実現した経緯もあり、行政との協力関係は良好のようである。

奈良デザイン会議、21世紀ネットワーク協会など、行政・経済界・学会をも巻き込んで、かたちでの、まちづくり運動を幅広く仕掛けている。

(5)課題・問題点

いずれも財政的に豊かとは言えない、資金難はつねに課題である。しかし反対に、奈良まちづくりセンターを視察したある自治体の幹部は「当自治体では制度としてのまちづくりは整った、しかし具体的な事業を押し進めようとするとき、行政が表に出るとどうしても住民の反発がある。住民と行政の中間的位置づけの中で、住民によるまちづくりを推進する行政外組織は必要だ」との感想を残したという。

(6)将来構想

市民文化センターは、冒頭に挙げた大原則にのっとり、行政と地域住民のはざまを行く独自の路線を現状のまま継続していく考えのようである。

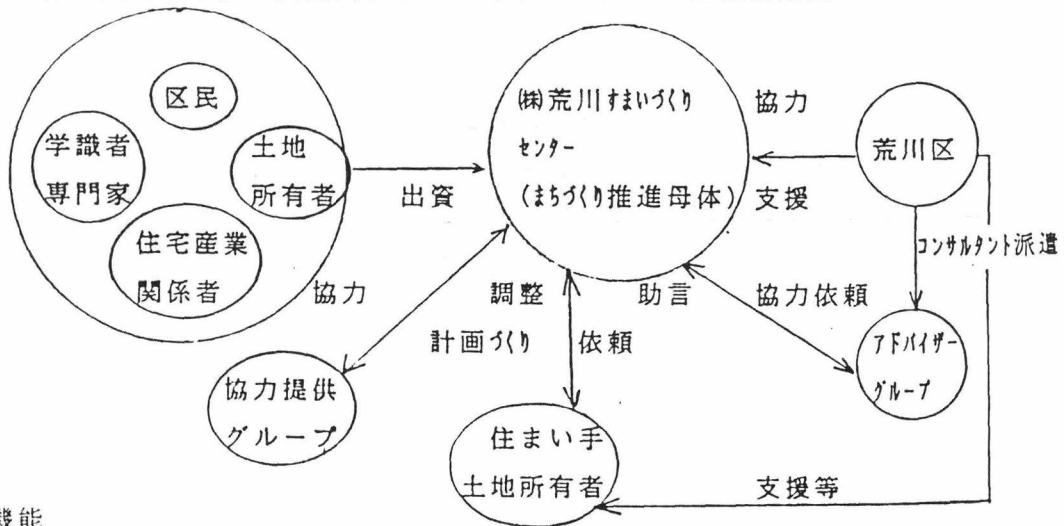
奈良まちづくりセンターでは、将来的には「市民、行政、経済界、学会の四位一体による強力な体制づくり」を目指して、積極的に提案・提言活動を展開するとともに、昭和60年設立した、奈良デザイン協会につづくニューパワー団体、例えば、国際コンベンション協会、21世紀ネットワーク協会などの設立を仕掛けている。

－ 3 「民間ビジョン先行の公民ジョイントワーク型」 …………… 荒川すまいづくりセンター
 前述の－ 2 と同様の動きのなかから現れてきたタイプであるが、内容が住宅や街区等の環境改善運動を中心として、ハードな面を中心に展開している例が見られる。

(株)荒川すまいづくりセンターはこうした特色を持つほかに、まちづくり活動を株式会社形態ですすめようとするユニークな例といえよう。

(1)組織・運営体制

(株)荒川すまいづくりセンターは組織上は純然たる民間会社である。荒川区では、建設省H O P E 計画の計画策定の過程で、住まい手、寺院、青年会議所、土地所有者、建築業関係者、設計業者、不動産業者、金融機関など、さまざまな立場の人々との情報交換の場として「住まいづくり懇談会」「異業種交流会」を数多くもった。この話し合いのなかで、土地所有者、住まい手それぞれから、悩みを相談でき、問題や対応策について街のスケールで荒川区の将来を議論できる場、隣近所との協力のための話し合いの調整役の機能を期待する意見が多く出された。それに対応して、いち早く民間レベルから、地元の若手有志が結集し、「荒川の街を愛し、荒川の街を少しでも良くしたい情熱を持った住民が、自分達の責任と努力で、自分達の街・荒川を変えよう」という決意のもと、21人の出資者が合計1000万円の資本金を集め、昭和59年7月(株)荒川すまいづくりセンターを設立した。専従スタッフは2人である。(株)荒川すまいづくりセンターの会社機構図



(2)諸機能

荒川すまいづくりセンターに求められる組織の性格は、単なる情報交換の場ではなく、住まい・まちづくりに主体的に取り組む性格であった。しかも、さまざまな関係者の主体的な地元参加により、機動力と実践力にとみ、建て替え時の相談や誘導等、きめの細かいすまいづくりを進める民間感覚のある組織性格である。このため、組織づくりには、責任の所在の明確化、区民からの納得の得られやすさ、設立期間の短さなどの理由から、株式会社形態が採用された。機能としては、①住まいづくり・まちづくりにかかわる調査・計

画づくり、②住まいづくり・まちづくりのシンポジウムやイベントの企画、運営、③それに関連したパンフレット・刊行物の編集と出版（「銭湯探偵団物語」など）、④住宅相談やまちづくり協議会など住宅組織にかかわる調整活動・運営などである。

(3)行政上の位置づけ

行政は、公式的には一民間会社としての対処をとっているが、設立の経緯・その公益が公共的性格を、どう認知するかが定まっていない。

(4)施設のハード面

マンション1室を事務所にあて、さらにもう1室を会議・作業スペースにあてている。

(5)課題・問題点

株式会社としての採算の取れる事業と、探偵団活動などのまちづくりの仕掛けとしての活動のバランスがこれからの課題である。行政との連携をもっと密にとることも必要。

(6)将来構想

①すまいづくり活動 — 都心性の高い、便利で歴史文化のある都市・荒川に、その文を継承しうる都会人たちが住みつづける住宅を供給していく努力。（銭湯日本一の風土を活かす、〈住まい学〉の講座、住宅シンポジウムの継続、荒川体験学会議、コーポラティブ住宅の建設、安定した賃貸住宅の建設）、②まちづくり活動 — センターは住宅事の実践が主たる業務であるが、まちづくりに関わる他の組織との連携や発掘、養成も大であり、また、荒川のまちづくりを進めていくためのコンセプトづくりも重要である。在の体制では、これらの対応に限界があり、まちづくり推進に向けての新たな体制づくりを考えている。（公益法人化の検討、まちづくりスタッフの拡大＝家庭の奥さんなどをえる、寺社のまちづくり＝参道や境内の環境づくり、荒川探偵団の継続、荒川まんだら荒川のすまいとまちを考える会の充実）。

ー 4 「シンボル事業による地域運営への浸透型」 大阪市・聖和社会館
川崎市・ふれあい館

地域のコミュニティ・レベルでは従来から、公民館、児童館、社会教育会館、福祉センター、消費者センター、小中学校等が、それぞれの立場から活動を蓄積してきた。これらコミュニティの周辺施設にあたる施設でも、地域での新たな展開を求めて積極的に地域の自主運営あるいはまちづくりを志向する活動をはじめた。

大阪市生野区の「聖和社会館」と川崎市桜本地区の「川崎市ふれあい館」は、設立の経緯こそ私設・公設と異なっているが、運営は地元の社会福祉法人が行い、施設的にはやや系統のことなる法人格がコミュニティ活動・地域運営にのりだしてきた例として注目される。また独自の地域性をもりこんだ、在日外国人と日本人の共生関係をも模索する文化事業の展開の経緯は、「たがいに異質なものを認めあって共に生きていく」コミュニティの精神を最先端の部分で実験しているとも言える。

(1)組織・運営体制

聖和社会館は、セツルメント運動の時期に大阪毎日新聞社が設立した「大毎善隣館」を前身として、キリスト教会団体が設立した社会福祉法人であり、その経営は教会関係の募金と館の貸室事業でまかなわれている。行政からの援助はない。社会館の専任として館長と主事2名、パート1名がいる。300坪の敷地内には、社会館のほかに保育園とキリスト教会があるが、それぞれ運営は独立である。

川崎市ふれあい館は、昭和63年夏に川崎市が開設した新しい施設である。館の職員10名のうち館長に市職員をおいた他は、その運営のほとんどを地元で留守家庭児童の保育・非行問題などを日本人と在日韓国人・朝鮮人の協力で運営・指導してきた実績のある「社会福祉法人青丘社」に委託している。

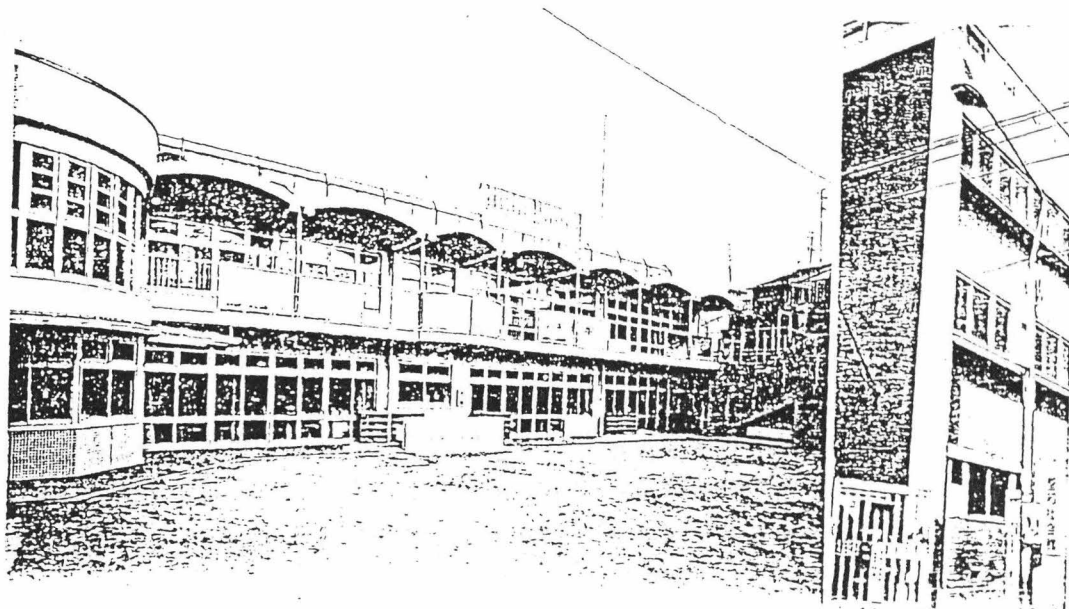
(2)諸機能

聖和社会館の定例活動としては、子供の教室（子供会活動、ピアノ習字教室）、地域活動への協力（オモニ学校、生野民族文化祭）文化サークル活動（社交ダンスクラブ、バレエ教室、おどり、子育て教室、英語教室）などであるが、最大の事業は「生野民族文化祭」である。これまで7回の「民族文化祭」の開催により同館の地域活動は住民に認知され始め、地元住民の意識をじわじわと変えてきた。また出演者等のイベントをささえる動きも大阪市内全域に広がった。

川崎市ふれあい館は、「川崎市こども文化センター」との統合施設として建設されている。定例活動としては、「ふれあい講座」を始めとして、「成人学習サークル」「こども文化学習サークル」等と、図書貸し出しや会議室提供を行っている。

(3)施設のハード面

建築年月にかなりの違いはあるが、両館とも鉄筋コンクリート2～3階建施設である。



(4)行政側の対応

大阪市では社会福祉法人に対する行政措置はない。したがって行政組織とは離れたところで活動している。川崎市の場合は、積極的に行政が援助している。

(5)課題・問題点、(6)将来構想

今後の課題として、日本人とのおりあいの具体的模索、一世と二・三世との意識の違い、一世の影響力低下といった問題に10年～20年のスパンでの地域の問題として取組んでいく行政としても、日本人と外国人の両方を政策の射程に入れざるを得なくなってきた。

ー 5 「従来型コミュニティセンターのリニューアル型」 ……三鷹市コミュニティセンター
町田市玉川学園文化センター

1970年代には大都市郊外の自治体を先駆として全国の自治体で多くのコミュニティセンターが建設された。それらの施設はそれまでの出張所・集会所等の小規模な施設から一歩すすんで、地域の住民協議会にささえられたより多機能・大規模な施設として、それなりの評価を得てきた。

東京の「三鷹市コミュニティ・センター」や「町田市玉川学園文化センター」は、そうした施設の比較的はやい事例として注目を集めてきたが、開設からそれぞれ10年以上たった現在、それらの維持管理や運営体制あるいは機能・施設がどう変化してきているのか、検討しておく必要があると考える。

(1)組織・運営体制

三鷹市コミュニティセンターでは、施設建設の段階から住民参加をシステム化し、完成後は地区の住民協議会へその管理運営を全面的に委託している。年間予算＝助成金5000万円のうちコミュニティ・センター職員の人件費、運営費までは行政が管理するが、それ以外の活動費については、民主性・開放性・宗教営利目的の排除を原則として「住民活動」にまかせる。第1号の大沢では、運営委員の選出を各団体からの推薦によっていたが、住民全員のなかから自由に公募する形に改変したところ応募者が集まらず、また団体からの推薦にもどした経緯もある。現在1センターあたり平均して100程度の登録団体がある。

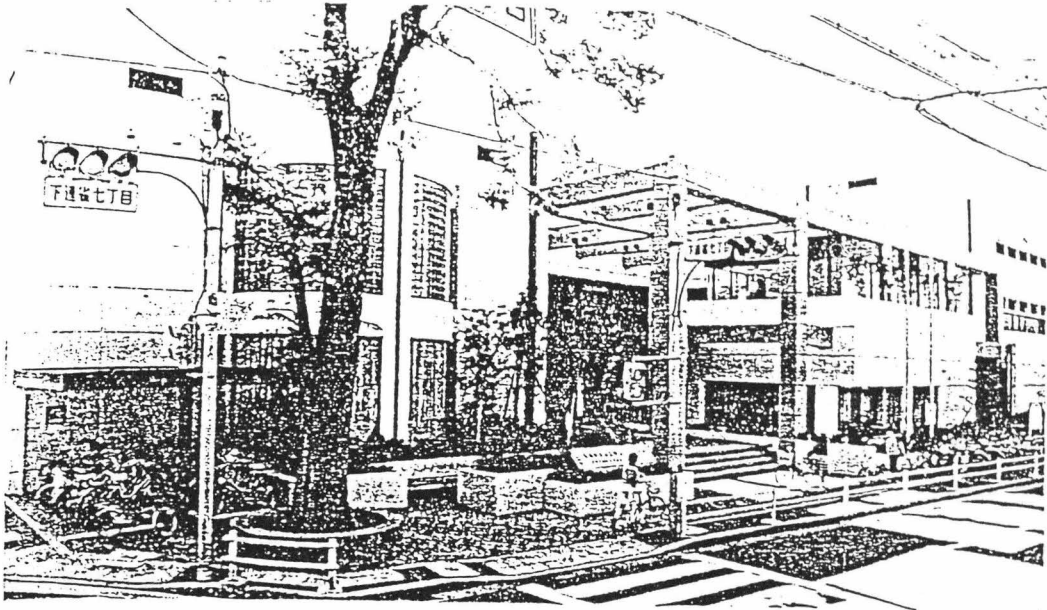
多摩川学園文化センターは、昭和49年町田市コミュニティ・センターの嚆矢として設置され、現在その運営は第8期の運営委員会に引き継がれている。市職員は係長と主事の2名が常駐している。運営委員会は住民懇談会の中から自薦他薦により選出され、定員は20人、2年1期で2期迄の限定。運営委員の改選は住民懇談会へ諮る。運営委員会の独自予算はない。

(2)諸機能

三鷹市コミュニティセンター設置は昭和49年の大沢コミュニティセンターから始まったが、最新の昭和59年オープンの連雀コミュニティセンターで6ヶ所が完成した。当初の集会所、図書室、体育館、プール等の複合機能が利用者の増加でやや手狭になってきたのに対応して、連雀ではそうした機能を継承しながら、駅近くの好立地に大きな用地を確保し近所の住民がより立ち寄りやすい雰囲気のある玄関ホールを持つサロンのようなスペースを内包する「ターミナル的」なものとして、その機能・規模はゆるやかに変化している。

多摩川学園文化センターでは、運営委員会で、映画部会、研修部会、広報部会の各部会の活動予定を調整する他、センター使用団体の部屋割りを決める。映画部会は年2回映画会を開催、研修部会は学習会・研修会を運営、広報部会は毎月広報を発行。

(3) 施設のハード面



運雀コミュニティ・センター全景

(4) 行政側の対応

三鷹市では市内コミュニティセンター7ヶ所構想を展開。ほかにコミュニティ施策として町会自治会が管理運営している「地区市民館」もある。

町田市では、昭和57年地域センター条例を設置。行政はまず施設づくり＝地区によって特色のある施設が必要、次に住民リーダーの養成、財政援助が領分と考える。

(5) 課題・問題点

三鷹市では、コミュニティ・センターの行政の下請化の傾向が問題となっている。住民協議会の活動プログラムも行政に依存しがちである。活動内容で営業目的は不許可だが、華道・絵画教室などの先生への車代、材料費の負担のしかたは微妙な問題。また年間平均して5000万円の行政の経費負担が妥当か、有料化・基金・ボンド等をふくめて、現在自治体コミュニティ専門部会で検討中。

玉川文化センターでは、部屋貸しの定例制を実施している。定例利用サークルを半年1度登録して固定し、2期（1年）の間月1度の利用を保障する制度であるが、部屋がないための苦肉の策である。サークルの数は当初20団体ほどだったのが、昭和60年代に急増し、現在は100近いサークルがひしめいている。コミュニティ活動の充実に比して圧倒的に器が足りない。

ー 6 「人と組織をつなぐコミュニティ・ショップ型」…………… 新橋・都市小屋YU、集
墨田区モデルショップ

いままで見てきた施設とはまったく別に、民間の飲食店あるいは工場・工房などのなかから、ネットワークをつなぐ拠点・事務局として、あるいは企業活動のPRやアンテナショップとして、独自に地域住民の沙龙的な機能やネットワークの結節点となる可能性を含んだ試みが現れてきた。

そのような例として、港区新橋の喫茶店「都市小屋YU・集」や墨田区の「モデルショップ制度（龍波硝子、梅鉢屋）」を紹介する。

(1)組織・運営体制

都市小屋「YU・集」は、都心に働くサラリーマン等の自主グループが、会場難の解消を自ら店を持つことによって恒久的に解決しようとして設置したサロンである。会員は年会費¥10,000（原則として2年前納）を納める。法人会員は年会費¥30,000で3人迄の登録可能。事務局からは毎月の会合日程を知らせるサロン誌が配られ、興味のある人間が自由に参加する。もちろん会員以外も当日参加料（¥3500）を支払えば自由に参加できる。事務局は会員の主催するサークル活動に場所を提供し、会場のセッティング・軽食のサービスを行う。サークル数 100程度。

墨田区では、昭和63年度からモデルショップを開設しようという事業者には、店の設計や商品づくりの専門家を派遣して支援している。また店舗の新築・改装費用などの経費の半額を200万円を上限として補助している。今年度その第1号指定が2件誕生した。

(2)諸機能

都市小屋「YU・集」の機能はサロン機能であり、人と人の結節機能である。各サークルには積極的に外部の講師を招いて人と人のであいの場を演出している。また不定期には、サークルの合同シンポジウムやセッションを開催するが、その際には事務局がコーディネイトの役割を果たす。

墨田区モデルショップ — 龍波硝子ではモデルショップ内に自社工場のガラス製品の製造工程の様子を映しだすモニターを3台設置し、通りすがり或いは買物をしながら、その様子を見てもらえる工夫をしている。自社のより幅広いPRを目的としている。梅鉢屋は、和菓子の店であるが、店内の一角に立礼式（りゅうれいしき）と呼ばれる茶室を据え、来店したお客さんにギャラリーとしても開放している。

(3)施設のハード面

都心部のビルの一室をYUと集でそれぞれ間借り。

モデルショップの施設は事業者によってさまざまであるが、小規模なものである。

(4)行政側の対応

都市小屋と地元自治体とは特に連携していない。

モデルショップは行政が積極的に支援して推進している。その動きは未だ完全に民間の自主性を誘発するには至っていない。

(5)課題・問題点、(6)将来構想

都市小屋は会員からの会費収入にたよって運営しているため、資金不足を解消するための会員拡大がつねに課題である。

墨田区では、区内の事業者の活動や技術をモデルショップで紹介してもらうことによって、まず地域住民に愛される「すみだブランド」を創り、地域の活性化に結び付けようとしている。

3. 「板橋型まちづくりセンター」構想の施策化へ向けての指針

— それぞれの事例から学ぶ「まちづくりセンター」の諸側面 —

ここでは、これまでみてきたⅠ～Ⅵのタイプの各施設の事例を、板橋型の「まちづくりセンター」構想（＝行政（公）と民間（私）とつなぐ新しい中間施設（共）の仕組みづくり）の指針として役立てるために、(1)組織・運営体制、(2)機能（事業内容・運営プログラム）、(3)施設のハード面、(4)行政との接点・行政の対応、(5)課題・問題点、及び将来構想のそれぞれからまとめることとしたい。

(1) 組織・運営体制

行政（公）、民間（私）という軸から、組織・運営体制について整理すると、主に以下の四つにまとめることができよう。

その第一は、施設は公設であるが、運営は住民委託（住民組織による自主運営）の運営体制によるもの。これにあたるのがⅠとⅤの施設タイプであった。前者のⅠタイプの事例では、行政区域の全域というかなり広域の範囲で住民のボランティアを募り、これによって運営委員会が組織され、施設が自主運営・自主管理されていた。現段階においては広域のレベルでの参加であるので地域的には限定されないで誰もが個人の資格で自由に参加できうる。またこのタイプの事例の大きな特徴ともいえるが、その参加メンバーは固定メンバーというよりもむしろ様々な事業プログラムによって参加メンバーが組織されていることである。後者のⅤのタイプの事例では、いわゆる既存のコミュニティセンターの運営方式に多くみられる施設利用団体の代表者、個人（公募）からなる住民協議会への運営委託をとっていた。しかし、このタイプの事例が前者のそれと相違している点は、その構成メンバーがやや狭域で地域的な限定性をもっていることである。その点では、既存のコミュニティ施設のもつ日常的な生活圏から逃れられない煩わしさが存在することも否定できない。この二つのタイプの住民組織による運営のあり方は、板橋型の二層式の住民組織の組織化に大きな示唆を与えてくれている。

第二は、施設が公設であるか私設であるかにかかわらず、その施設が「公」と「私」の中間にある「公益法人」の委託または自主運営によるもの。しかも、この法人は長いあいだ地域の中で活動してきた既存住民組織の施設運営あるいは委託であり、これは地域住民による自主管理体制ともいえよう。したがって、当然施設とのつながりは充分あるし、行政との対応からいっても、まさに地域住民と行政との媒介的役割を果たす位置にある。これがⅣのタイプである。しかも、このタイプの二つの事例は、ともに公益法人であり、その点では、まさに「共」の位置にある民間の組織といえよう。

第三は、まったく独立の経営組織体である民間組織による運営であるが、事業・イベントその他によって行政と協力をもっているもの。その点では、行政と民間の接点的役割の施設それ自体が担っている。これにあたるのが、ⅡやⅢのタイプの事例である。しかし、その協力体制は、行政とのスタンスの取りかたいかんによって微妙な違いがみられる。前者のⅡのタイプの事例では、やや行政よりの運営体制、後者のⅢのタイプの事例では民間主導型の運営体制になっていた。このタイプでは、後述する事業内容を見るとあきらかのように、プログラムそのものが幅広く多様なものとなっている。これは民間組織特有の自由度の高い運営体制によるところが大きいと思われる。また、事業が行政との協力を要する公共的なものが多いことも特徴的であり、それ故、Ⅱのタイプの事例のなかには、公法法人化を将来構想として持っているものがある。

第四は、全くの民間の個人、経営者人による「店」を「サロン」として開放するもの。これにあたるのがⅥのタイプの施設である。ここでは、運営そのものが個人の、あるいは企業経営者の才覚によっている。したがって、これは不特定多数の人々にひらかれておもしろさや興味を持つ人なら誰でも気軽に立ち寄れる性格をもっている。むしろ、こうした自由さや気軽さが「まちづくりセンター」の運営体制に求められよう。

さて、これらの事例は、Ⅵのタイプを除きいずれもいわゆる「公」と「私（民間）」中間的施設の性格をもっている。昨年度の提言において、行政と地域を結ぶ中間組織として「人」中心のネットワーク型と結ぶセンター方式が取り上げられ、これにみあった中施設として「まちづくりセンター中心」が提言された。運営にあたっては、「さしあた行政系列の公共施設としてスタートするのが望ましい」（P114）とあり、しかも「とく板橋方式の「組織」中心の地区協議会方式を土台とする「人」中心の市民生活会議、コミュニティ・フォーラムとの回路づくり」（P114）を意味する二層式の住民組織が提言された。この運営体制のあり方は、第一番目に指摘した「施設は公設、運営は住民組織」が考となる。しかし、この住民組織による運営体制も、Ⅰのネットワーク型の住民組織Ⅴの既存住民協議会型の住民組織の二タイプがあったが、板橋型の二層式住民組織は、まさに両者の接合であると考えられよう。では、いかなる方向性が考えられるのか。このについては後述する「(5)課題・問題点、及び将来構想」によって両者の問題点・課題がさらけにされるので、そこで具体的に考えてみたい。

とはいえ、次に述べる施設のもつ機能であきらかにされるとおり、民間組織による施設運営の在り方もまた、多様な事業プログラムを自由に運営しているという点において板橋型の「まちづくりセンター」の施設運営のあり方におおいに参考となる。

(2) 機能（事業内容・運営プログラムから）

IからⅥのタイプの施設から、それぞれのもつ機能をまとめると次のようになる。

まず第一に指摘できる点は、これまでのような地域諸団体・住民の結節的機能に加え、そうした組織を超える形での出会いの場、すなわち様々な人々が出会う「サロン」「溜り場」的機能への展開がみられるのである。これを可能にしているのが、様々な事業・イベントである。こうした巧みな演出を介在させながらそれぞれの事業毎にメンバーが組織化されている。こうした動きが最近顕著になってきており、ここで紹介した事例においても共通にみられた傾向であった。つまり施設の様々な事業・イベントによって人・組織が集まり、むしろ施設の事業を介してのみ人々が組織され、ネットワーク化がはかられているともいえる。しかもそのプログラムは、そこに集う人々に関心に応じたものであるため一つの領域に限らず実に多様なものになっている。したがって、従来の比較的地域に密着した固定メンバーとプログラムから運営されていた日常的施設の限界を超え、またいわゆる専門的施設にはない多様な人とプログラムをもつ「サロン」「溜り場」的機能がここに見出せることになる。その先端的かつ典型的事例が、ワークショップ方式をもちいたプログラム運営体制によるⅠのネットワーク型である。この事例が示すように、施設の事業プログラムによってさらにまた新たな人の出会い・触れ合いが可能となり、コミュニティづくり・まちづくりの運動の拠点ともなる。またそれらをとおして学習の機会を得ている。

このようにみてくると、個々人の関心に応じた活動・プログラムの運営は、組織・団体にとらわれず「個人」の資格でも気軽に立ち寄れるサロンの様相を呈する結果を生じてきている。その点で従来の施設イメージを超えだしてきているといわざるをえない。

第二は、専門家による相談機能がみられていることである。とくに、Ⅲのタイプでは、住宅の設計・建築が本業であるため、住宅の相談機能が主要な機能になっている。また、Ⅰのタイプでも将来的には住宅の建て替え等の相談機能を取り入れたいという。現段階の事例では、住宅関連の相談機能がほとんどであるが、すでに昨年度提案したような弁護士・医師等の専門家の常駐も今後出現するのではないだろうか。このこととかわかって、こうした専門家集団によってまちづくりの調査・企画が担われることも考えられる。すでにみたとおり、ⅡとⅢのタイプでは、他方で本業としてのまちづくり・すまいづくりの調査・設計を行い、その一方で地道なまちづくりを進めてきている。こうした組織の事業形態は、専門家集団の常駐するような「まちづくりセンター」の実現にとっておおいに参考となる。

第三は、地域情報、コミュニティ活動情報のセンター的機能についてである。この点については他の章で検討がくわえられる「人材バンク」の事業化とも絡んでいるが、情報の交換・収集の機能がⅡやⅥのタイプにみられている。

以上のように、昨年度提案した「まちづくりセンター」の4つの機能 — ①各層住民・各層集団・組織の結節的機能、②サロンの・溜り場的機能、③専門家の常駐・相談などの専門的機能、④人材等様々な情報の交換・発信・ストック機能（P116） — はすでにここで紹介した事例のなかでも認められてる。むしろここで紹介した施設の動向はまちづくり

形成にかかわる施設の新たな動向として注目され、板橋区においても早急に進められるべき機能要件であろう。

(3) 施設のハード面

ここで紹介した様々なタイプの施設の規模は、概して大きくない。それは、ⅡやⅢのタイプのように民家を改造したものであったり、マンションの一室であったりしている。あるいは、Ⅴのタイプのようないわゆる喫茶店やアンテナショップといったようなこじんりとした個人のサロンであったりした。われわれがここで参考とすべき点は、規模の大小にかかわらず、身近な日常的施設の域を超え、個々人の関心領域に見合った情報の交換場としての施設づくりがいかになされているかであろう。つまり、個人の関心に応じ自由にその施設を利用できるか、いかにその施設が日常性や専門性を超え人々にひらかれているかにキーポイントがあると思われる。

そういった点から施設のハード面をみると、これらの事例に共通していえることは、気軽にその施設を利用できるかの雰囲気づくり、そのためのハードな面での設計づくりがなされていたことである。マンションの一室であれ、プレハブの間借りであれ、その中で、いずれの施設も「たまり場」ともいうべき空間が用意されている。それは、サロンであったり、作業室であったりしている。また、普段はひっそりとしているのに、イベントがあるときだけにぎわっていたりする。なお、こうした事業は屋外でやることも多く、しる「目に見えない施設」がそこに存在することになる。なお、こうした施設づくりはとりわけ民間施設の事例に多くみることができた。また、既存のコミュニティ施設のなかでも、最近できたM市の駅前に立地するターミナル型のコミュニティ施設のように、その立地の性格のため利用者も不特定多数で地区外の者も多く、施設づくりも1階にひろくフロアをとって住民がフラリと立ち寄れる空間づくりが工夫されていた。

つまり、要は、単にサークル団体、住民組織等への貸し部屋・集会室の確保だけでなく、新しい出会いの場としてまた活動の拠点として自由に集うことができるサロンの場空間づくりができるかにかかっているとおもわれる。

なお、情報機能、相談機能の点については、人材バンクのところでもくわしくふれられたのでそちらに譲ることにしたい。

(4) 行政側の対応

「行政側の対応」については、すでに「(1)組織・運営体制」でも述べており重複するおもわれるが、再度ここで整理しておきたい。

ⅠとⅤのタイプは、施設そのものが公設であり、とくにⅤの既存のコミュニティタイ

では運営においても住民組織への委託という形で事業費として予算化されていた。またⅠタイプの場合はいまだ実験段階であるものの「基本構想」に基づいてすすめられており、行政の施策プログラムにきちんと位置づけられている。

民間のコンサルタントであるⅡとⅢのタイプは、行政からは一定の距離をおいた活動を展開しているが、受託事業・イベントをつうじて行政との協力関係をもっている。その点では行政との連携化がはかられている。「まちづくりセンター」の設立にあたってはこうした民間の専門機関・集団との連携のありかたも問われてこよう。

Ⅵのタイプは、現在のところ行政と切れたところで独自の活動を展開している。むしろ行政はこうした民間の、個人レベルのサロンの情報をいかに掬いあげ、行政の各施設とネットワーク化をはかっていくかが重要であろう。

板橋区の場合、「まちづくりセンター」への行政対応は、すでに昨年度の提言のなかの「なお、このまちづくりセンターを第3セクター、ないしは民間非営利の施設として運営する区市町村も少なくない。将来的には民間非営利へ移行を含むとしても、これまでの地区センター、コミュニティ・センターとの調整という観点から、さしあたり行政系列の公共施設としてスタートすることが望ましい。」(P114)というように、さしあたり現段階ではいまだ流動的ではあるⅠのタイプやⅤのタイプの事例が参考となろう。しかし、その場合でも「(2)機能」のところで述べたとおり、多様な事業プログラムが自由に運営されることが可能とならなければならない、また施設の管理をめぐる融通性がなければならない。その点では民間組織の運営体制が多いに参考となることはいうまもなかろう。

(5) 課題・問題点、及び将来構想

課題・問題点、及び将来構想については、それぞれのタイプによって独自の問題、構想が提起されているが、こうした点は、今後板橋型の「まちづくりセンター」を構想していく場合有益であると考えるので、やや詳しくみていきたい。

Ⅰのタイプは、現在行政側が基本構想のなかで「まちづくりセンター構想」の実験拠点として位置づけ進められているセンターづくりである。今後は区内数ヶ所に建設の予定である。また、現在考えられているセンターの機能は①専門家派遣、②相談機能、③学習機能、教育機能、④まちづくりの芽の掘り起こし、⑤情報の収集・提供といった機能になっている。しかし、問題は、施設を運営する委員会と既存の住民組織の調整をいかにはかっていくかにあるという。いってみれば、板橋方式でいう「二層構造のコミュニティ組織」の問題がいまだ残されたままになっているのである。

ⅡとⅢのタイプからは、将来構想としてまちづくり活動の拡大や近隣・県内の他組織とのネットワーク化があげられ、ともにまちづくり活動の拡がりを志向している。すでに述べたとおり、両タイプは地域(住民)と行政の接点的位置にあり、その点では自由な活動

を許される立場にあるが、Ⅲのタイプから「企業活動としてのコンサルティングの現場
公的まちづくり活動のバランスを、業務・行政との関係のなかでどうバランスしてい
か」という問題が提起されている。おそらくこうした点から民間非営利への法人化がプ
グラム化されてくるのであろう。

VとⅥのタイプから提起された問題は、この点と係わっている。Vは、公設私設の仕
への管理・委託であるが、「官製プログラム運用機関化への懸念」と「管理体制の硬
化」が提起された。この反対の極にあるⅥでは、民間それも個人経営者の施設開放であ
ために、その運営は個人の裁量の範囲でなされるが、運営の財源問題が常につきまとう
行政との係わりでいうと、とくに財源の問題と絡んで、この二つの反対の極にあるタイ
は、運営・活動の独立性という点で重要な問題を提起していよう。

以上のようにみてみると、「公」と「私」の中間施設＝まちづくりセンターの運営の
題は、行政からの財源的援助の問題とも絡んでいかに施設の運営・活動において自立・
由でいられるかにかかってくるといえよう。

(ま と め)

これまでみてきたとおり、コミュニティ活動の拠点としての「まちづくりセンター」は、公共施設であれ、民間施設であれ、それぞれの運営主体によって様々なとりくみがなされていた。運営主体の違いはあれ、そこでの機能は、住民各層、諸組織・団体の結節機能、サロンの機能、専門的（相談）機能、情動的機能がいずれもみられ、また最近の動向として注目されるのは、それぞれの施設独自のいわゆる事業・イベントプログラム、及びその作業をつうじて住民各層、諸団体・組織のネットワークがはかられていることである。すでに各事例でみてきたとおり、その事業、イベントプログラムはタウン、ウォチングから民族パレードまで個々の地域特性、メンバーの要望等に応じて多様な工夫がみられる。それによってそのプログラムに応じた個人参加と新しいメンバーの参入する機会が確保されており、施設利用者の固定化の弊害が除去されることになる。さらにその作業過程をつうじてメンバーシップが形成される。民族文化祭の場合、準備期間は実に6ヶ月の長きにわたる。それ故にこそ「まちづくりセンター」は運動の拠点・学習の拠点として位置づけられるのである。

こうしてみると、板橋型「まちづくりセンター」構想の施策化においては、前述のような機能とワークショップ手法をもちいた様々なイベントがプログラム化される必要があろう。とはいえ、問題の中心は、公と私の仕組みづくりの要になる「板橋型二層構造の住民組織」、つまり「地域を土台とした地区協議会と「人」中心の市民生活会議との二層性のいたばしコミュニティ関連組織への組織化」にある。おそらく、この点について参考となる事例は、公共施設を民間組織によって運営していたIとVのタイプであろう。すでに述べたとおり、前者は全区から募集された20人のボランティアから構成される運営委員会、後者はいわゆる各団体代表者から構成されるコミュニティ協議会である。「板橋型二層構造式住民組織」の組織化においては、まさに両タイプをつなぎうるような仕組みづくりが必要であるといえよう。つまり、Iのタイプで今後の課題として「既存の住民組織との調整が未解決」があげられていたように、今後板橋においても同様の問題が行政内においても、住民及び住民団体においても検討討論されねばならないであろう。また、運営体制をめぐることは、Vの既存コミュニティセンターの事例から「官製プログラムの運用機関化の懸念と管理体制の硬直化」が課題としてあげられていた。おそらく板橋区の場合、昨年度の提言にあるとおり「まちづくりセンター」は公共施設としてスタートするであろうが、その場合前述の課題は銘記されるべき点であろう。その点でここで紹介した各民間施設の事例から学ぶ点は多い。

Ⅲ. コミュニティ形成とコミュニティ・ワークショップ

Ⅲ. コミュニティ形成とコミュニティ・ワークショップ

1. 板橋区のコミュニティ形成

板橋区内におけるコミュニティ形成の活動を考えるとき、見落としてならないのは、東京の区部に共通する板橋の地域状況と板橋区独自のコミュニティ形成の側面である。

すなわち、東京の区部として共通する状況としては、都心区に多く見られる区民の減少による“過疎化”や“高齢化”といった情勢をとおして、いわば生活空間としての地域の活力がやや低下しつつある状況、そしてそれに付随して、住民の地域に対する関心の低減といった傾向が見られることである。

(1) 板橋の都市性

また板橋区に特徴的な、いわば「板橋らしさ」としては、まず、60年代に東京区部の「新開地」として、大量の店員、工員、学生等の若者を受け入れ、若者人口の急増といった状況、さらに80年代においては、それら若者の地域内定住化がすすむと同時に、新しい大規模住宅団地の形成や、既存住宅団地における落ち着きといった、いわば「二重の都市化の波」である。

また東京区部の重工業地域としての板橋区の歴史を現在に残す、区部にはめずらしい工業地域の存在、多様な施設の区内への立地、歴史的・伝統的な地域文化と新流入区民のもたらす新しい地域文化といった、異質性、多様性を地域内に包含しているといった力強さも板橋の特性である。そしてこうした多様性に富んだ様々な主体を、横に結びあうネットワークの豊かな存在を無視することはできない。

こうした板橋区の背景のもとに最近では、東アジアを中心とする海外からの新しい流入者といった、これまでとは異なる多様性が、地域内に登場している情勢に対しても十分な配慮と新しい取り組みが必要とされる。生活レベルでの身近な国際化への対応でもある。

(2) 地域を担う新世代

これらの多様な地域の成り立ちや地域の構成要素に加えて、こうした地域におけるコミュニティ活動を実際に担う担い手にも、徐々に世代交代が起こりつつあることは、これまでの一連の調査において見たとおりである。

それは各種クラブやサークル活動の担い手として、戦後生まれの新世代が重要な位置を

占め始めていることである。つまり団塊の世代（第一次ベビーブーム世代）の登場、そしてその世代を含みつつその前後の世代における女性の積極的な活動と登場である。こうした女性群は都市的なライフスタイルへの志向、地域環境への関心の高さ、またそれに加えて、比較的に高学歴、職業体験等のバックグラウンドを持って、地域の舞台へと登場を始めている。

地域でのクラブ、サークル活動の経験を経て、それをバネとして地域政治や地域行政へも積極的に関心を示し、議員や行政に関する委員等、さまざまな具体的場面への関与が始まっている。

2. 仕組みとしてのワークショップ

一方、東京への諸機能の集中もあいまって、東京とくに23区内におけるまちづくりやコミュニティ形成といったところみは、ますます市民の手から遊離していったのが現状である。コミュニティそのものも、不動産業者による地上げ、業務地区化、税金対策のマンション建設、旧国鉄用地や工場跡地等での大規模再開発といった大きな変化にさらされている。

そうしたなかで、コミュニティ形成のためには、自分達の手で自分達の生活をつくり出すことが、ますます必要となっている。そのための第一歩として、自分達の生活を支えるまちを、住みよいまちにすることがまず問われる。市民自身の、またコミュニティ自体の活き活きとした活動が創造的なまちづくりに結びつくわけであるが、そうした仕組みのこゝとつとして、まちづくり活動にだれもが参加できる方策として、「ワークショップ」が求められる。

(1) 新世代と地域への参加

板橋のコミュニティの多様性、また地域内における異質性の包含、新しいネットワークの存在やネットワークの動き、コミュニティ活動を担う新世代の登場といったことを背景として、これからの板橋区におけるコミュニティ形成に向けては、新しい側面からのアプローチ、そして新しい手法の開発と、それを活用した取り組みが必要となる。

とくに都市的ライフスタイルや身近な環境に関心の高い新世代は、一見、地域活動やコミュニティ形成に無関心といった姿勢がある。しかし、図書館やコミュニティ・センターといった施設の利用をとおして、また地域でのイベントや行事、催しもの、住民運動といったことがきっかけで、地域への関心を高め、コミュニティ活動への積極的な関与と参画へと展開するすることが多い。

また新しい刺激的な施設とともに、施設を活用し、生かしていくソフト面のプログラム、すなわち施設と人を媒介する「仕組み」やそこで展開される「出来事」をとおして、地域の人びとが参画しつつ、コミュニティ形成を図るという新展開が期待できる部分もある。

このことは必ずしも「施設」にだけかかわることではない。たとえば地域のちょっとした空間を公園として位置づけることから、そこにかかわる人々のあいだに、地域の子供や教育に関することまで、はばひろい関心を生み、地域のコミュニティ形成へと拡大した活動となっている事例や、地区住民の反対運動等によって触発され、地域活動へと進んでいった場合もある。

このように新しいコミュニティ形成活動は、これまでのようにたんに、地域の既存の組織をつうじてとりおこなう、形式的なものに限られることはない。むしろ、そうした既存の体勢や形式にとらわれない、よりはば広い、新しい試みを媒介としてこそ、これまでにないコミュニティ活動の展開が期待できる。またそこからコミュニティ問題のフロンティアも新たに登場してくるであろう。

② コミュニティ・ワークショップの意味

そうした新しい試みのひとつとして、「コミュニティ・ワークショップ」が考えられる。“ワークショップ”とは、もともと同一の目的に従って精力的に仕事をこなしていくための仕事場とか建物といった意味であるが、最近ではその意味が拡大されて、研究集会、討論集会といった意味あいに使われることがかえって多くなっている。

この研究集会、討論集会といった意味が、地域レベルでのイベントとか催しものとして使われ、とくに“コミュニティ・ワークショップ”とは、地域の課題や特定の問題について、目的をもって参加する人々の、活動をつうじての共同体験、共同創造の集会を意味している。たんに座って会議をするだけでなく、互いに体を動かしたり、手を使ったりして共同の作業をする、作業をしながら目的に近づくような提案を作り上げていく、そういうプロセスがワークショップとよばれる。

こういうワークショップを展開する場合、いくつかの原則に留意しなければならない。まず第一は、そこに参加する主体の対等性である。ワークショップに参加する人々は、地域の住民であれ、自治体職員であれ、諸団体の代表者であれ、日頃の立場を離れて、対等の資格で参加し、発言し、活動をすることである。

第二は、多世代のはば広い参加を得ることである。女性、男性はもちろん、子供から青年や高齢者まで、多様な年代、世代の参加を得て、課題に対してそれぞれの立場からさまざまな視点を提出し、共同の活動を通じて提案をまとめていくことである。

3) ワークショップのイベント性と継続性

そしてこのワークショップの開催、経過をつうじて、地域の課題への関心が高まり、地域課題解決への参画、また他の関連課題への展開、進展が図られることが期待される。一回かぎりのイベントに終わる場合があるかもしれないが、そうしたイベントが、これから地域を担っていこうとする新世代に対して、発想の転換を促したり、新しい「こと」おこしを企てる契機になり、そこから新しい情報発信と地域活動へと進展していくことが期待される。

やや具体的な地域の現状の活動に関して考えてみれば、板橋区内においても、コミュニティ形成に関して、さまざまな既存の集会在既に存在している。そしてそうした集会は、ともすれば定式化した議事でものごとがり運ばれることが多い。そうした形式的で行事化した集会から、新しいコミュニティ形成に向けた、「こと」おこしが生まれてくることは期待しがたい。しかしそうした集会についても、刺激的なイベントの導入、新しい人材や専門家の参画、新鮮な地域場面の創出等の契機を得ることによって、その集会そのものがいわゆるワークショップ的な意味あいを持ち、新しい価値創造のきっかけ、コミュニティ活動への進展となることは多いに考えられる。

そのためには、従来どおりの集会のとり運びではなく、集会での討論の結果を絵にするとか、議論の経過をKJ法でまとめるとか、それぞれの主張を寸劇にして表現するとか、通常の集会と異なるパフォーマンス性、イベント性を取り入れることが必要である。そういう仕組みを導入することによって、定例化した集会の中にも“コミュニティ・ワークショップ”を導入し、コミュニティ活動を活性化することが可能となるであろう。

まったく任意に始まった形式をとるかに見えるこのワークショップではあるが、ワークショップをつうじての、地域課題の解決のためには、その背景に多くの人々、多様な人々の支持が必要とされる。またその過程の中では、多くの人々や組織の営為の蓄積がある。そうした蓄積が受け継がれ、仕組みが出来上がる中で、責任が生まれ、それぞれの部分が担われ、継続的な試みとなっていく。そこでは行政との共同作業や行政の支援が不可欠となってくる。またある場合には、形式的に試みを永続するだけでなく、形骸化した試みとか、不必要となった試みであれば、参加者の了解を得て終結するという自由さもある。

3. コミュニティ・ワークショップのこころみ

それでは具体的に“コミュニティ・ワークショップ”とはいかなるものであろうか。各地域ですでに試みられているいくつかのワークショップの中から、杉並区と世田谷区の事例を以下に述べる。

(1) 東京都杉並区 「知る区ロード」

「知る区ロード」は、中国のシルクロードに名を借りた、まちを探索するルートづくりと、そのルートを巡って地域を身近に認識しようとするこころみである。中国のシルクロードは、アジアとヨーロッパを結ぶ東西交易路であるが、杉並区で試みられた「知る区ロード」は、日頃見慣れた地域を離れ、「知る区ロード」を旅してみることによって、杉並の良さをあらためて見つけようとする合計36キロメートルのルートである。

88年夏、約4000人の区民がきままに「知る区ロード」を探検し、区内の宝物を発見した。

杉並区では都内23区と同様、区内は徐々に住宅地化し、部分的には都市業務地域も拡大する傾向がある。そのため多くの区民にとって、杉並区はたんに住む場所としてだけの存在となり、区民としての地域への愛着も育ちにくく、地域への関心も薄れがちとなる。

そこで区では、まず区民に地域を知ってもらおうと「まちづくりセミナー（まちを知る）」を開催し、区内在住の著名人に講師を依頼し、自由にまちを語ってもらうこととした。詩人の谷川俊太郎、演出家の如月小春、漫画家の玖保キリコ等、多彩な講師陣が集まり、これまでこうした集会に参加しなかった層まで含めて、多数の区民が集まった。こうした試みと並行して、杉並が舞台となった小説やエッセーから抜粋して「杉並散景」と題するパンフレットも発行し、それまで住宅街やビルの中に埋もれがちであったまちの情景や起伏を浮かび上がらせようとした。これが区民には大好評で、パンフレットはたちまち無くなり増刷することとなる。

こうした準備を着々とすすめた上で、いよいよ「知る区ロード」の事業にとりかかる。まず夏休みを活用して、子供たちも参加できるようにする。またすべての人が楽しく参加できるよう、自主的に選択できる自由で簡単なテーマを設定する。こうして「知る区ロード探検隊」は出発することとなった。当初は参加者に不安があったが、ふたをあけてみると予想外の反響で、まず3千人の参加を得てスタートした。

区内の道路から探してきた様々なマンホールの蓋の模様、ブロック塀の穴あきブロックの模様を集めて報告した子供、若い母親が子供と一緒にハイキング気分です福寺川を遡

たんぽぽ講座

まちを評価するとき、なにが大切なのか、その目
を付けてみるということ。この手帳の「たんぽぽ
講座」には、そのヒントがいっぱい。みんなで、ま
ちの見たたについて考えてみよう。



たんぽぽ講座!

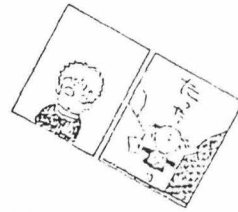
犬とねこから学ぼう

まちの動物の代表は、犬とねこ。そして彼らほど、
ままとする体物と性格の持ち手はいない。

そして、まちの歴史について、彼らはみんな大
先輩だ。なりもする、犬と猫の習性も知らず、ま
ち、まちの歴史を学ぶ。



まちづくりセミナー'87 まちを知る



本
良
い
ま
が
住
ん
で
る
ま
ち
を
知
る
の
は



part 1 6月20日(土) 「まちの移り変り」
区立産業商工会館 谷川健太郎(特人)
西田桂二(建築家)

part 2 6月27日(土) 「まちを遊ぶ」
西沢地域区民センター 加月小春(特人)
坂保キリコ(建築家)

て自然環境を探検したり、お年寄りが区内の八十八ヶ所巡りのコースをつくったり等々、多様で楽しい「知る区ロード探検隊」となった。

こうしたワークショップをとおして杉並区では、防災上からの都市づくりという視点からも、道標や案内板の整備を始めとして、多様で多層な区民の参加を得て、安全で分りやすい都市づくりに着手している。

(2) 東京都世田谷区 「パークショップ」

世田谷区では、区民と区役所の協調によるまちづくりを促進していくための新しい組織として「まちづくりセンター」のあり方を調査し、企画するために、「まちづくりハウス」を設け、実験的な活動を始めた。

ここを活用してまず取り組まれたのが、ポケットパークの計画を住民参加で考える「パークショップ」や、身近なまちの絵地図と住民活動の記録づくりを応募してもらう「まちづくりコンクール」の活動であった。

「パークショップ」とは、住民のはば広い参加を得てすすめるワークショップ形式のポケットパーク計画策定方式である。実際にポケットパークを建設する予定の敷地で計画を考え、それらをもとに実際の公園をつくることが考えられている。予定地域は2ヶ所あり、太子堂の「広場X」（46.3㎡）と「アメンボ広場」（56.6㎡）、いずれも地元の「太子堂まちづくり協議会」の命名である。

実際に公園をつくるには、①計画、②デザイン、③施工、④管理・運営という四段階に分けられるが、それぞれの段階で住民参加のワークショップ方式を取り入れてすすめる。そうした段階のなかでまず計画段階でのパークショップが行われた。参加者は、地元の人々、学生等の約30人、それぞれ5人のグループに分かれて作業がおこなわれた。

各段階におけるそれぞれのグループの詳細な作業の進み具合は図のとおりであるが、パークショップが一段落ついたところで発表会が開かれた。まず公園の模型展示、計画案に対する人気投票、模型説明のパフォーマンス、各グループの計画案についての意見交換会等々、密度の高いイベントとなった。

今後、まちづくりハウス事務局では、各グループの計画案の内容、広場づくりに対する主張を分析し、広場建設の方針を整理する。それをもとに区公園課と協力して、いくつかの計画案についての意見を聞くワークショップをかさねて開催し、住民の意見を参考とした実施設計へと結びつけていく予定である。

第1STEPパークショップ

7月30日

1 STEP

まちを見て歩きイメージを広げる

- スライドを見て、みんなでパークショップについて勉強
- 似顔絵を置いての自己紹介
- グループに分かれて計画敷地周辺のまちを見て歩く
- 見たこと、聞いたこと、感じたことを地図に書き込む



第2STEPパークショップ

8月17日

2 STEP

グループ毎に計画を考える

- 1回目のスライドを見て、前回のおさらい
- はじめての参加者は、まちを見に行く
- 各グループ毎に、ポケットパークの計画の絵を10分の1の図面に描く
- どろんご広場や落書きのできる壁など楽しいアイデア、道路や公園とのつながりを考えた案などが出ました



第3STEPパークショップ

8月22日～27日

3 STEP

計画案をもとに模型をつくる

- 各グループ毎に日を決めて集まり、10分の1の模型をつくりました
- 材料は、ベニヤ板の台の上に、ダンボール、角材、紙粘土などを使い、みんな大変凝った模型です
- なかには、毎日のように、ハウスにやってきて作業をしている人もいました



第4STEPパークショップその2・計画案の発表 8月28日

4

STEP・2

- 計画案を模型やパフォーマンスによって発表する
- グループごとに趣向をこらして計画案の発表を行いました
 - ひろばXの計画案は、現地に模型を移動して行いました
 - アメンボ広場も当初現地に行く予定でしたが、人が多すぎたので、急遽区民広場で行うことにしました

模型をじっくり説明したグループ



広場でどんなふうになるかを、体を使って伝えるグループ

第4STEPパークショップその1・人気投票 8月28日

4

STEP・1

- 計画案をお祭りに来ている人に説明し、意見を聞く
- お祭りに来た人たちに、ひろばX案(3つ)、アメンボ広場案(2つ)から、それぞれ一案づつ気に入った案とその理由を聞いてもらいました
 - 各グループの人たちは、自分たちの計画案を大人や子どもに一生懸命説明しました
 - 投票する人も、真剣に説明を聞き、いろいろな意見をよせてくれました
 - 投票数はのべ567票で、予想を遥かに上回る大盛況でした



4. 板橋型ワークショップへの指針

板橋

区内においても、すでにいくつかのワークショップとも呼べる試みが展開している。これらの試みをコミュニティ形成に向けた活動として、より地域に根差し、地域の多様な住民の参加を得て、展開していくためには、どのような「コミュニティ・ワークショップ」が考えられるであろうか。

(1) コミュニティ・シンポジウムの展開

これまで板橋区内では、『コミュニティ白書』や『コミュニティ活動推進調査』の提言を受けて、地区ごとの小規模“コミュニティ・シンポジウム”が各地区センターや集会施設をおもな会場として開催されてきた。

そこでは、それぞれの地区における主だったコミュニティ活動団体の関係者を中心として、問題提起や意見交換がなされた。会場への参加者もどちらかといえば、町会での活動者や関係者を中心とした集会であった。そうしたところみは、それ自体が板橋区にとっても新しいものであり、有益な意見交換、情報交換の場であったと考えられる。

そこで、それらのシンポジウムや集会において提起されたり、話題となったことがらを、より具体的に地域で検討したり、実施・実現に向けてのプログラムを作成していくために、ワークショップの実施が考えられる。

実施する場所も、たんに既存の地区センター等の集会施設にこだわらず、課題となっている現場や公園というように、これまでの通常の会議やフォーラムとは状況設定も変えて実施する。また、より多層、多世代、多種の参加者を得てコミュニティ・ワークショップを実施することが必要である。

(2) 専門家の参画

板橋区におけるこれからのまちづくりにおいては、東京都区部におけるまちづくりの難しさ同様、地価の高騰、業務地区化、大規模開発、環境問題等々、通常の区民が容易に解決できない課題が、今後、ますます拡大していくことが予想される。しかし、より活力に溢れ、多様なひとびとが息づく新しい地域社会を構築していくためには、こうした状況に対処し、まちづくりを住民レベルに取り戻す試みを常に用意しておく必要がある。

そこでこれからの地域の問題解決のためには、住民自らが参画することはもちろん、それに加えて、それぞれの課題に対応した、諸分野の専門家の参加が要請される。

板橋区内にも多くの専門家が居住している。とくにこれから構築が想定されている「コミュニティ人材ネットワーク」にはこうした専門家が多数登録されることが予想されるが、

そうした専門知識や技能を有したスペシャリストをまちづくりに活用していくことは必至である。

そうした専門家の中でも、とくに建築、都市計画、デザイン、編集、法律、金融、医療、教育、心理等々のスペシャリストが加わったコミュニティ・ワークショップを実施することにより、具体的な進展が実質的に期待できることとなる。

(3) 人中心のネットワーク

板橋区内には多様なクラブやサークルが多数存在していることはすでに述べた。またこうしたクラブ、サークルが新しい世代によって担われてもいる。またそれと同時に旧来からの地域を支えてきた町会の存在も大きい。これからの板橋区における新しいコミュニティ形成のころみは、こうしたネットワークをになう人々を、さらに有機的に横に結び、ネットワークングしていくことにある。

そのためには、そうしたネットワークの結節点としてのまちづくりセンターの構想とともに、ネットワークとネットワークを有機的に連結していく場としての、ソフトな目的を持ったコミュニティ・ワークショップの構想が生まれる。そうした自由で自律的なワークショップの中からこそ、人的資源を重視した、ヒューマンウェア中心の創造的な板橋コミュニティづくりの発想がわいてくる。

IV. 出張所・職員の対応と今後のあり方

Ⅳ. 出張所・職員の対応と今後のあり方

1. 当面の出張所・職員の対応

(1) 出張所からみた施策の位置づけ

板橋区では、現在、様々な新しい施策を次々に打ち出している。例えば、『板橋文化ゾーン』『板橋ヒューマンネットワーク』『板橋区情報化連絡調整会議報告書』『いたばしイメージアップ（中間報告）』『豊かな生涯学習社会をめざして』『板橋都市整備方針まちづくり21』『板橋区産業振興ビジョン』等が挙げられる。こうした施策が打ち出され、板橋区も時代に対応した取り組みをはじめようとしているところでもある。もちろん本調査の「コミュニティ推進調査」もその一環である。

コミュニティ推進の観点から言えば、こうした施策のとりまとめプロセスあるいは実施の段階でもっと住民参加のしくみが採り入れられることが望まれる。幅広く、多くの意見を取り込むまでには時間がかかるが、その後の実施の段階で大幅な効果をあげることが可能となる。

こうした施策は、時代の潮流を踏まえ、板橋区をよりよい地域社会の形成へ導いていくための布石であるとも言える。そしてそれらの施策の中では新しい地域社会像を描いてもいる。むしろ住民がこの急速な都市化、アメニティ空間形成、国際化、高齢化、情報化の時代に対応できずにとまどいをみせているのが実情であろう。諸施策の中で、本調査は、新しい時代に対応した住民組織づくり・支援体制・行政の対応を検討したものと位置づけることができる。

本章では、住民組織である町会・自治会を中心に諸団体、クラブ・サークル等との繋がりをもつ出張所のあり方を検討するものである。出張所の役割およびその職員の対応により様々な行政施策をうける地域組織・住民が行政サービスを十分に享受できるにはどうすればよいかということである。

(2) 当面の施策へのお出張所対応

現在、出張所では、行政の地域への総合窓口として様々な行政事務の取り扱いおよび出張所単位でコミュニティ活動の協力・支援を行っている。

行政サービスの充実－出張所コーナーの設置

前述したように、出張所でも新しい時代に対応すべく、「21地域行政検討会」を設置

して検討を重ねている。そして総合計画にもあるように、板橋区のコミュニティ行政としては、出張所を単位として今後とも進められることが述べてある。そうした観点では行政事務は、より行政サービスを高めていくことが望まれる。その意味では、板橋区内から都心への通勤・通学・買い物客および板橋区区内への流入者の動きを考慮した東武東上線、都営三田線を利用する住民へのサービスを強化する上で、各沿線の駅に出張所コーナーを設けることが期待される。あるいは駅近傍のビルの一室でもよいかもしれない。このコーナーでは、既に出張所に設置されているコミュニティ・コーナーのワープロ・複写機、そしてファックス、行政情報、住民活動の情報交換を行えるような掲示板等が設置されると住民に活用される可能性が高いと思われる。

コミュニティメディアターミナルへの対応

また、「コミュニティメディアターミナル構想」との関連では、各出張所にビデオテックス、パソコン通信が可能な端末を設置することが決まっている。これは行政の施策としては、かなり先行する事業であるだけに、受け皿となる出張所では、事業を円滑にすすめていくためには早急な対応が求められよう。

まず第1に、職員のコンピューターリテラシー（コンピューターへの馴れ）を十分に行うことが挙げられる。第2に、地域へのコミュニティメディアターミナルとは何かという施策内容の情報提供が挙げられる。単にハードをつくり、稼働したらかといって、住民がすぐに利用するわけではない。その前から十分な住民への施策情報を与えておく必要がある。第3に、ソフトの開発である。出張所で提供すべき情報は膨大にある。それを、どのように整理してコミュニティメディアターミナルに入力していくか、が検討される必要がある。他の課の情報も入力されるわけであるが、それを利用しやすいように導いていくのは、まさに出張所である。第4に、メンテナンスがある。設置されたのはいいが、その後やはり使われなくなり、埃をかぶってしまっているということになっては困る。とりたててコミュニティメディアターミナルの場合には、利用の困難さが予想されるため、出張所内でも議論が必要である。

こうしたことに対処するには、1つは事前の十分な検討が必要である。つまりハードが板橋区の地域の様々な実情に対して、特にどのような住民層であるかといった点（これについては第1章参照）に適切かどうかということである。時代を先行するよい機種を導入したからといってそれが地域でもよい機種であるとはいえない。むしろ無駄な場合さえある。地域に適合性が高いかどうかを導入が決定するまえに、最終的な管理担当となる出張所では、綿密な適性の検討の必要がある。一般的にニューメディアの導入で今まで、問題となっているのは、端末の形態である。住民からするとどうもとっつきにくい、キーボー

ドが複雑でよくわからない等の難点があるが、それが板橋の場合にはどうかということである。また検索のシステムが理解できないといった利用の仕方、便利かどうか、そしてビデオテックスでは、画面の情報量が少ない、目的な画面までなかなか到達しない、どのくらいの情報があるかわからない、スピードが遅い、レイアウトの問題（建物のどこに設置するか、往々にしてネットワークケーブルを敷設しやすい位置に端末が置かれることになる）等である。すでに設置されてからでは遅い。その場合には、ハードにあわせた形でソフトをつくり、それに住民があわせて使用するということになる。これでは、当然のことながら、利用は制約され、積極的に興味のある住民しか活用できない。

もう1つは、事後の検討である。これは、ハードが決まっているのであれば、それをできるだけ地域で活用できるようなソフトを構築していくことである。これは、なにもコンピューターのプログラムに限定されるものではない。むしろ利用の構想（ソフト）を考えるとということである。これはこれからの課題でもあり、出張所でメディアターミナルの活用を考えながら、どの程度の位置づけをし、行政サービスの一環として役立てていくのか検討が望まれる。当然のことながら、その地域での資源（例えばクラブ、サークル）を生かしていくような工夫がそれぞれの出張所で望まれる。

コミュニティ組織と新しいルートづくり

地域組織の関係では、昨年度の報告書で、コミュニティフォーラムとコミュニティ協議会の二層性、そして様々な意味での拠点としてのまちづくりセンターの必要性を提案した。こうした提案を実現していくためには、当面は、コミュニティ協議会を設立するために町会・自治会へ説明を十分にしていくことと同時に他団体への参加の呼び掛けも重要である。さらにコミュニティフォーラムをつくっていくために、シンポジウム、ワークショップ等のイベントを行っていく必要がある（第3章参照）。そして、できうる地域から協議会を設立していくことが望ましい。とくに、他の団体・サークルの活動の活発な地域では、積極的に取り込めば、比較的早い時期に可能であろう。おそらく呼び掛け方、そして町会とのジョイントのつくり方によって組織化が左右されるであろう。大切なのは、どこかの地域で1つでも協議会が設立されることである。それが引き金となって周辺にあるいは検討している地域に広がっていくことが予想される。基本的には、町会・自治会だけでなく、他の団体・サークルともつながりをつくり、新しい多様なチャンネルをつくっていくことが望まれる。そうすることが、協議会への第一歩である。

そのためには、長期的には出張所の新しい方向性の節で述べるが、事務連絡の詳細な見直しが必要である。また青対事業の見直し、特に運営・企画の事務をよりフレキシブル（柔軟な）な形にしていくことが必要であろう。そうすることによって住民の自主的活動を育

てていくことにもなる。煩雑な事務は実質的に活動すべき地域あるいはそれぞれの実施主体にまかせるようにし、はじめて新しい活動グループへの情報収集・発掘が可能となる。青対事業そのものについては、教育委員会社会教育課を主管として実施しているので、ここで内容について具体的にとりあげるわけにはいかないが、他区と比較してみても、非常に豊富な事業を行っており、実績をあげているわけであるが、その一方で事業の多さゆえに、事業の質が問題となってきた。この点を改善してよりよい事業を実施していくためには、もうすこし柔軟性のあるプログラムづくりがまず求められる。

2. 出張所をとりまく問題状況と課題

さて、1節では、施策の動向とそれに係わる出張所の対応点についてやや具体的に述べてきた。2節では、まず出張所一般をとりまく問題状況について述べ、従って板橋区では進んでいる点もちろんあるが、特にいかなる問題について検討していく必要があるかを検討したい。

出張所の目的はいうまでもなく、「区役所の総合窓口」「区行政の区民サービス」を行う所である。具体的な業務内容としては、例えば、①所管区域内のコミュニティ意識の啓発やコミュニティ団体の育成、②区民センターとの連絡調整、③広報広聴機能（地域情報の収集・提供）など、様々である。

しかし事務事業を推進していく上で、現実的な諸問題を多く抱えており、それが円滑な運営を阻害している場合がある。

例えば、板橋区に限らず区市町村の出張所をみると次のような項目があげられる。

- ①地域施策のタテ割化が進み、総合行政ができない。
- ②本庁機能の硬直化・肥大化・細分化により、総合的対応が不十分である。
- ③本庁への機能や権限が集中しすぎて、完結事務が少なく、取次業務だけに追われている。
- ④地域課題を解決する機関となっていない。
- ⑤住民参加のしくみと出張所との関係が有機的につながっていない。

要するに、本庁と出張所との関係において、事務、人事、予算、権限、情報連絡体制、役割分担などが不明確、曖昧になってきている。この結果、両者間の局内各課間の連絡調整や協力体制が不十分で、アンバランスやコミュニケーション・ギャップ、あるいはタイム・ラグ（時間差遅延）などが生じている。政策事業もまた体系的・統一的、あるいは継続的・発展的な一貫性が保持できない。出張所全体、地区全体として機能するしくみになっていないのである。従って、本来の事務分掌に加えて住民からの新たな行政課題に迅速、適確に対応することができなくなっている。

また出張所と住民との関係においても、①ミニ区役所化やコミュニティサロン化が求められたり、②どこの窓口でも同一サービス受けられる利便化や互換性が求められている。さらに住民に向かって開かれた「開放型行政」を推進するためには、③情報の公開や提供をもっと積極的に進めていかねばならない。また最近の機能としては、コミュニティ活動だけでなく、④もっとハードなまちづくり施策も期待されている。そしてこれらのトータルなまちづくりを推進するためには、⑤住民や各団体を横断的につないでいく連絡協議会などのシステムづくりにもっと積極的に取り組んでいかねばならないのである。

こうした様々な住民ニーズを実現する中間組織・中間施設として、出張所の存在と役割が改めて大きくクローズアップ（注目）されてきた。つまり出張所は地域資源としての人・金・物・情報・施設・事業・技術などのキーステーション（交流点）やジャンクション（結節点）という結節点、交差点、交流点としての役割期待を担うようになってきたのである。

とりわけこれからの出張所の新しい機能として大いに期待されていることは、「コミュニティ・ビジネス」の開発・育成ということであろう。コミュニティ・ビジネスとは、コミュニティ活動の推進ばかりでなく、その活動を通して事業おこし（イベント）の新企画を立てたり、ものづくり（特産品づくり）で新製品を開発したりして、地場産業や地域経済の活性化に貢献することである。つまり“住みよいまち”としての快適な居住環境づく

りだけでなく、“働きやすいまち”としての経済基盤の開発や雇用機会の創出なども達していかなければならない。つまりボランティア的発想からより現実的なビジネス的発想へ転換を迫られている。一村一品運動や日本一運動など、「まちづくり型自治体」の先端地としての役割を期待されるようになってきたのである。

こうした新しい役割を遂行するためには、何よりも出張所自身の自己変革が必要である。それはひとことでいえば、「地域社会に開かれた組織や施設としてのありかた」である。おそらく出張所は各地区の拠点として「ネットワークセンター」のような位置づけとなっていくであろう。つまり地域住民の仲間づくり、情報交換、問い合わせ、人材紹介など交流の場となっていく。異なる人々、集団、団体、立場、生活スタイルなどの出会いとびつきの場となる。そして出張所はこれらのあらゆる行政ニーズに対応して、事業間の携や体系化を図り、あるいは重複業務をうまく調整しつつ、総合的な施策を実施する機となるのである。

ところが、出張所がこれらの新しい事務事業を遂行していくためには、従来の機能や制では不十分である。もっと強大な実質的権限が付与されねばならない。それは例えば次のような権限であろう。

- ①地域内計画策定権（優先順位の選択権など）
- ②事務事業の主体的な執行権
- ③予算編成過程に参加し影響力を行使する権利
- ④人事管理権（有能な職員の採用、ローテーション、研修などの自己決定権）
- ⑤契約権など先決権の大幅委譲（とりわけ係長級への権限委譲）

出張所職員を「地域づくりの実践部隊」として位置づけている以上、それに見合ったこれらの新しい権限が積極的に付与されていく必要があるだろう。とくに自己完結型の事業遂行のためには、何よりも権限の拡充こそが不可欠である。とりわけ地域においては、まちづくりイベントづくり、まちづくり委員会（協議会）、まちの行事や各種実行委員会への参加など、住民と直接接する機会は極めて多い。それだけに多様な住民ニーズに対応しなければならない。単なる苦情や申請の受付役、本庁との連絡役からも脱皮しなければならない。そして十分な責任をもって、本庁との意志疎通や情報交換を図り、住民へのフィードバック機能（活動）を果たしてことが要求される。

3. 出張所の新しい方向性

(1) 名称・ネーミングの問題

出張所は、今後、住民自らが地域社会を形成していく住民自治の拠点として、あらゆる地域資源をネットワーク化していくいわゆるリエゾン（橋渡し）機能を果たすようになるであろう。また多様な住民参加の組織を調整しまとめていく事務局としての役割も担うであろう。さらにはまちづくり推進の旗手として、事務事業の実施主体へと自己変革されていくであろう。そして地域課題の地域内完結性をめざす新しい機能的自律性と権限が付与、保障されるようになることが期待される。

従って、出張所がもしこのような方向に変化していくとすれば、そのイメージも自ら変わらざるをえない。そのイメージチェンジを示すものとしては、やはりネーミングがあげられる。『市町村役場便覧』（昭和64年版）によれば、出張所の名前は「地区サービスセンター」「地域センター」「（地区）市民センター」「住民センター」「連絡所」「地区行政センター」「駅前行政サービスセンター」「特別出張所」「住区サービス事務所」「区民事務所」「地域生活センター」「市民サービスステーション」「窓口サービスセンター」「コミュニティセンター」など、多種多様な名称を使用するようになっている。その他にも、「地区ネットワークセンター」「ミニシティホール」「タウンホール」「住民情報センター」あるいは「行政サービスセンター」などの名称もあげられる。

こうした名称変更により、新しい意味付与やありかたを探求していくことができる。もちろん形式だけ実行しても実質の変容が伴わなければ全く意味はないが。また出張所の由来が昭和22年以来の歴史的伝統的的制度である以上、その変革には時間をかけることも必要であろう。しかし行政官僚制機構の末端機関という出張所の古くて固いイメージを一掃していくためには、住民に親しみやすいソフトな名称や優しいコピーは、この感性の時代において必要不可欠である。問題はそのイメージコンセプトに近づくために、どれだけ自己変革を達成しつつあるかである。要は、現代に生きる時代的センスが問われているのである。

その意味で、各出張所単位のシンボルマークやシンボルカラー、イメージコンセプトやキャッチフレーズなどを、住民提案によって決定していくのもいいであろう。また公共施設なども、わかりやすい愛称や案内板などをつくってもよい。そのまちの地域特性を生かした表示物を考えることである。

しかし、どんなに施設や制度や組織や名称が変化しても、究極においてそれらを支えているのは人間自身であり、その人間が変化しなければ実質的有効性は生まれえない。行政サービスとは事務事業を媒介とするヒューマンサービス業なのである。サービス業である以

上、人と人との望ましいリレーション（関係）づくりに最大細心の関心と注意が払われねばならない。市民ニーズにいかにか柔軟にかつ適切に即応できるかという観点から、出張所の新しいイメージづくりが着手されねばならない。

(2)板橋方式の実現に向けて

さて、現在の区の課題は、住民と行政をつなぐものとして、従来の町内会・自治会を中心とした事業から、あらゆる職種、団体、代表、機関、個人などを統合した住民参加型のコミュニティ組織を創出していこうというテーマに取り組んでいる。とりわけ「いたばし方式」としては、「人」中心のネットワーク化を図っていく「市民生活会議」や「コミュニティ・フォーラム」と、地域横結的な単位集団・組織の連合形態をめざす「地区協議会」や「コミュニティ協議会」という、「二層性」のモデルが提示されている。

一方、区民部地域振興課内にはプロジェクトチームが設置され、先程、「21世紀を展望した出張所のあり方」という答申書も提出されている（昭和63年11月22日）。これを見ると、今、区が真剣にかつ大胆に取り組んでいる姿勢が如実に反映、表現されている。例えば、「新しい行政サービスのOA機器による充実」「コミュニティ推進組織づくりや推進機関の設置」「人材バンクの創設」、あるいは「出張所の地域情報ブランチとしての情報の収集・提供機能の充実」「コミュニティ形成のための支援体制の強化」など、新規事務事業がふんだんに盛り込まれている。とりわけ顕著な項目は、「地域に関する区の政策決定過程に関与できる位置づけを行い」「地域振興施策について、独立の企画立案および実施の機能を有した組織にする」と一歩踏み込んで提言している箇所である。各種マスタープランへの参画、政策決定過程への影響力の行使、あるいは実施過程への関与など、いわゆる「職員参加」の試みが意欲的に謳われている。これは極めて画期的な提言であるといえよう。

一般的に、出張所をとりまく住民参加の多様化、住民組織自体の高度化はどんどん進行しているといえよう。前者の住民参加の形態は、秋元政三氏によれば「i 開発建設縮小・阻止型～抵抗・交渉、ii 行政サービスの拡充型～要望・陳情、iii 政策形成参画型～提言・建議、iv ボランティア・まちづくり参加型～協働・自治型」と、極めて複雑かつ困難になってきている。しかも前提はあくまで住民主体の、開かれた、民主的、自主的な組織形態でなければならない。職員先行型、事務局主導型、行政主導型の限界と排除を厳守してゆく必要がある。

こうした動向下にあって、とにもかくにも板橋区は動き始めた。そして、ここでは出張所問題に限定していえば、「行政の先端基地と住民のコミュニティ組織との結節機関」として位置づけられ、「まちづくりセンター」のようなトータルな（ソフト&ハード）地域

活性化を推進していく新しい機能が模索されている。それは端的に言えば、コミュニティ活動の活性化や地域社会全体の活性化を通して、最終的には住みやすい「まちづくり」を実現することである。これをさらに換言すると、従来の行政サービス機能に加えて、地域振興の創造的サービス機能を担うということであり、その中心・中核として出張所がクローズアップ（注目）されてきたのである。

しかし、こうした目的を達成するためには、実体面で、それに見合うだけの十分な新しい機能が制度的に保障されていなければならない。新しい職務内容の拡充には、それを遂行できるだけの実質的な地位・役割関係の変化・変革が随伴される必要がある。つまり、変革の前後で、何が変わり、何が変わらなかったかが明確に提示されねばならない。それは新しい業務が単純に労働過重と受苦的イメージで受けとめられないためである。逆にいえば、「よくなった」「よりやりやすくなった」というプラスイメージを強調することである。こうした観点から、先の答申書に対して、さらにいくつかの検討事項を指摘することができる。

改革へ向けて、一般的長期的には、次のような課題をより詳細に検討し、何が板橋区で足りないかについて議論していく必要がある。

①職務内容の問題

さらに業務の本庁所管と出張所所掌との明確な選別を図り、できるかぎり完結業務を増大する。オンライン化の促進、事務量が軽減した分でまちづくりをやる。本庁一極集中から地区に多極分散して、出張所の機能的自律性を確保する。これは、窓口・現場・実践の場において、区民の立場からどれだけメリットがあるかにより判断・優先すべきである。

②権限委譲の問題

出張所の判断で処理できる権限の拡充。勤告・作成・指導・助言・採用などの自己決定権、自由裁量権の範囲の拡大。先決権の大幅アップ。責任所在の明確化など。

③予算編成の問題

財政措置、予算執行権の大幅委譲、原案づくりの編成権および発言権の強化など。

④処遇上の問題

職位を本庁の同等職より数ランクアップする。

⑤人事移動の問題

まず人員増、キャリアコースと位置づけ、優秀な職員から出張所にはりつける。ローテーションの自由性、本人の自由意志の尊重など。

⑥職員研修の問題

自己学習・能力開発の機会の増加。派遣の優先権。政策研究型ワークショップの導入など。

⑦社会的評価の問題

専門職としての高い社会的認知。プライドの問題など。

日常的職務実践レベルにおいて、こうした課題が同時にかつ早急に改善されていかねばならない。つまりもう少し職員の側に引き寄せて詰めていく作業が残されているように思われる。担い手は誰よりも職員自身なのである。自分にとって居心地のよい職場環境とはいかにあるべきかが、さらに検討されてもよいであろう。なぜなら、もちろん最終的な決定機関は首長と議会にあるが、その決定過程に少なからずの影響を与えることができるという実感や達成感や充足感こそ、職員のモラル向上にとって最も大切なものだからである。つまり職業人としての喜びはやはり、自己決定性、自己完結性、個人責任性などによって果していく仕事の成就感こそ至高のものであると考えられるからである。

また、このような変革過程の中であって、町内会・自治会との関係はより一層緊密に大きくなるであろう。決して両者のパイプが解消するわけではない。むしろその「役割期待の相補性」の内容が時代のニーズに対応して質的に変化していくということである。ではどう変わるのかといえば、それを判断し選定するのは関係する主体としてのあなた自身（住民）なのである。またどのような方向に変えていきたいのか、その理想モデルをどうしたいのかを決定するのも、そこに住みかつ利用する当事者たちなのである。変化の達成には両者の相互的同時的自己変革こそが必要である。

しかしこの時に、相手にばかりより多くを期待してはならない。むしろ自分の方からすなわち行政サイドから自己変革していくべきであろう。以って率先垂範すべきである。すなわち行政マン、公務員の新しいイメージチェンジをいかに図っていくか、新しい人材づくりに着手しなければならない。それでは一体いかなる能力や資質が求められているのだろうか。

4. 出張所職員のありかた

(1)新しい行政マン素描

新しい出張所職員は、政策形成などへの十分な職員参加があって、しかも行政マンとしての能力と士気も十二分に発揮されることが期待されている。まさに“あれもこれも”の能力開発が求められているといえる。これは非常に高き困難な理想なのかもしれない。しかしこの到達目標は“顧客”としての住民ニーズであるため、行政職員はできるだけ努力

していく必要がある。このような職員の理念像を総称的にいえば、まちづくりのプロデューサー、団体や人々のオルガナイザー、あるいは利害対立のコーディネーターなどとしての役割期待がかけられているといえよう。これは明日の行政を担う出張所職員像といえるかもしれない。

こうして、住民と行政とをつなぐ新しい行政マンという新しい人材（仕事人、専門家、演出家、仕掛人、キーマン、キーパーソン、まちづくり名人など）が登場することになってきた。その主体は自治体職員のうち、とりわけ出張所職員に期待されている。この新しい行政マンとは、必ずしも「職務の専門家」であるだけでなく、「自治体の専門家」さらには「地域の専門家」になることが要請されている。地域の専門家とは、まず何よりも「このまちが好きだから」「地域と一緒に活動し、地域住民から大いに信頼されている人」「住民の目や心で、物事を考え行動している人」「生活者の立場に立ち、共感しあえる人」などである。さらには「市民とともに歩める職員」から「地域を燃やせる職員」へと自己成長した人である。地域現場こそ学習の場であると考え、住民との地域懇談会や共同の学習会に意欲的に参加している人でもあろう。そして、小さな部課のセクショナリズムや組織を越えて、自分たちの住むまちを本当に暮らしやすいようにつくりかえていく人材のことである。

このような職員像は、「住民の行政参加」を呼びかけていくだけでなく、むしろ職員の側から積極的に地域参加しているといえよう。つまり「職員の地域参加」の体现者であるということである。彼はその地域の実態に詳しく、常にタウンウォッチングしている。そして地域活動に参加することによって、市民感覚として「その都市をよく知っている」。住民との交流や対話を通して、地域のぬくもりも冷たさも感じとっている。そうした日常的営為を通して、新たな政策づくりや主要事業を掘り起こしているのである。

スローガンは「職員よ、まちへ出よう」というコピーである。まず歩くこと、そしてヒアリングを行い、現実を認識しよく考えること、そして行政課題として企画立案するというチャンスを与えるのである。とかく区内在住職員の減少化に伴い、地域への安着心や探冒精神が希薄化している現状において、新しい行政マンは敢えて自ら進んで「まちの中」「まちの中で」をモットーとする。

従って、このような新しい行政マンとしての出張所職員は、「ライブリー lively」（「生活」「生きる」「生き生き」など）な生き方を自ら自己実現しているという意味において、「ライブリーなプロフェッション」（生活者の専門家）といえるかもしれない。生き生きとしたプロフェッションとは、強いられた職務という受動性を克服して、自主的自発的であるだけに、“住民とともに愉しむ”という精神的ゆとりをもっている。つまり仕事が決して苦痛にならない。彼の表貌には好きで好きでたまらないといった者のみがつ

あの充実感に満ちている。むしろ嬉々として黒子役、裏方、下支えに徹しているのである。

いま、出張所職員に問われている能力とは、武田昌弘氏によれば、「自治の原点に立って、的確に問題をとらえる物の見方や感性であり、市民を理解し、市民とともに考え、歩み、地域を燃やせる熱意と行動力だといえるのではないだろうか。」とりわけ重要な能力は、問題発見能力や課題解決能力であり、情報分析力や専門知識であり、また政策判断（立案）能力や政策実施能力などである。さらには人間関係の説得技術も大いに必要とされているであろう。

これらの能力と意欲と機会とに恵まれている世代は、30歳代、40歳代の青壮年層であり、いつの時代も新しい運動の旗振り役は彼らであった。従って、何かをやるに可能性とファイトと新しい価値基準とを持った若き有能な職員から真先に出張所に配置すべきである。そうして現場重視、住民主体、外部志向といった生きた体験学習を積み重ね、自治体本来のミッション（使命）を知るのである。そのような地道な努力を支えるものは、まさにまちの危機感や飢餓感への感性そのものである。そしてその感性をもつ者は「しなやかに、かつしたたかに」生きることができる若者たちであり、「ゆらぎに耐える」柔軟性と「バカになる」愚直性とを兼備した人間なのである。

(2) ソフトなプロフェッション

このような新しい行政マンのイメージを、ここでは仮に“ソフトなプロフェッション”と規定しておこう。この概念は、「21世紀の生活産業融合都市をめざす」と宣言した『板橋区産業振興ビジョン』で述べられている行政への役割期待と意味内容において極めて合致している。ここでは、「区の果たすべき役割」として、「望ましい方向を提示するとともに、それに向けての有効な協力の仕組みを創ること」「民間の豊かな活力や知恵を開き活用するように“柔らかく”開かれること」、あるいは「“新たな縁”を結び合い、そこから生活のための豊かな価値を、絶えることなく創り出していくこと」などがあげられている。これらの基本方針は、これからの住民と行政との新しい関係のありかたを志向していく上で、確かなある方向性を示唆してくれているように思われる。

ソフトなプロフェッションというのは、官僚・役人といった旧来のハードなイメージを一新するために、また三ズ主義的事務処理的サラリーマンといったオーガニゼーションマンのイメージを打開していくために名づけられたものである。しかもその背景には、参加住民層の質的变化という問題があげられる。つまり参加する住民はかつてのように名望家や団体代表や運動家、あるいは漠然とした匿名の数量的大衆一般ではなく、自己責任性をもつ個人参加が目立って多くなっている。その有力な一翼を担い始めたのが、いわゆる在野のプロフェッション（専門職業人）たちである。医師、弁護士、税理士、建築家、都市

計画家、僧侶、教師、作家、看護婦、銀行マン、ソーシャルワーカー、アーティスト、デザイナー、プランナー、ジャーナリストなどが、その専門的スキルや英知を生かして参加し始めた。さらには公務員自身も一市民・一生活者として、自分が住むまちのありように対して発言し行動してきたのである。とりわけ「まちづくり市民会議」や「専門調査委員会」（気仙沼市）、「百人委員会」などには、こうしたプロフェッションたちが、多く自薦他薦で結集してくる。彼らは確かに行政のシロウトであり、専門的知識や技術を有するわけではない。しかし、各界の名士が多数選任され集合してくると、大変大きな実力を発揮するようになる。

そしてこれらのプロフェッションと職員との間で、接し、話し、合意事項が練られていくのである。この調整過程において、ある場合には担当者よりも市民のプロとしてのプロフェッションの方がはるかに総合的判断能力において優れていることもでてこよう。ある市では、コミュニティセンターの建設をめぐる、周辺住民から審査会に弁護士を立てて反対された事例もある。しかもかかる市民のプロが複数加担することによって、両者の力関係が逆転する場面もあり得るかもしれない。民間活力の方が自治体職員以上に、情報力・企画力・執行力・資金力などにおいて、はるかに高水準にある場合もあるのである。ともあれ、ここで確認しておきたいことは、交渉相手は、無知・無名・無関心な一般住民ではなく、もっと有能・有資格・有名なプロフェッションたちであるという観点である。

典型的には奈良まちづくりセンター（第2章参照）などに見られるように、とりわけまちづくりへの関与者はこうしたプロフェッションが参加するようになってきた。それゆえ、こうした住民の中のプロフェッションに対応しては、行政サイドの担当者もまたより高度なプロフェッションでなければならなくなってきたということはいままでもない。このような意味において、行政サービスの前線にたつ出張所職員のソフトなプロフェッションとしての、意識変革や能力開発が改めて注目されるようになってきたのである。

ここで、ソフトなプロフェッションへの役割期待を箇条書に列挙しておこう。

- ①住民と行政との関係において、政策の合意形成過程（＝決定への参加）の重要な調整機能を担う。両者の関係はもはや上下の権力関係としてではなく、横並びの対等な協働関係であると認識されている。そこで、多様な利害関係を総合化したり、代弁的・助言的・架橋的・側面的な相談役・パイプ役を果たすのである。つまり両者の距離関係は、協力もし、抵抗もし、場合によってはアクションも行うという柔軟性をもっている。
- ②制度化すればそれは必ず硬直化・形式化・保守化・閉鎖化・特権化などの宿命は逃れられず、従って、できるだけインフォーマルでダイナミックでボランタリーなソフト

・プロフェッションのありようを目指している。それはいわばボランティアの精神と活動を具現しているともいえる。ソフトなプロフェッションは住民との人格的交流や出会いやふれあいを大切に、現場・実践の場で相互学習し、そこから地域課題を発見したりあるいはその解決方策を開発していくのである。つまりできるだけ官僚主義化（＝ハード化）の弊害を除去し、“制度の活力や人間化”を図っていこうというものである。

- ③ソフトなプロフェッションは、基本的には自由性と主体性が確保され、ある部門のセクショナリズムを超えて自治体や地域社会全体がかかえる危機的な重要課題、より大きな行政課題であると論理展開していく役割を果たす。つまり行政に対して積極果敢に提言したり、制度化・施策化を求めて活動したり、あるいは厳しく行政批判したりする。その判断基準は、「いま住民にとって何が一番必要であるか」という根拠である。そして住民の自治能力を育成すると同時に行政の開放政策をも推進していこうというものである。
- ④住民ニーズの高水準化に対応して、より高度な行政サービスの提供を担う。ニーズの専門性・複雑性・安心性・公正性などを考慮に入れて、個人職員が責任をもって実践し、住民の満足する評価をうるように努力する。集議性による責任回避に対して、きちんと責任の所在を明確にする。かくして行政への信頼をうるように努める。とりわけ専門的業務に対しては、職員の能力・技能・知識・体験などのより一層の資質向上・能力開発が求められている。

(3)それを支える制度

このようなソフトなプロフェッションは、西尾勝氏によれば「外向」（アウト・リーチ）や「案内」（ガイダンスやオリエンテーション）の行政サービス機能をもっているといえる。つまり、「総合的な案内」窓口の案内係や外交員のように人間的接触の機能を果たすのである。彼らは住民との直接的対話や交流を通して、住民の切実な声を吸収し行政に反映させるべく努力している。もちろんそのサービス対象や業務内容には一定の限界がある。そこでソフトなプロフェッションは、もう少し大所高所に立ち、本庁事業課とも連携してこれらの職員の活動を支持・協力することである。

在来の制度としていえば、「訪問担当制」「地区担当制」あるいは「住区担当チーム」のことである。地区別に職員をはりつけ、大幅な責任と権限を付与してまちづくりに専らさせている。その意味で、地域担当者はまちづくりの総合サービスを担うプロフェッションである。彼らは住民との直接対応関係において、資料づくりから課題説明、計画素案づくり、政策実施など、一連の行政過程の循環構造の、フィードバック機能までも全責任

任せられるということになる。事例をあげると、習志野市の地域担当制が地域予算会議に相当の影響を及ぼしたり、神戸市丸山地区のコミュニティの住民会議で、一市民として参加した公務員の役割が大きかったりしている（『コミュニティ活動推進調査』参照）。あるいは、三郷市企画課における職員と市民の共同参加による地区計画づくり、中野区のまちづくり相談室の相談員の派遣なども実施されている。

もちろんこの「地域担当制」も、現実には様々な問題が生じている。例えば、担当者は自分の担当地区内の住民や団体として日常的接触を保ち、絶えず住民の理解と支持と協力を求めるものであるが、しかしそれゆえに、職場を離れても24時間勤務体制で疲れきみであるという不平不満も聞かれる。また実際に計画づくりや予算編成への関与や反映が弱く、伴っていないという意見もある。さらに住民集会や活動に積極的に出席する職員とそうでない職員との格差も徐々に広がっているという。これらの問題点は再検討し改善すべきであろう。

しかしこれらの問題はかなり克服していける内容であり、制度そのものの存在意義（よさ）を減殺するものではない。要は、制度の運用や人材の適正配置などが見直されるべきである。趨勢としてその導入の必要に変わりはないであろう。

さらに、ソフトなプロフェッションのイメージをもう少し具象的・制度的レベルでとらえると、「まちづくりアドバイザー」「まちづくりプランナー」「コミュニティ・プランナー」などといえる。ここでは仮に「まちづくりアドバイザー」と総称しておくとして、その役割は、まちづくりの専門的助言者・相談員ということになる。彼らはまちづくりアドバイザーとして、地域全体の問題に対して懇切丁寧に回答、助言する。受付、問い合わせ、案内、苦情、要望、仲介、調整など、区民の相談業務を一手に引き受け、自己責任性において対応する。対応しきれないものについては、本庁との橋渡役としてその具現化に誠心誠意努力する。申請を受理したら、必ず一定期間内にその結果を伝達し、さらなる解決への尽力をおしまない。

最後に、将来的に重要と考える支援制度としての「まちづくりアドバイザー制度」を提案しておきたい。以下、いくつかの条件整備のためのポイントをあげる。

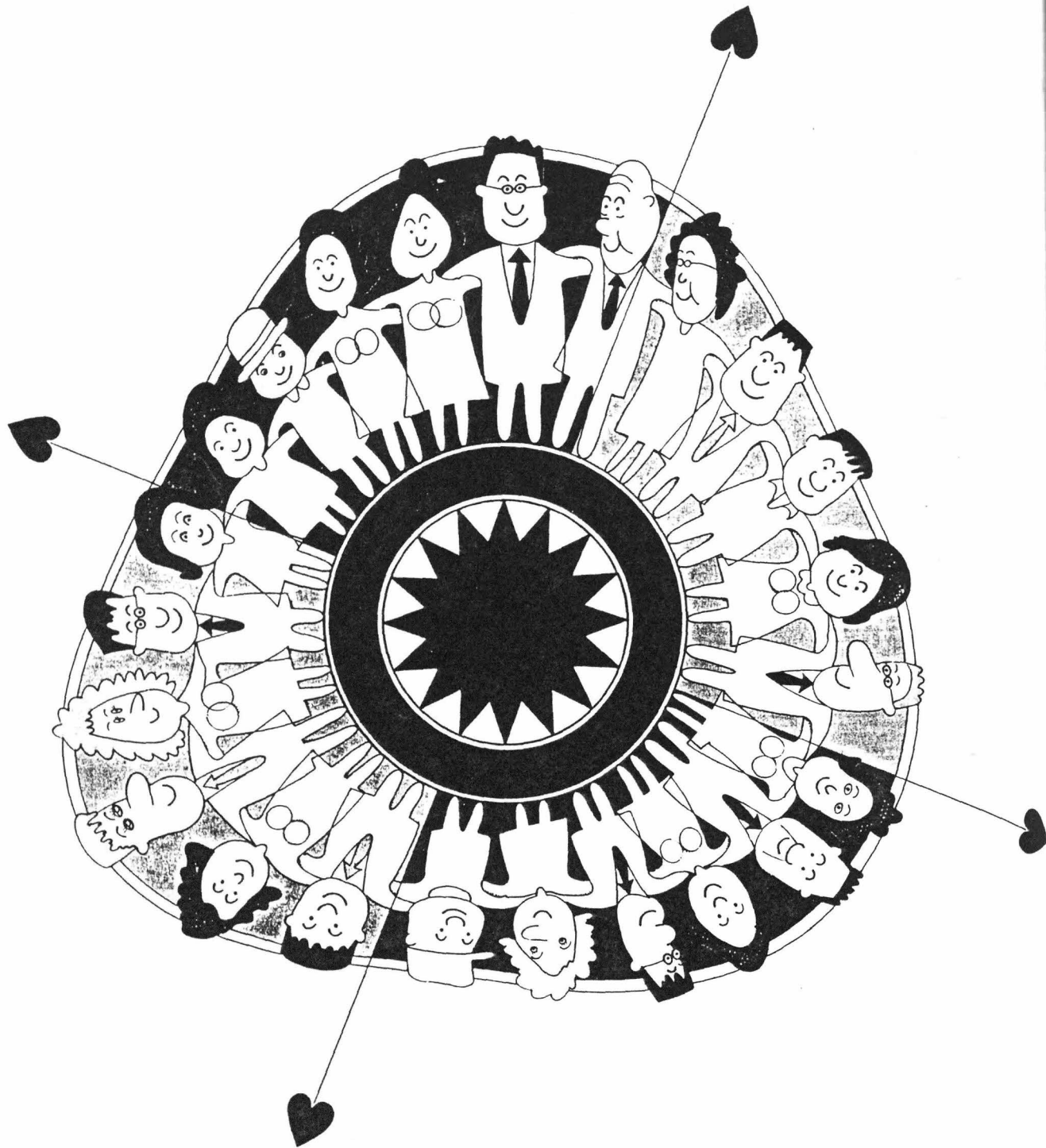
- ①アドバイザー制度を担当する課では、制度が十分に機能するように配慮すること。
- ②住環境整備計画、地区計画、まちづくり協定、まちづくり構想など、マスタープランづくりや提案権などの権限がはっきりと明記されていること。
- ③住民参加型協議会の場合であるまちづくりシステム（まちづくりセンターやまちづくり協議会など）の事務局のような役割を果たすこと。
- ④各種まちづくり事業を推進していく上で、基本原則は「住民主導・行政補完（後援

)」あるいは「住民と行政との共催」という立場に立つこと。側面的な支援という行政の限界を確認しておくこと。

- ⑤行政のプロと生活のプロとの総合的判断能力をもつこと。すなわち生活のプロとは、組織を超越してひとりの市民・生活者という観点にこだわってみることである。
- ⑥行政側からの指導ではなく、フレキシブルな相互扶助的・共助的・相互規制的な観点から専門処理すること。それはすなわち「互報性・互恵性の原理」を前提とする。

ともあれ、先の「21世紀を展望した出張所のあり方」の中で、次のような文章が見受けられる。「巡回相談員や専門相談員による相談コーナー（係）」「区民相談車を配置し、“待つ相談”から“地域へ出かける相談”への脱皮を図る……」問題は、こうした自分たちのことばへの責任をどうとるかである。そしてどう制度として生かしていくかである。最後に、住民参加型の組織においては、ソフトなプロフェッションとしての出張所職員の果たす役割期待が今後ますます大きくなっていくであろうことは確かである。今後の課題は、本提案と答申書との重ね合わせ、困難な現状を踏まえつつ、一歩ずつ前進して望ましい方向に向けて突き進んでいくことである。

コミュニティ活動の推進に向けて



昭和63年7月

東京都板橋区 区民部

協力／財団法人 日本地域開発センター

本冊子をご覧になるにあたって

東京都板橋区

板橋区では、現在区民の方々が、より豊かな生活をしていただくためにコミュニティ活動の推進を図っております。

昭和61年度には、財団法人日本地域開発センターと協力して『地域からのメッセージ・いたばしコミュニティ白書』と題するコミュニティ活動に関する報告書を発行いたしました。そして62年度には、地域で具体的にコミュニティ組織づくりをすすめていただくためにコミュニティ組織のあり方について同センターに協力を依頼して検討をかさねてまいりました。その結果、同機関から提言を受け、調査報告書としてとりまとめました。本冊子は、その概要を説明したものです。

板橋区では、引き続きコミュニティ活動を推進していくために、コミュニティ組織の結成に向けて努力を続けていく予定です。同時にこのコミュニティ組織づくりを支えていくための支援機関も現在検討を続けております。

この冊子が、区民の方々の活発なコミュニティ活動の展開に役立つことを期待いたします。

昭和63年7月

本冊子の目次

はじめに	1
なぜコミュニティ組織づくりが必要か	1
コミュニティ活動を支えてきた「町内会・自治会」	2
「町内会・自治会」の現在	3
「町内会・自治会」の周辺と後続グループ	4
コミュニティ組織の位置づけ	6
いたばし方式のコミュニティ組織	8
今後の方向について	裏表紙

はじめに

そもそもコミュニティとは、一体何でしょうか。コミュニティという言葉はさまざまな使われ方をしてありますが、ここでは、「さまざまな意味での異質・多様性を認め合って相互に折り合いながら築いていく洗練された新しい共同生活のルール、様式」と表現しておきましょう。こうしたコミュニティづくりやコミュニティ活動を展開していくことは、区民の生活をより豊かなものにしていくためにも欠かせないものです。

なぜコミュニティ組織づくりが必要なのか

それでは、なぜいまコミュニティ組織づくりが必要とされているのでしょうか。まず、転出・転入といった地域間の移動は非常に頻繁になっています。毎日の通勤、通学、買い物などをとってみても、その行動圏域が広域化しています。そうしたことを背景に、地域社会では従来の連帯感や相互扶助といったことが希薄になり、地域社会そのものが危機にひんしているという場合も起こっています。

また、情報化の進展、生活時間の構造変化、核家族化そして住民意識や価値観が多様化してきています。そこでは従来からの伝統的な地域活動の枠にとらわれない、住民の自由で創造的な活動が多様に展開し、新しい住民の組織やこれまでにない解放的な施設等の模索といったことが検討される必要があります。

このことこそ、これからの都市型コミュニティの形成にむけて不可欠のことだといえます。

報告書の目次

この冊子のもとになる報告書は、(財)日本地域開発センターの板橋コミュニティ活動推進調査委員会(委員長 奥田道大立教大学教授)により作成されました。報告書は、「調査報告書」と資料編として「町会・自治会長へのアンケート調査」、「婦人の地域活動に関するアンケート調査」、「コミュニティ施策に関する自治体アンケート調査」からなっています。「調査報告書」の目次は右のとおりです。

第I部 コミュニティ活動を支える組織と人

1. 「町内会・自治会」をめぐるうごき
2. 「町内会・自治会」後をめぐるうごき

第II部 コミュニティ活動と行政をつなげるもの

1. コミュニティ活動を支える中心組織の変化
2. 行政と地域を結ぶ中間組織のありかた
3. 行政と地域を結ぶ中間施設のありかた

第III部 コミュニティ活動を進める上での行政指針

1. 東京のコミュニティ行政：課題と展望
2. いたばし方式に向けての提案
3. コミュニティ形成とワークショップ

コミュニティ活動を支えてきた町内会・自治会

板橋区のコミュニティ活動を考えるにあたって、まず振り返ってみて「町内会・自治会」が果たしてきた役割を見ていきましょう。

江戸時代——生活共同の契機として（自治の制度慣習）

自治行政制度としての五人組により火の番・夜回り、下水・井戸の管理が行われ、また、町内に慶弔等があると向こう三軒両隣で共同で協力してとり行われていました。

明治近代の公共的自治意識（公共精神）

小学校学制への協力として、校舎の選定、教員の採用、授業料その他管理・運営等を町会が遂行している例が多くみられました。

都市化の契機——環境問題と災害（地域共同の要素）

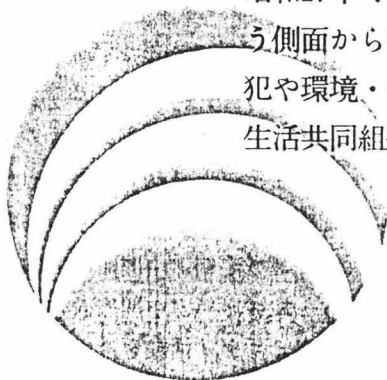
町会の前身のひとつとして衛生組合があげられます。ここでは、塵芥掃除、消毒、予防注射、蠅とり等の事業が行われていました。関東大震災を契機に「隣保団結」がはじまり、夜警や米の配給から火の用心、衛生の世話さらに文化事業へと進展しようとしていました。

戦争の影響——官製組織化の弊害（画一化と末端機構化）

戦時行政体制にとりこまれるなかで市町村の補助的下部組織として位置づけられ、上位下達的な側面を強くし、大政翼賛会の下部組織という性格も担っていきました。

戦後の町会——廃止と復活

戦後、町会・部落会及び隣組が一斉に廃止となりました。その後、昭和27年町会廃止の政令が失効するのに伴い、生活上の必要性という側面から復活していくことになりました。戦後の生活混乱期は防犯や環境・衛生などの問題が多く、それを共同で解決していく地域生活共同組織がかつて以上に求められていたのです。



『町内会・自治会』の現在

現在板橋区内には、町会・自治会が229団体あり、防災、防犯、防火、清掃、青少年の健全育成等地域社会に多大な貢献をしてきています。

さて、それでは、町会・自治会の活動はどのようになっているのでしょうか。町会・自治会長への意識調査の結果をみると、まず、町会・自治会の日常的活動には主に以下のような項目を回答として選んでいます。行政連絡の周知徹底、町内の美化・清掃、募金、防犯、防災、青少年対策、旅行等の親睦、町内のもめごとの調停などがあげられています。

次に、現在重点をおいている活動には、青少年対策、防犯・防災、旅行等の親睦、募金、清掃等があります。

さらに、将来重点をおきたい活動は、一人暮らしの老人のお世話等の福祉活動、外国人を受け入れる活動、各種グループ・団体・人のまとめ役的な活動、婦人を中心とした学習、公園づくり、環境問題への対策、PTAや市民サークルとの共同イベント等があげられています。

町会・自治会の平均像は？

板橋区内には、さまざまな町会・自治会が活動しています。そこで、アンケート結果からその平均値をとってみると……

一町会（自治会）あたり加入世帯数	737世帯
町会（自治会）加入率	76.25%
町会・自治会長（平均年齢）	63.7歳
財政規模（一町会・自治会当たり）	300万円前後

板橋区における町会・自治会小史

明治後期：北豊島郡時代の明治40年から大正12年までに11町会が設立された。

大正期：震災を契機に、配給とか夜警といった実際の自己防衛的の必要と隣保共助を目的に大幅に増加した。

昭和初期：官制の行政末端機構に組み込まれ、経済生活の地域統制単位の実行機関となるとともに戦時体制の担い手として、防空訓練等を実施した。

戦後期：町内会廃止に伴い、連絡事務所が行っていた転出入証明等の事務を処理するため、区内に12の出張所が設置された。

近年：町会による電灯料の負担、青少年の非行が重要な課題であり、昭和34年板橋区町会連合会が発足し、以来地域で様々な活動をしている。

『町内会・自治会』の周辺と 後続グループ

今まで、「町内会・自治会」について述べてきましたが、地域における活動はそれだけでなく、さまざまな数多くの活動が展開されています。それでは、その周辺の活動を意識調査の結果をもとに述べてみます。

町会・自治会の周辺

周辺として、板橋区婦人団体協議会、板橋区婦人学級連合会に所属する団体があげられます。

女性の活動は、特定の婦人活動のみならず、町会活動の実質的な部分を占めています。町会の現在の重点活動のひとつであるボランティア活動や町会のサークル活動は、女性の参加によって多くが担われています。

さて、それではどのような目的で活動しているのでしょうか。町会運営への協力、地域の親睦、婦人意識向上、学習、啓蒙、ボランティア活動といったところがあげられています。

活動のテーマは、家族の健康、環境問題、高齢化社会における婦人の役割、高齢者問題等が多いようです。

また、実際の活動内容は、町内の防犯・防火活動事業への協力、祭や盆踊りや運動会といった親睦活動への協力、映画会、講演会、バザーの開催、地区パトロール等多彩な分野に及んでいます。

女性の社会参加はめざましい！

板橋区では、女性の社会参加の促進、連帯意識の醸成、婦人問題関係の情報提供、意識啓発等を図るために、各種の事業を実施しています。これらの事業には、大勢の女性の積極的な参加により、活発な活動が見られます。

女性国際交流ボランティア…国際人としての意識改革をめざす。

女性問題女性セミナー…通所講座6回及宿泊研修により学習し意識改革を図る。

ボランティアセンター…女性の社会参加の促進を図ることを目的として開催する。

婦人情報紙「あはれ」の発行…区内の女性の動静を伝える等情報提供。

女性のくどい…「高齢化社会への対応」「女性と労働」等をテーマに

婦人団体懇談会、婦人学級、子育て講座等

後続グループ

さらに、コミュニティ活動としての後続グループとして新世代が担う各種のグループ・サークル活動、PTAがあげられます。こうしたグループはどのような活動をしているのでしょうか。

(1)PTA

PTA組織は、地域と深く結びついており、ボランティア活動や福祉活動など本来の守備範囲を越えた活動への志向性もみられます。また、PTA活動の修了者には、町会婦人部で活動する人々が多く、その意味でもPTA活動の持つ意義は大きいものがあります。

活動の内容としては、児童の校外生活の充実と地域環境の向上に努力、登校指導、交通安全活動、夏休みの学区のパトロール、会員相互の研修と親睦、成人教育、夏休み地区別子供会、レクリエーション企画等があげられます。

また、活動の場としては、各学校の教室や図書館、出張所、集会所を利用しており、活動の施設難もあげられています。

(2)ボランティアアソシエーション

区内には、様々な文化、趣味、スポーツ、レクリエーション団体等の各種グループ・サークルが活発に活動しています。活動の担い手は、30歳代・40歳代の新世代の女性たちも多く、人と人が活動そのものでつながっている「ゆるやかな結びつき」であり、地域へ目が向けられ、地域自治参加への意欲もみられます。

活動としては、消費者運動、福祉、児童教育、自然保護、レクリエーション、絵画・手工芸、各種スポーツ、俳句・詩吟・和歌、各種公害対策、古典芸能・史跡保存等と幅広い分野に及んでいます。

ボランティアアソシエーションとは？

自発的組織とも言う。一般的には、それぞれ明確に自覚された利害関心を持つ諸個人が、自らの利害関心の充足・実現を有利に導くために自発的に結集し、共通の目標を立ててその下で組織的に活動する集団のことを言う。ここではこうした性格をもついわゆるサークル・クラブ・集団・市民団体等をさす。具体的な活動内容としては、消費者問題、福祉、

児童教育、環境問題、レクリエーション、囲碁・将棋、俳句・短歌、民謡、華道・茶道・書道、手芸、陶芸、スポーツ、ダンス、その他があげられる。
<詳しくは「地域からのメッセージ——いたばしコミュニティ白書'87」板橋区企画課P121～124を参照のこと。>

コミュニティ組織の位置づけ

ここでは、コミュニティ組織を一般的にみた場合、どのように整理することができるかについて考えてみたいと思います。

コミュニティ組織を大きく分けると理念モデルとして3つに分けることができます。ただ、これはあくまで理念モデルなので、現実の組織化の状況と必ずしも一致しているわけではありません。重要なことは、このような観点からコミュニティ組織をみることです。

a 地区包括型 (硬い組織)

このタイプは、全戸自動加入という自治体的特質、行政の末端機構としての役割をもちます。法的には、民間の任意団体のひとつであります。一枚岩的な組織として動員・統率力が強く、組織や活動が安定的・継続的に展開できる性質を持っています。しかし、住民の自由で創造的なコミュニティ活動を引き出しにくいとか、行政経費節減のための下請け末端機構とも受け取られやすい等という性質もあります。

b 住民自治協議会型 (柔らかい組織、人と組織)

町会など核となる中心組織があるわけではなく、どの任意団体も同等の責任と発言権をもつヨコ並びの協議体であり、団体に属さない住民についても個人としての参加が認められます。住民の多様な関心や自由な創造性が発揮され、住民自治の育まれる可能性が大きいが、自治意識の定着が必要です。

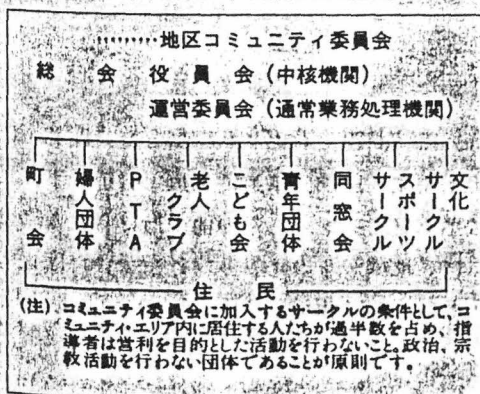
c 人とネットワーク型 (組織の脱構築)

個人は、いずれの団体にも固定的に組織化されるわけではなく、そのときどきに必要な組織活動に参加できるような人と情報のネットワークを持ち合わせて、各々が各々の判断と責任においてコミュニティの組織化に流動的かつ持続的に参加できます。

他地区の事例

【台東区では、コミュニティ活動をすすめていくために推進母体としての組織として下図のようなコミュニティ委員会を設立し、区内各地域にモデルとなる地区を設定した。昭和51年4月にはじめて小学校を核として松葉地区に誕生した。その後順次設立し、現在12地区で活動が行われている。

コミュニティ委員会組織図



コミュニティの形態

区分	利用施設	業務	委員会数
学校施設 中心型	小学校(会議室、和室、音楽室、視聴覚室、校庭、体育館) 区民館、公園	○コミュニティ活動の各種運営 ○休日、夜間における学校、コミュニティ施設の自主管理	10
コミュニティセンター型	谷中コミュニティセンター	センター運営の一部に住民参加	1
会館施設 中心型	東上野会館、出張所集會室	○コミュニティ活動の各種運営 ○会館コミュニティ施設の自主管理	1

(注) 1. 松葉小学校内には、コミュニティ専用管理室(約14㎡)を設置。
2. 谷中小学校(校庭、体育館)、谷中区民館を昭和63年4月より使用。

次に、行政と地域を結ぶ「中間組織」「中間施設」について考えてみます。

コミュニティ活動を考えていく場合には、住民みずからが主体になって結成する組織あるいは自覚的な活動が必要とされます。その際に行政側と住民側を取り結ぶ、言い換えれば公と私の間をつなぐ「共」の領域を豊かにしていくことがコミュニティ活動を活発にさせる素地となります。その意味で「共」の領域にたち、行政と住民の間の「中間組織」、そして活動の拠点となる「中間施設」の持つ意味を熟慮することが重要ではないでしょうか。

中間組織、中間施設には、前述のa、b、cに対応した形で、3つに分けることができます。そして、趨勢としては都市型社会に変化していく地域ほどa→b→cという移行が見られます。

中間組織

a 地区町会連合会方式

「行政—町会連合会—町内会—住民」という一連のたてわり型の組織構造が成立している場合、町会連合会が「共」となります。この場合、伝統的な近隣環境維持システムとして有効な機能を発揮します。

b 地区協議会方式

地区ごとに協議会すなわち町内会・自治会を含めて個々の団体がよこ並びの同じ立場で地域の問題を協議していきます。

c センター方式

「共」を住民をまとめる組織としてみるのではなく、人と情報を連環する結節点として考えます。後で提案する「市民生活会議」もその一つです。

中間施設

a 出張所中心

中間組織をささえる中間施設として、出張所を位置づけています。出張所的機能を中心にして地区内の各施設を結びつけます。なお、施設は公共施設だけには限りません。

b 地区センター/コミュニティセンター中心

いわゆるコミュニティセンター、区民センターを中心にして活動を行います。

c まちづくりセンター中心

まちづくりセンターは、施設の意義あいもさることながら、メディアとしてのセンターとして位置づけます。各層住民・組織の結節点であり、地域に開かれた「市民サロン」的役割等をもちます。

他地区の事例・まちづくりセンター

埼玉県浦和市は拠点をもつ「市民文化センター」があげられる。ここでは、自ら汗をかき地域を知り、地域をより住みよいものにするよう努力することを主眼とし、自主自立の精神で活動を続けている。活動の基本姿勢として、コトおこしを継続するにあたって、人の輪を拡げる中で地域に埋没している資源（ヒト・モノ

）の発掘・活用がある。運営にあたっては、誰もが参加できる弾力的なシステムとしていることが注目される。テーマに応じて誰でも無理のない時間を使って参加できる体制をとっており、センターは総合事務局としての機能をはたしている。組織は「常任スタッフ」「地域スタッフ」「ボランティアスタッフ」からなり、地域に対する「志」をもつヒトエネルギーを結集する「職場」が鍵であるとしている。

いたばし方式の コミュニティ組織

◎都市型社会の自治

板橋区は23区の中でも地域行政の展開に熱心に取り組み、実績をあげてきました。地域のレベルでも、1987年に発表された「地域からのメッセージ・いたばしコミュニティ白書」で明らかのように、各世代にわたる住民が、地域を舞台にさまざまなコミュニティ活動に参画しています。例えば若い世代の家庭の主婦を中心とした読書グループやボランティア活動は、在来の重厚長大型の町内会・自治会活動からすれば、軽薄短小型に映るかもしれません。しかし地域に未だ馴染みのない団地住まいの主婦が、たまたま立ち寄った公共図書館が縁で読書サークルに仲間入りをして、その読書サークルがやがて点字や手話を勉強する場をひらき、主婦がひとりのボランティアとしての役割を自覚するというケースも少なくありません。多様な生活の背景と動機づけをもつ住民が、背伸びや無理をせず、身の丈に合ったコミュニティ活動に参画することが望ましいのです。地域全体に影響力のある町内会・自治会活動を中心とすると、小さなサークルやクラブ活動は周辺とか、背後にあって目立たない存在となりますが、地域に目をこらして見ると無数の多様な「草の根」活動が息づいていることがわかります。ひろい意味でのコミュニティ活動の裾野の拡がりと言えます。

コミュニティ組織の設置状況（特別区）

	検討中	組織済	組織名		検討中	組織済	組織名
千代田区	○			渋谷区	○		
新宿区	○			中野区		○	住区協議会
台東区		○	コミュニティ委員会	杉並区	○		
品川区	○			荒川区		○	アメニティタウン計画地域懇談会
目黒区		○	住区住民協議会	板橋区	○		
大田区	○			足立区	○		
世田谷区		○	まちづくり推進会議 各地域活動団体連絡協議会 世田谷区ボランティア協会	葛飾区		○	まちづくり懇談会

◎板橋区の町会・自治会

商工業系の既成市街地を初めとして、町会・自治会がコミュニティ活動を支える中心組織として、大きな役割を果たしてきました。また、行政組織と結ぶ住民組織として、実績において最右翼の位置にあります。

しかし、アンケート調査等からみると、住民の町会に期待する比重は低下しつつあり、また、地域問題の複雑さに加えて、問題解決の団体組織やルートも多様化し、さらに、町会の制度的慣行や町会長の高齢化に伴う統治能力が衰退してきています。

町会・自治会の全区レベルでの活動実績をもつ板橋区においても、時代の大きな流れ、地域社会の大きな変化にあって、町会・自治会のありかたを住民自治のコミュニティ活動の原則に照らして抜本的に見直す時機にあることは、確かです。

◎住民自治協議会型への移行

行政と地域を結ぶ中間組織のありかたとして、地区協議会方式がすすめられます。

同方式は、地域に根ざす多様な住民自治組織の生成・展開を背景としています。各集団・組織が横に結び合うなかでどのような洗練された新しい協働のルールと仕組みを築くかが、重要です。町会・自治会も、この協働の一翼を担うときに、地域の運営と調整能力においてそのストック＝蓄積を発揮できるはずで

コミュニティ組織の設置状況（市）

	検討中	組織済	組 織 名		検討中	組織済	組 織 名
立川市	○			福生市	○		
三鷹市		○	住区協議会	狛江市		○	地域センター運営協議会
府中市		○	コミュニティ協議会	東大和市	○		
小金井市	○			清瀬市	○		
小平市	○			多摩市	○		
日野市	○			秋川市		○	秋川市町内会長連絡協議会
国分寺市	○						

◎新世代に見るネットワーク組織とは

第一次ベビーブーム世代以降の新世代においては、「町会」ばなれ「PTA」ばなれ等の組織ばなれの気分がつよいと言えます。かれら新世代は、一定の地域、一定の組織に縛られないで、自らの関心・興味、あるいは生きかたと共感のもてる複数のサークル、そして人と人との結びつきを求めています。このような「人」中心のネットワーク型のコミュニティ活動においては、活動を支える組織のありかたよりも、人々やサークルが直接に接触をもつコミュニティ・センター等の「施設・装置」の問題が、浮き彫りされてくることとなります。

ワグネル・ワグネル
への関心



◎「いたばし方式」をどう考えるか

「いたばし方式」としての中間組織は、町会・自治会の活動実績および地域運営の調整能力に期待して、町会・自治会が主要な一翼を担いつつも、コミュニティ関連組織の地域横結的な連合・協議会方式を提案します。

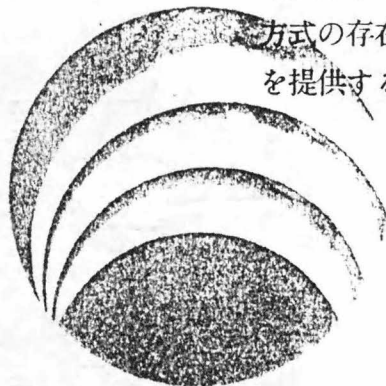
「人」中心のネットワークと協議会との繋がりを求めるには、各協議会を構成する単位集団・組織、及び関連集団・組織のリーダー格を含めメンバーシップをもつ住民が、一旦、所属の集団・組織の立場を離れて、ひとりの「個人」「市民」の資格において横割の人的ネットワークに参加します。地元の町内に帰れば町会の会長とかPTA、子供会、地域生協の役員であっても、この人的ネットワークでは、あくまでもひとりの「市民」として地元の集团的利害や枠組みに縛られません。ひろい視野と柔軟な行動の幅で、個人と個人との自由な結びつきの図られることが、当の個人にとっても新しい市民感覚を身につける好機会となります。

人々にとっての一種の「たまり場」「市民サロン」では、個人と個人との面識による親交機会とともに、さまざまなテーマをめぐって情報の交換が可能です。学習会、公開シンポジウム、広域にわたる住民運動への参加、福祉ボランティア活動への応援その他、さまざまな「こと」おこしを通じて、コミュニティ活動の環境づくりと活動相互の連携化も可能となります。

非公式セクターとしての「市民生活会議」の場合は、人を通じてやや硬直化しがちの「協議会」方式を刷新化することになります。地域に必ずしも根をおろしていない公式セクターとしての「協議会」方式の存在は、やや中宙り状態の「市民生活会議」に安定的な基礎を提供することになります。

プロフェッショナルな生活者
職業人としての能力発揮者
素材バリエーション登録(212)

高齢者会
サロニール会
女性会
青年会



◎「いたばし方式」に向けての提案

「いたばし方式」のコミュニティ関連組織としては、最終的に、組織中心の地区住民協議会＝公式セクターと、「人」中心の市民生活会議＝非公式セクターとのゆるやかな二層性において捉えます。新世代を中心とする自発的なサークル活動およびそのネットワーキングについては、新しい装いをもつコミュニティ・センター等の施設・装置を回路として、さしあたり市民生活会議への接続が可能となります。



◎コミュニティ推進策

地域を土台とした地区協議会と「人」中心の市民生活会議との二層性、この二つの独自の組み合わせが、ゆるやかなコミュニティ関連組織の全体像となります。

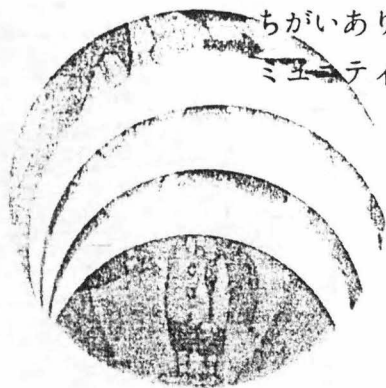
伝統的商業地などで、町会・自治会、商店会組織が全体のイニシアチブをとっているところでは、地区協議会の土台の比重が高くなるでしょう。団地や新興住宅地域では「人」中心のネットワーク、市民生活会議方式に比重をかける方が無理がないでしょう。

新世代のネットワーク型のクラブ・サークル活動の場合、地区協議会の他の単位集団・組織と同列に横並びするのは、新世代の価値意識からしても未だ無理があります。新世代の一つの根拠地としては、コミュニティセンター、まちづくりセンターを回路として、「人」中心の市民生活会議、コミュニティ・フォーラムに「個人」として参加することが望ましいのです。

市民生活会議のたまり場、市民サロンがコミュニティ・センター等におかれる場合には、新世代を中心とするネットワーク型のサークルとも相互に結び合う機会が、よりひらかれることになるでしょう。

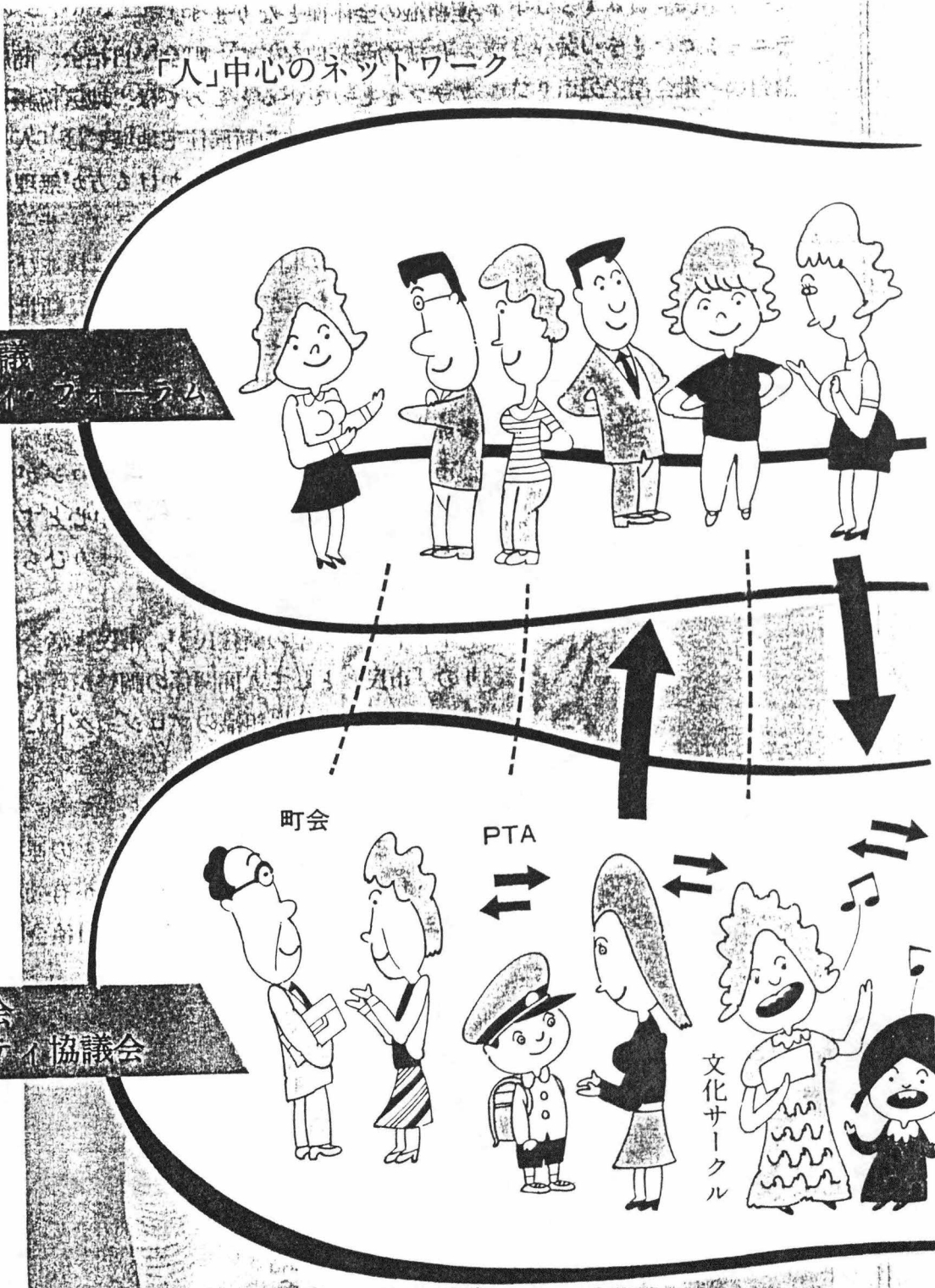
ネットワーク型の新住民が、市民生活会議の住民と、やはりひとりの「市民」として人間関係の調整が可能な場合、間接的ながら地域に根をおろす住民組織のプロジェクトに参加する機会も無いとはいえません。

町会・自治会等の住民組織にとっても、二重、三重の回路を通じて、これまで無縁と思われた新世代との連携化の道がひらかれるにちがいありません。このような回路が有効に機能するためには、コミュニティ環境条件の設営が町会・自治会等に求められています。



いたばし方式のコミュニティ関連組織図

ブロック単位



市民生活会議
コミュニティフォーラム

地区協議会
コミュニティ協議会

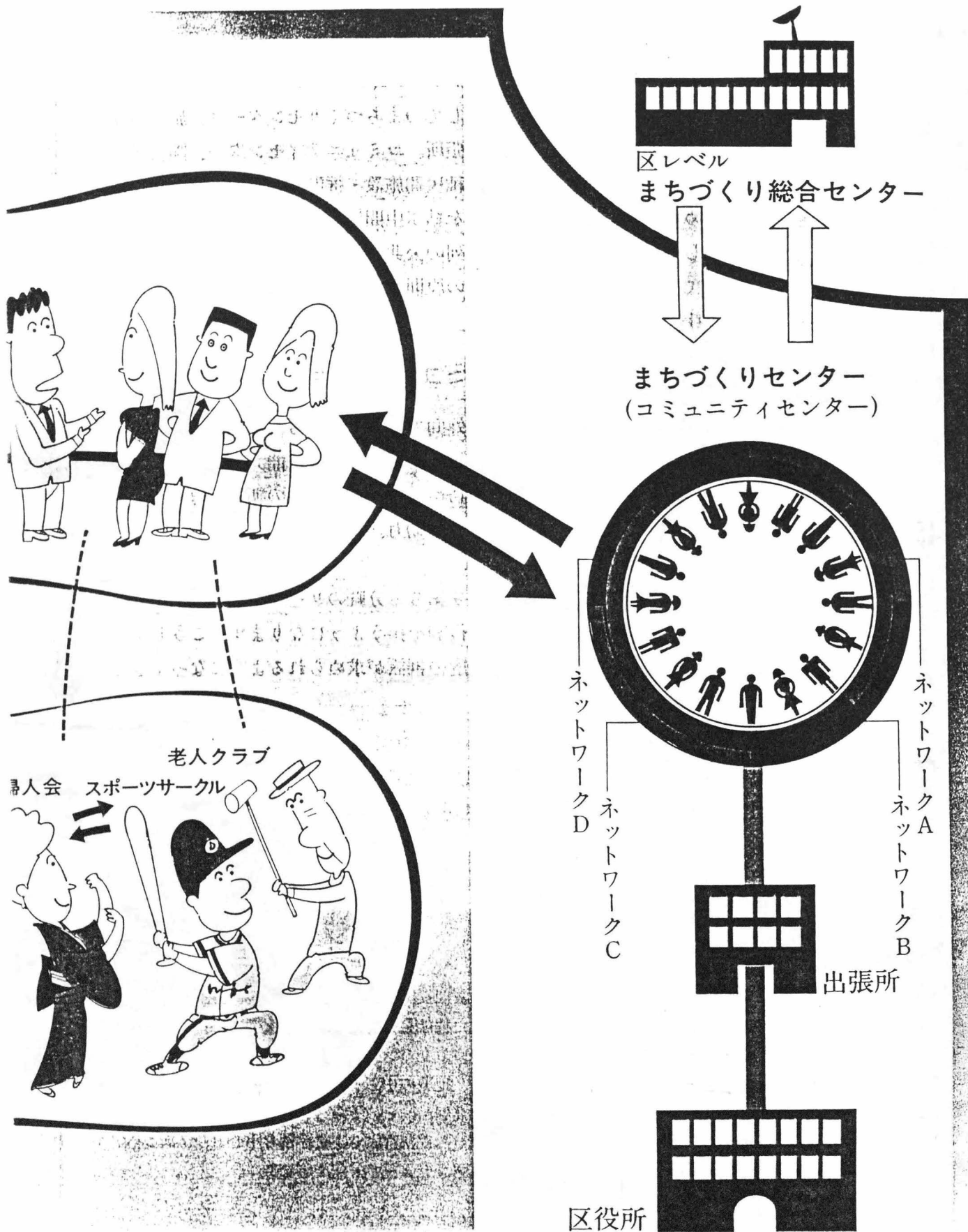
町会

PTA

文化サークル

地域横結的な単位集団・組織の連合形態

いたばし方式



◎まちづくりセンターと地域担当職員、コミュニティ・リーダー

まちづくりセンター構想づくり

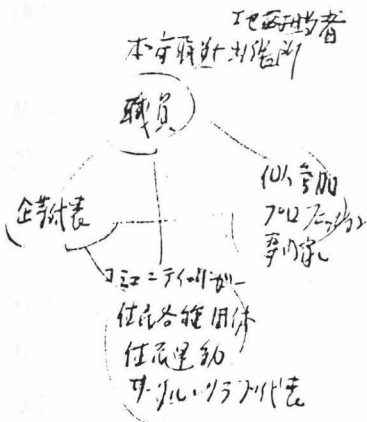
広い意味でのメディアとしてのまちづくりセンターは、施設自体のありかたはもとより、出張所、コミュニティセンター、図書館、ボランティアセンター、各種民間施設・機関との有機的連携化が求められます。「私」と「公」を結ぶ中間施設としての性格をもちます。したがって、かりに行政系列の公共施設としてスタートしても、住民自治のコミュニティ活動の原則にてらして、公私の協働のしかけ、仕組みづくりが必要です。

地区担当の自治体職員、コミュニティ・リーダーのあり方

職員のありかたとして、外向方式と言われる、地域を現場とする総合サービス業務、とくに対人サービスの対応能力が必要です。

コミュニティ・リーダーについても人間関係の調整能力とか、人や組織を結ぶ総合的な視野や行動力、「パーソナリティ」「個性」の魅力が求められます。

行政と民間とを仲立ちする第3の分野のリーダー（専門家集団）の登録、派遣制度が大切な役割を担うようになります。こうして、人材バンク、頭脳バンク制度の創設が求められるようになってきているのです。



まちづくりセンター

まちづくりセンターは、いわゆるコミュニティセンターや区民センターといった施設と同義ではない。まちづくりセンターは、よりさまざまな機能をもっている。例えば専門知識をもつコミュニティ・リーダーの蓄積、地域情報の提供、問題解決能力、調査機能、また、集会機能としては下駄履き感覚の会合ではなく気持ちを一掃する市民サロン等もあげられる。プランナー等の専門家グループの常駐も含め、高度の技術と情

報をもつ専門機関としての機能も求められる。

こうした機能をもつひとつの例をあげるなら、(社)奈良まちづくりセンターが参考になる。このセンターの目的は、地域の中でまちづくりを進めることのできる人材を発掘し、そのまちづくりを支援することである。すなわち人材育成と支援体制を中心とし、調査研究機能、プロデュース機能等を持つ。

◎コミュニティ形成への一つの試み としてのワークショップ

今までコミュニティ組織のあり方について述べてきました。最後にこうしたコミュニティ組織を形成していくための1つの方法として「ワークショップ」を紹介しておきましょう。

ここでいうワークショップとは、作業を伴う集会の意味ですが、この方法はコミュニティ活動を活性化するうえで大変有効であると考えられています。というのは、ワークショップ自体が定式化されない部分での活動を重視するからです。このワークショップの役割を整理すると、

- ア. ワークショップにより、参加者の相互理解をすすめ、これにより良い人間関係を創り出すこと。
- イ. ワークショップにより、体験の共有や共同による創造的活動を行うこと。
- ウ. コミュニティ活動の中に、以上のようなワークショップの機能を活かすことにより、コミュニティ活動の円滑化や、活性化に役立つこと。

となります。

板橋区で63年度に「コミュニティマップ作成」事業を予定していますが、この事業にワークショップの手法を活用してみることも可能です。しかし、実施には受入の素地も合わせて必要な条件と言えます。

ワークショップは、単に合意形成の技術的方法として捉えるだけでなく、ひとびとがいかにか創造的にコミュニティに参加しうるかをさぐる方法としてとらえることがより大切です。

ワークショップとは？

workshopとは、もともと工場、仕事場、研究集会、討論会を意味する。しかし、ここで取り上げるワークショップは、目的をもって参加する人々の活動を通じて共同体験、共同創造の集会を意味している。

このワークショップには、固定した集会の形式があるわけではない。座って討議をする通常の討論、集会と異なる点は、絵を描いたり、KJ法を行ったり、寸劇

など身体による表現をしたり、何らかの活動が中心を占める点である。それらの活動は、広い意味でworkと呼ばれるものであり、それを行う集会という意味で、ワークショップと名づけられたとも言える。

ワークショップには、『演劇ワークショップ！街の点検ワークショップ！身体表現ワークショップ！』など様々な方法が開発されてきている。

今後の方向について

板橋区では、今回この「いたばし方式に向けての提案」を受け、今後板橋のコミュニティの推進のために、全庁的に取り組みます。コミュニティ活動を推進していくためには、幅広く住民の方々に参加、協力していただくことが必要です。

区としても、区内の様々な団体や専門家とともにコミュニティ活動の推進のための住民組織の設置に向けて研究していきます。

また、コミュニティ活動の基盤は地域社会であり、身近な地域の方々とともにコミュニティについて語り合い、考えることが大切です。区内の18出張所を中心に、地元の町会・自治会、各種サークル、グループ等に呼び掛け、コミュニティについて論議を深めていきます。

さらに、一般の区民の方々に参加いただき、コミュニティの意識を高めていただくため、コミュニティ・ミニ・シンポジウム等も開催いたします。

是非、それぞれの場で区民の皆様の積極的な参加により、板橋のコミュニティの推進にご理解とご協力をお願いします。

コミュニティ活動の推進に向けて —コミュニティ推進調査報告書— (昭和63年7月)

発行 東京都板橋区区民部
協力 (財)日本地域開発センター

イラスト・レイアウト 大下 健一 + 野口 雅子
印刷・製本 三友社印刷製本株式会社

第 II 部 參考資料集

<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●船橋市、婦人に関する施策を総合的に計画的に推進するため、「女性担当室」を設置 ●宮城県、スパイクタイヤ対策条例制定 	<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大阪市、大阪湾で全国初のダブルハンド・レース、大阪湾メモリアル・ヨットレース ●千葉市、ランドサットを利用した緑の実態調査 	<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神戸市、フィラデルフィアと経済文化協定 	<p>12</p> <ul style="list-style-type: none"> ●柏市、市民向け条例集を発行 	<p>■一九八七年</p> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野市、イベント企画で商工振興公社設立 ●岡崎市、岡崎記念博開幕 ●東京都府中市、円高差益全額を市民に還元 ●長野市、円高差益で小学校のパソコン等購入 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仙台市、イベント誘致で「仙台コンベンションビュロー」発足 ●福岡市、国際交流協会が発足 ●福岡市、白鳥の里親制度を創設 ●川崎市、ワンルームマンションの建築指導要綱制定 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ●札幌市、国際交流基金を設置 	<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高槻市、全国初、民間の協力で「森林銀行」創設 ●神戸市、産業・業務用地、コンペ方式で分譲 ●豊橋市、土地信託で東京寮建て替え、市町村で初 ●岐阜県、「地域活性化アイデア事業
--	--	--	--	--	---	---	---

<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律制定 ●第二次地方制度調査会「地方行政に関する当面の措置についての答申」 	<p>昭和六二年</p>
---	--------------

<p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福井市、民間のイメージアップ事業に補助 ●神戸市、建築デザイン相談員を配置 ●神戸市、全国初、老人ホーム火災通報システム ●川口市、まちづくり基本条例制定へ ●埼玉県、全国初の埼玉県シルバースービス情報公社を設立 ●京都市、「世界歴史都市会議」開催 ●高松市、「国際学潮シンポ」開催 ●横浜市の国立国際会議場の建設決定 	<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福岡県山田市、政治倫理条例可決、資産公開を家族まで広げる 	<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島市、「国際火山会議」開催 ●練馬区、有料会員による相互扶助システム導入の「練馬区福祉公社」設立 ●横須賀市、高校生向けに「エイズ読本」を作成 ●松山市、全国公募の「坊っちゃん文学賞」を制定 ●武蔵野市、長期計画でタウンウォッチング 	<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県、全国初の埼玉県シルバースービス情報公社を設立 	<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> ●京都市、「世界歴史都市会議」開催 ●高松市、「国際学潮シンポ」開催 	<p>12</p> <ul style="list-style-type: none"> ●横浜市の国立国際会議場の建設決定 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県、「さいたま博覧会」開催、各地で地方博ブーム ●神奈川県・熊本県、職員の間相互交流を開始 ●新潟県中条町、アメリカカの南イリノイ大学を誘致、開設 ●島根・鳥取両県の中海・穴道湖干拓事業凍結 ●横浜市、全国で初めてアスベスト除去の指針を発表 ●広島、松山、大分の各市間、「コミュニティー航空がスタート 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福岡県山田市、政治倫理条例可決、資産公開を家族まで広げる
--	--	--	---	---	---	---	--

<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方自治法施行令改正 合築制度の対象拡大、収納代理郵便官署及び収納事務取扱機関制度の創設、退職手当の小切手払 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第二次地方制度調査会「地方公共団体への権限委譲等についての答申」 ●「地方行政と税制改革のあり方についての意見」 ●「社会経済情勢の変化に伴う基礎的自治体（地方公共団体）のあり方についての小委員会報告」 	<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仙台市を指定都市に指定する政令閣議決定 ●全国で二番目、施行は昭和六四年四月一日 	<p>昭和六三年</p>
--	---	---	--------------

- 興協会が発足
 - 広島市、中小企業経営指標を作成
 - 北九州市、技術開発振興基金を創設
 - 山口県、産業デザイン振興協会が発足
 - 北海道夕張市、「石炭歴史村」オープン
 - 埼玉県神泉村、空き缶回収デポジット方式を導入
 - 富山県、全国で初めて職業訓練校にメカトロ機導入
 - 大阪府狭山町、ゲームセンター規制条例を施行
- 一九八四年
- 3 ● 鹿児島県与論町、なんでも一番を認定、英国ギネスブックにならって、町内なんでも一番を集めた「ヨロン・ギネス」制度を発足
 - 4 ● 岩手県、三陸沿岸市町村、第二セクター方式によって全国初のマイレール「三陸鉄道」開業
 - 熊本県、Uターンアドバイザー制度を開始
 - 7 ● 福岡県春日市議会でプライバシー保護条例が成立
 - 8 ● 京都市、古都保存税で自治大臣に許可申請
 - 9 ● 三鷹市、武蔵野市、I・N・Sの実験開始
 - 10 ● 福岡県春日市でプライバシー保護条例施行
 - 神戸市、神戸ワイン売り出す、「株式会社神戸ワイン」の設立にともなうて地場産業の育成
 - 伊丹市、都市景観にデザイン審査制が登場
 - 11 ● 神戸市、小学校拠点に空き回収シス

市町村の合併、広域市町村圏の充実方策、事務の共同処理体制の充実に
ついて報告

12 ● 第二〇次地方制度調査会「地方行政に関する当面の措置についての答申」

昭和五九年

- 12 ● テムをスタート
 - 横浜市、街づくりコンサルタントを派遣、快適な街づくりをすすめる市民運動を支援
- 一九八五年
- 2 ● 仙台市、道路粉塵で全国初の住民検査
 - 3 ● 高知市、都市美デザイン賞を設置
 - 岡山県、暴騒音規制条例を制定
 - 4 ● 摂津市、パートタイマー退職金共済条例を制定
 - 5 ● 岡崎市、我が国初の世界子供美術博物館オープン
 - 6 ● 川崎市、プライバシーオンブズマンを条例化へ
 - 川崎市、個人情報保護条例が成立、政令市で初の条例化
 - 京都市、古都保存協力条例の施行期日を七月一〇日と決める
 - 9 ● 横浜市、全国初の「地盤沈下対策指導要綱」制定
 - 宮城県気仙沼市、全国水産地域シンポジウム開催
 - 11 ● 横浜市、ゴミ収集に全国初の「ゴミ収集電気自動車」を試用
 - 12 ● 千葉市、いじめ一〇番を設置、いじめ問題の電話相談を充実
- 一九八六年
- 3 ● 逗子市長リコール不成立
 - 和歌山市、全国公募で川端電子賞展、自治体で日本画の全国公募展を開くのは全国初
 - 金沢市、外国人観光客対策で、インフォメーションセンターや案内標識の設置、外国語のパンフレット発行のべり、主に外国人観光客に役立つ

昭和六〇年

- 3 ● 地方公務員定年制施行
 - 地方公務員等共済組合法等の改正基礎年金制度の導入（六一・四・一施行）
 - 12 ● 地方公務員定年制施行
- 昭和六一年
- 2 ● 第二〇次地方制度調査会「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」
 - 機関委任事務の整理合理化、地方議会及び監査委員の関与、職務執行命令訴訟制度の改革等について答申
 - 地方自治法改正
 - 5 ● 地方自治法改正

■一九七九年	<ul style="list-style-type: none"> ●岐阜県可児町、町政人材銀行方式で仕事を町民に委託 ●静岡県掛川市、「生涯学習都市」を宣言 ●大分県、一村一品運動開始 ●神奈川県、文化のための1%システムを導入 ●北海道苫小牧市に、野鳥の聖域（サシクチュアリ）が建設 ●川崎市、自治会の財産管理で「市民自治財団」が発足 ●愛媛県内子町、町並保存事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●愛媛県西条市、市民手づくり広報を開始 ●神奈川県、県の施設を市民に開放 ●神戸市、海洋放牧場オープン ●滋賀県、琵琶湖富栄養化防止条例施行 ●北海道夕張市、「石炭の博物館」オープン ●大阪市、自治体単独ではじめてコミュニティ道路を設置 ●宮城県七ヶ浜町、民間企業と共同で日本初のボンエルフ道路を設置 ●都、アセスメント条例を制定 ●愛媛県内子町、町並保存条例を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●宮城県中新田町、パッパホール誕生 ●埼玉県上福岡市、全国に先がけて、福祉バンク制度を制定 ●神戸市、ポートアイランド博覧会開催 ●武蔵野市、福祉公社設立
■昭和五四年	<ul style="list-style-type: none"> ●自治省「新広域市町村圏計画」の策定要綱を都道府県知事に通知 ●国土庁、「モデル定住圏計画」の策定要綱を通知 ●第一七次地方制度調査会「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行政制度のあり方についての答申」 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一八次地方制度調査会「地方行政に関する当面の措置等についての答申」 ●昭和五六年度の地方行政対策の基本的な考え方、当面の諸問題、地方公共団体における監査制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一八次地方制度調査会「地方行政に関する当面の措置等についての答申」
■一九八二年	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県鹿屋市、南方圏交流センター設立、からいも交流開始 ●中野区、自治体初の「非核都市」を宣言 ●東大阪市、全国初の「ラブホテル建築規制条例」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●山形県西川町、ふるさとクーポン販売事業開始 ●札幌市、北方都市会議開催 ●山形県金山町で情報公開制度を実施 ●京都市、「空き缶回収条例」施行 ●富山県利賀村、世界演劇祭を開催 ●静岡市、五五年八月の地下街ガス爆発事故を契機として地下道管理要綱まとめる ●名古屋市中区、街路灯に張り紙防止の特殊塗料 ●高知県窪川町、原子力発電所建設の是非を住民の直接投票で問う、我が国初の条例が成立 ●滋賀県、琵琶湖研究基金を創設 ●浦和、千葉、前橋、宇都宮、水戸市で首都圏都市市長懇話会発足へ ●北海道斜里町で「日本におけるナショナルトラストを考える」シンポジウム開催 ●大阪府千早赤阪村、定年制条例が成立 	<ul style="list-style-type: none"> ●三重県、中小企業技術者の国内留学制度を創設 ●堺市、全国で初めての政治倫理条例を制定、市長及び議員の資産公開 ●神奈川県で情報公開制度スタート ●鹿児島県、鹿児島県ノフコウェア展
■昭和五七年	<p>の機能分担、地方公務員の定員管理及び給与水準の適正化、監査制度及び関連諸制度、府県制度の改革他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第一九次地方制度調査会「地方行政と行政改革のあり方についての意見」 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一九次地方制度調査会「広域行政制度のあり方に関する小委員会報告」
■昭和五八年	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公務員等共済組合法改正 ●地方公務員共済組合連合会設立、定年等退職者の長期給付特例 ●第一九次地方制度調査会「広域行政制度のあり方に関する小委員会報告」 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公務員等共済組合法改正 ●地方公務員共済組合連合会設立、定年等退職者の長期給付特例 ●第一九次地方制度調査会「広域行政制度のあり方に関する小委員会報告」 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公務員等共済組合法改正 ●地方公務員共済組合連合会設立、定年等退職者の長期給付特例 ●第一九次地方制度調査会「広域行政制度のあり方に関する小委員会報告」

■一九七四年

- 1 ●三鷹市、コミュニティ・センターの管理運営を住民に委託
- 3 ●江戸川区、古川親水公園完成
- 4 ●三重県、三年計画で環境調査 事前評価を先取り
- 5 ●神戸市、わが国初の消費者保護条例制定
- 7 ●北海道池田町、ワイン城完成
- 8 ●千葉市、民間と提携のコミュニティ・センター

■一九七五年

- 4 ●大村市、四〇歳以上の未亡人の医療を無料化
- 5 ●栃木県茂木町、農家の空き家で貸し別荘事業を開始
- 7 ●姫路市、全国初の物産安定協定調印
- 12 ●岩手県、地熱発電で全国初の公害協定締結

■一九七六年

- 2 ●草加市、議場を使って市民とともに考える「市民協議会」開催
- 5 ●摂津市、「住民自治課」を新設
- 6 ●神戸市、民間企業の体育施設の開放を呼びかけ、実施
- 10 ●福井県、全国初の原発対象の法定外普通税を新設

■一九七七年

- 3 ●岩手県遠野市、トオノピアプランを打ち出す(同名称は、昭和五六年三月の総合計画新基本構想で正式に使用される)

方交付税のあり方について答申

昭和四九年 ■

- 6 ●地方自治法改正
 - ①東京都特別区長公選制の採用、②都と特別区の事務配分、都の配属職員制度の廃止、③複合事務組合の創設

昭和五〇年 ■

- 3 ●地方税法改正
 - 事業所税の創設等
 - 市町村の合併の特例に関する法律改正
 - 有効期限を一〇年間延長

昭和五一年 ■

- 6 ●第一六次地方制度調査会「住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申」
- 地方議会議員の選挙期日の統一、半数改選制、コミュニティ対策の推進等住民自治意識の向上のための方策について答申

昭和五二年 ■

- 1 ●自治省「大都市周辺地域振興圏域」制度開始、四圏域選定
- 5 ●地方自治法改正
 - 都議会議員定数の法定数を増加

議決を要する契約の基準金額三倍に引上げ

昭和五三年 ■

- 6 ●地方公務員法改正
 - 職員団体の構成員の範囲明確化

- 6 ●岩手県田野畑村、アラーム大学(アメリカ)と交流、教育立村を目指す
- 北海道斜里町、「一〇〇平方メートル運動」(ナショナル・トラスト)を開始
- 和歌山県、スポーツマスターバンクを発足
- 7 ●川崎市、全国初の環境影響評価条例を施行
- 12 ●兵庫県西脇市、自然を生かした「クラスター方式」によるニュータウン完成

■一九七八年

- 1 ●埼玉県和知事が「行政の文化化」を提唱
- 4 ●藤沢市、財団法人「生きがい福祉事業団」誕生
- 郡山市職員の自宅を利用し市民との連絡役
- 埼玉県、一〇市町村で株式会社を設立しワインづくり
- 5 ●埼玉県、「行政の文化化」を推進
- 6 ●神戸市、市バスに昼間割引定期券発行
- 7 ●秋田市がシンボルカラーを制定
- 「シンポジウム地方の時代」横浜市で開催、長洲一二神奈川県知事提唱、「地方の時代」が流行語となる
- 9 ●横須賀市、無年金者救済に融資制度
- 10 ●群馬県太田市、資源ごみ回収報償金制度を開始
- 12 ●宅地開発要綱無視のマンション建設紛争で武蔵野市長起訴される
- 倉敷市、南ドイツの城塞模した街づくり「駅前再開発事業」スタート
- 東京都中野区議会、教育委員の準公

<p>■一九七〇年</p> <p>1 ●神戸市で日曜市民相談室開設</p> <p>2 ●長岡市で広報文書配布に専門サービスマン制度を採用</p> <p>●武蔵野市、市民参加による長期計画を公表</p> <p>●兵庫県で地方自治体初の大型油回収船を建造</p> <p>6 ●帯広市で買物公園を開設</p> <p>●福岡市で夜間、休日の市民苦情相談に「夜の市民ダイヤル」を開設</p> <p>7 ●神戸市、住民参加を織り込んだ公害防止協定を神戸製鋼と締結</p> <p>8 ●札幌市、住宅公園と市が提携した全国初のげたばき福祉施設完成</p> <p>10 ●鹿児島県、公有水面埋め立て免許等の事務処理要領を策定</p> <p>12 ●岡崎市で七〇歳以上のすべての老人の医療費を無料化</p>	<p>10 ●第一三次地方制度調査会「広域市町村圏及び地方公共団体の連合に関する答申」「都市制度に関する中間報告」</p> <p>昭和四五年</p> <p>3 ●地方自治法改正</p> <p>市制施行の人口基準を三万人以上とする二年間の時限法</p> <p>4 ●地方財政法及び公営企業金融公庫法の改正</p> <p>●公営競技の売上金の一部を公庫に納付させ、公庫資金の利下げを行い、公営競技収益の均てん化と地方公営企業の経営基盤の強化を図る。</p> <p>8 ●自治省コミュニティ構想を公表</p> <p>11 ●第一次地方制度調査会「大都市制度に関する答申」</p> <p>●大都市制度の改革の基本的方向、当面の改革等について答申</p>	<p>■一九七一年</p> <p>2 ●茨木市長のリコール成立</p> <p>●東京都教育庁、全国初の公害教科書を作成</p> <p>3 ●大阪府、市共同出資で全国初の産業廃棄物処理公社が発足</p> <p>4 ●北海道の北方圏センターが北方圏交流をスタート</p> <p>6 ●四日市市、条例でモーター建築物規制を実施</p> <p>7 ●岐阜県松野町、モーター規制条例を制定</p>	<p>昭和四六年</p> <p>4 ●自治省「コミュニティ対策要綱」を公表</p> <p>5 ●自動車重量課与税法制定</p> <p>8 ●自治省、全国三九地区をモデルコミュニティに指定(昭和四六―四八年度で合計八三地区が指定される)</p>
<p>8 ●枚方市、全国初の光化学スモッグ被害者への治療費市費負担を実施</p> <p>10 ●武蔵野市、日照権で全国初の中高層建築物に関する指導要綱策定</p> <p>●八王子市、全国初のノーカーデー実施</p> <p>12 ●盛岡市、自然環境保全条例を施行</p> <p>昭和四七年</p> <p>1 ●愛知県、全国初の半ドン廃止による隔週二日制実施</p> <p>6 ●旭川市で、道路が公園に変身、旭川平和通り買物公園の開園宣言</p> <p>●新居浜市、公害協定にオキシダント基準</p> <p>7 ●館山市、我が国初の本格的CATVが放送開始</p> <p>●神戸市丸山地区、コミュニティ・ポンド目標達成</p> <p>●滋賀県山東町でホテル保護条例</p> <p>●東京都品川区、区長選挙条例可決</p> <p>8 ●川崎市、市内六企業と全国初の工場緑化協定を締結</p>	<p>昭和四八年</p> <p>3 ●地方税法改正</p> <p>住民税の減税等のほか、特別土地保有税が創設された</p> <p>7 ●地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律制定</p> <p>●公営のバス及び路面電車事業の財政再建、再建の発行を認め、四七年度末の不良債務をたな上げする。</p> <p>11 ●第五次地方制度調査会「今後の地方行政のあり方に関する中間答申」</p> <p>●土地対策、コミュニティ及び住民参加、地方公務員制度、地方税及び地</p>	<p>■一九七三年</p> <p>1 ●北海道池田町営CATVスタート</p> <p>●福岡市、休日急患診療センター〇</p> <p>●大都市で初めて開設</p> <p>●仙台市、杜の都の環境をつくる条例を制定</p> <p>7 ●福島県三島町、ふるさと公社を設立、ふるさと運動を開始</p> <p>9 ●宇都宮市、全国でも初めて緩衝緑地帯を生産緑地に活用</p>	<p>昭和四七年</p> <p>10 ●第五次地方制度調査会「特別区制度の改革に関する答申」</p> <p>●区長の公選制度の採用及びこれにあわせて措置すべき事項を答申</p>

- 地方団体が国の出先機関と連絡協調を保ちつつ地方における広域行政を総合的に実施するため全国九プロックに地方行政連絡会議を設ける。
- 5 ● 地方公務員法改正
ILO八七号条約批准に伴う改正
- 6 ● 地方公共団体の議会の解散に関する特例法制定
- 9 ● 第一〇次地方制度調査会「府県合併に関する答申」「行政事務再配分に関する第二次答申」
- 10 ● 地方公営企業制度調査会答申
地方公営企業の改革に関する答申
- 12 ● 石油ガス譲与税法制定
- 昭和四一年
- 3 ● 住民台帳制度合理化調査会答申
市町村における住民台帳制度の合理化について答申
- 4 ● 地方交付税法改正
地方交付税の繰入率を三〇%に引上げる。
- 7 ● 地方公営企業法改正
一般会計との負担区分の明確化、管理者の地位の強化、財務制度の合理化、財政再建措置
- 昭和四二年
- 7 ● 住民基本台帳法制定
市町村における住民の各種の届出に関する制度及びその届出に関する各種の台帳制度を一元化
- 8 ● 地方公務員災害補償法制定

- 地方公共団体に代わって補償を行う基金の制度を設ける。
- 道路交通法改正
道路交通法の反則行為をした者が納付する反則金は、地方公共団体の設置する交通安全施設設備のための費用に充てられる。
- 昭和四三年
- 3 ● 地方税法改正
道路目的財源として自動車取得税の創設等を定める
- 6 ● 第二次地方制度調査会「行政事務再配分に伴う財源再配分に関する答申」
- 8 ● 第二次地方制度調査会「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変ほうに対処する行財政上の方策に関する中間答申」
- 昭和四四年
- 3 ● 地方自治法改正
①市町村に基本構想の策定義務づけ
②選挙中の直接請求のための署名活動を禁止
- 4 ● 地方税法改正
宅地開発税の新設等
- 消防法施行令改正
人口三万人以上の市に救急業務を義務づけ
- 5 ● 広域市町村圏構想の推進
自治省「広域市町村圏振興整備措置要綱」を通知
- 建設省「地方生活圏の設定について」を通知
- 自治省、広域市町村圏について第一次として三三府県四一圏域を指定
(昭和四四一四七年度まで)

- 地方公共団体の代わって補償を行う基金の制度を設ける。
- 道路交通法改正
道路交通法の反則行為をした者が納付する反則金は、地方公共団体の設置する交通安全施設設備のための費用に充てられる。
- 昭和四三年
- 3 ● 地方税法改正
道路目的財源として自動車取得税の創設等を定める
- 6 ● 第二次地方制度調査会「行政事務再配分に伴う財源再配分に関する答申」
- 8 ● 第二次地方制度調査会「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変ほうに対処する行財政上の方策に関する中間答申」
- 昭和四四年
- 3 ● 地方自治法改正
①市町村に基本構想の策定義務づけ
②選挙中の直接請求のための署名活動を禁止
- 4 ● 地方税法改正
宅地開発税の新設等
- 消防法施行令改正
人口三万人以上の市に救急業務を義務づけ
- 5 ● 広域市町村圏構想の推進
自治省「広域市町村圏振興整備措置要綱」を通知
- 建設省「地方生活圏の設定について」を通知
- 自治省、広域市町村圏について第一次として三三府県四一圏域を指定
(昭和四四一四七年度まで)

- 地方公共団体に代わって補償を行う基金の制度を設ける。
- 道路交通法改正
道路交通法の反則行為をした者が納付する反則金は、地方公共団体の設置する交通安全施設設備のための費用に充てられる。
- 昭和四三年
- 3 ● 地方税法改正
道路目的財源として自動車取得税の創設等を定める
- 6 ● 第二次地方制度調査会「行政事務再配分に伴う財源再配分に関する答申」
- 8 ● 第二次地方制度調査会「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変ほうに対処する行財政上の方策に関する中間答申」
- 昭和四四年
- 3 ● 地方自治法改正
①市町村に基本構想の策定義務づけ
②選挙中の直接請求のための署名活動を禁止
- 4 ● 地方税法改正
宅地開発税の新設等
- 消防法施行令改正
人口三万人以上の市に救急業務を義務づけ
- 5 ● 広域市町村圏構想の推進
自治省「広域市町村圏振興整備措置要綱」を通知
- 建設省「地方生活圏の設定について」を通知
- 自治省、広域市町村圏について第一次として三三府県四一圏域を指定
(昭和四四一四七年度まで)

<p>一九六一年</p>	<p>3 ●大阪府、八尾市で広域都市行政に「行政協定」方式 4 ●亀山市、全国初の交通安全都市宣言 6 ●立川市議会に女性議長誕生 7 ●山口県宇部市、野外彫刻展を開催、彫刻のあるまちづくりを開始</p>	<p>1 ●大分県大山村、第一次N・P・C運動を展開。(現大山町) 11 ●鹿沼市で初の記号式投票実施</p>	<p>1 ●第八次地方制度調査会「地方開発都市の建設に関する意見(中間報告)」 3 ●地方財務会計調査会答申 地方公共団体の財務会計制度について具体的な改革案を答申 ●地方交付税法等改正 臨時地方特別交付金制度の廃止、地方公務員に対する共済制度の実施に伴い、地方交付税の繰入率が二八・九%に引き上げられる。</p>	<p>5 ●市の合併の特例に関する法律制定 北九州五市の合併を契機として市の合併を円滑ならしめるため、町村合併促進法、新市町村建設促進法と同様の特例を定める。 ●住居表示に関する法律制定 合理的な住居表示制度(街区方式・道路方式)の確立とその実施手続きについて定める。</p>	<p>10 9 ●地方公務員共済組合法制定 ●第八次地方制度調査会「地方開発都市に関する答申」 「首都制度当面の改革に関する答申」 市町村の連合体及び地方開発事業団の設置等、地方開発都市の建設と都及び特別区の制度の合理化等、首都制度当面の改革について答申 ●補助金等合理化審議会答申</p>	<p>12</p>	<p>1 ●第八次地方制度調査会「地方開発都市の建設に関する意見(中間報告)」 ●地方財務会計調査会答申 地方公共団体の財務会計制度について具体的な改革案を答申 ●地方交付税法等改正 臨時地方特別交付金制度の廃止、地方公務員に対する共済制度の実施に伴い、地方交付税の繰入率が二八・九%に引き上げられる。</p>	<p>一九六三年</p>	<p>1 ●大阪府が「スモッグ情報」で大気汚染防止 ●千葉県の週休二日制、一週間で中止 ●都特別区、地方公共団体とはいえないと最高裁で判断 6 ●北海道池田町、全国で初めてのワイン醸造試験免許取得 ●奈良県、ため池条例事件、条例で財産権を制限できると最高裁が判断 10 ●長岡市で消雪パイプ敷設で無雪都市宣言</p>	<p>12 ●横浜市中で公害防止協定に横浜方式登場</p>	<p>1 ●神奈川県で公害防止条例の基準を上げる ●四工場に公害認定 4 ●埼玉県妻沼町で全国初の障害者福祉年金制度を新設 5 ●名古屋市で全地下式の下水処理場完成</p>	<p>12 ●第九次地方制度調査会「行政事務再配分に関する答申」 ●臨時行政調査会「首都行政の改革に関する意見」答申</p>	<p>8 ●臨時行政調査会「地方公共団体の整備と特別地方公共団体としての地方開発事業団の制度を設ける」 ●臨時行政調査会「行政事務再配分に関する答申」 ●第九次地方制度調査会「行政事務再配分に関する答申」 ●臨時行政調査会「地方公共団体の整備と特別地方公共団体としての地方開発事業団の制度を設ける」</p>	<p>6 ●地方自治法改正 地方財務会計制度の整備と特別地方公共団体としての地方開発事業団の制度を設ける</p>	<p>4 ●地方交付税法改正 市町村分について基準財政収入額の算定を標準税額の七〇%から七五%に引き上げる 7 ●地方自治法等改正 都の事務の一部を特別区に移譲 ●臨時行政調査会「行政事務の配分に関する改革意見」 11 ●地方公営企業制度調査会答申 地方公営企業の財政再建の方策について答申</p>	<p>昭和三八年</p>	<p>金制度の改善合理化について答申</p>	<p>昭和三九年</p>	<p>昭和四〇年</p>	<p>昭和四〇年</p>	<p>昭和四〇年</p>	<p>昭和四〇年</p>	<p>昭和四〇年</p>
--------------	--	---	---	--	---	-----------	---	--------------	--	-------------------------------	--	--	---	--	---	--------------	------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

- 大分県と埼玉県蕨町で敬老年金制度を開始
- 栃木県、文書事務の集中管理を実施
- 長野県、押売り条例を施行

■一九五七年

- 3 ●仙台市、アメリカカルフォルニア州リバサイドと姉妹都市提携、全国で初めて
- 4 ●茨城県小川町に全国初の女性町長誕生

6

- 地方交付税の繰入率を二〇%から、五%に引き上げる。
- 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律制定
- 地方財政再建のため、昭和三二年度から昭和三三年度までの三年間一定の公共事業についての国庫補助負担率が引き上げられる。
- 地方自治法改正
 - ①県と市町村間の地位、機能の明確化、②議会の定例会と常任委員会数の制限、③県の部局の制限、④内閣総理大臣、都道府県知事の適正な事務処理の確保措置に関する規定、⑤指定都市制度創設
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律制定
- 教育委員の公選制を廃止し、長が議会の同意を得て任命することとする。
- 新市町村建設促進法制定、町村合併促進法施行以来昭和三二年七月一日までに町村五、四六四減少、新市二一〇誕生

昭和三年

- 4 ●特別とん讓与税法制定
- 5 ●地方交付税法改正
- 地方交付税の繰入率を二五%から二六%に引き上げる
- 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律制定
- 第四次地方制度調査会「地方制度の改革に関する答申」
- 府県制度の改革について「地方制

10

■一九五八年

- 9 ●千葉県、全国に先駆けて県費負担のガン診療・健康相談を実施。

■一九五九年

- 4 ●広島県雲北町、国保医療費を半割給付
- 福井県上中町で、役場を「住民センター」と改称
- 5 ●鹿沼市役所、日曜サービス始める
- 7 ●福井県武生市、競艇から暴力団を締め出すための予想屋条例施行
- 11 ●東京都、緑のおばさん、交通整理を始める

■一九六〇年

- 3 ●山口県で中小企業優遇の工場誘致条例を制定
- 岩手県沢内村、六五才以上の老人の医療費無料化全国で初めて、三六年三月には六〇才以上に引き下げた
- 6 ●立川市、砂川訴訟、職務執行命令訴訟において職務執行の実質的審査権を有すると最高裁が判断
- 東京都で公害対策の機構を一本化する
- 地下鉄一号线（浅草―上野）開

昭和三年

- 1 ●選挙制度調査会答申
都道府県議会議員の選挙区の合理化等について答申
- 4 ●地方自治法改正
町村議会の事務局を任意設置とする。市の人口基準五万人以上を、三年九月三〇日までは三万人以上とする。
- 5 ●地方交付税法改正
地方交付税の繰入率を二七・五%に引き上げる。特別交付税を総額の六%に引き下げる。

昭和三四年

- 2 ●第五次地方制度調査会「地方公務員の退職年金制度の改正に関する答申」
- 4 ●地方交付税法改正
地方交付税の繰入率を一八・五%に引き上げる
- 11 ●自治庁、五カ年計画で町名地番の整理を行うと発表

昭和三五年

- 4 ●臨時地方特別交付金に関する法律
住民税の減税に伴う減収を考慮し、国税三税の〇・三%相当額を地方公共団体に臨時地方財政特別交付金として交付する

行政調査委員会議は、一月四月廃止。

■一九五二年

- 6 ●堺市、奨学条例をつくる
- 7 ●広島市、警察官賃じりつ条例制定、警察官の士気高揚を図る
- 10 ●神戸市、民意を反映した都市建設を開始、新設を希望する施設の計画を市民から募集

昭和二十七年

- 5 ●地方財政法改正
国、地方公共団体が寄付の強制割当をすることを禁止し、地方公共団体の義務的事務の経費についても国が負担することを認めるもの。
- 7 ●住民登録全国一斉に実施
- 8 ●地方公営企業労働関係法制定
- 8 ●地方公営企業法制定
- 7 ●義務教育費国庫負担法制定
小・中学校等の義務教育費について教職員給与費の実支出額の $\frac{1}{2}$ 、教材費の一部を国が負担する。
- 8 ●地方自治法改正
①都道府県、市町村の執行機関の組織を簡素化し、②簡易な共同処理方式を導入し、③内閣総理大臣・都道府県知事に勧告権を与え、④特別区長の公選を廃止する。

■一九五三年

- 6 ●岐阜市、母子福祉会館設置
- 7 ●静岡県沼津市、美観地区条例を制定
- 9 ●徳島県、町村公平委員会の事務委託一括条例化

昭和二十八年

- 7 ●消防施設強化促進法制定
市町村の消防施設の強化拡充を図るための施設購入の補助金を定める。
- 8 ●地方財政法改正
公算債を中心に地方債に関する規定を整備
- 9 ●町村合併促進法制定
三年間に町村数をおおむね三分の一に減少することを目標として合併を積極的に促進する。町村合併推進本部が設けられる(昭和三十三年九月三〇日までの時限立法)。

■一九五四年

- 6 ●三原市公安条例を廃止
- 12 ●岐阜県、都道府県初の議員定数を縮減

昭和二十九年

「第一号」地方自治法改正(其の第四)の改革に関する答申」
都道府県と市町村の機能の区分、地方公共団体の規模の合理化、警察制度、教育委員会制度の改革その他地方行政の簡素化・運営の効率化等当面とるべき措置について答申

- 5 ●地方税法改正
道府県民税、不動産取得税、たばこ消費税の創設、入場税の国税移管、附加価値税の廃止
- 6 ●地方交付税法制定
地方財政平衡交付金制度に代え、地方交付税制度を創設、交付税の総額は、所得税、法人税、酒税の二二%
- 6 ●警察法全部改正
国家地方警察と自治体警察が廃止され、都道府県警察に一元化される。
- 7 ●市町村職員共済組合法制定

■一九五五年

- 2 ●弘前市で飛地合併の新例
- 6 ●岐阜県で県職員を市町村に派遣する条例を制定
- 7 ●埼玉県で知事減給条例を可決
- 10 ●兵庫県で全国初の海岸保全条例制定
- 12 ●長崎市で初の姉妹都市提携

昭和三十年

- 8 ●地方道路譲与税法制定
- 12 ●地方財政再建特別措置法制定
昭和二十九年年度の赤字団体は、財政再建計画を定め自治庁長官の承認を得て、赤字を棚上げするため歳入欠陥補てん債(総額四二三億円)を起すことができ、国はその償還について一定の基準で利子補給することができる等、財政再建のための特例措置が講ぜられる。

■一九五六年

- 3 ●北海道音更町で町有林の保全に条例制定
- 4 ●小千谷市で「罹災救助資金蓄積条例」

昭和三十一年

- 4 ●国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律制定
- 5 ●地方交付税法改正

- 7 ● 売春罰則に体刑、宮城県が独自の条例
● 大阪市議会で提案、デモ、集会に初の市条例
● 群馬県、教育長を公算

■一九四九年

- 5 ● 仙台市、初の名譽市民条例制定
● 船橋、横浜市に給料の遅配に悩む勤労者に対して、主食費を立て替える新機関登場

■一九五〇年

- 4 ● 宮崎県で地方事務所全廃

- 都道府県税として事業税・特別所得税・鉱産税・酒消費税・電気ガス税・木材取引税・入場税、市町村税として接客人税・使用人税新設
● 地方自治法改正
① 地方公共団体の事務の範囲を具体的に例示し、② 長の議会に対する一般的拒否権を与え、③ 地方税、分担金、使用料、手数料の賦課徴収は条例改廃の直接請求から除外、④ 戦時中の市町村の配置分合を是正することを認める。
● 消防法制定
予防消防を大きく採り入れ、消防行政の基盤を確立

昭和二四年

- 9 ● シヤウブ税制改革勧告発表
① 地方税制の自主性強調、地方税収入の拡充、② 地方税の合理化と均衡化、③ 都道府県税と市町村税の分離、④ 市町村優先主義に基づく国、都道府県、市町村の事務再配分
12 ● 地方財政法改正
当せん金付証券の発売を内閣総理大臣の指定する戦災都市に認める。
● 地方行政調査委員会設置法制定
シヤウブ勧告に基づき、国、都道府県及び市町村相互間の事務再配分に関する計画につき立案し、その結果を内閣経出国会に勧告するもの、いわゆる神戸委員会
5 ● 地方自治法改正
在野請求の手続の整備

昭和二五年

- 12 ● 布施市、市議會議員数の削減を断行

■一九五一年

- 3 ● 京都市で地方税未納者の月給差し押さへ

- 共同体毎に測定した財政需要額と財政収入額とを比較して、その需要額がその収入額を超える額を補てんしようとする方式
7 ● 地方税法制定
課税標準、税率に関する地方公共団体の権限を拡充し、道府県税と市町村税とを分離
9 ● シヤウブ第二次税制勧告発表（課税技術を中心としたもの）
10 ● 地方行政調査委員会議、国庫補助金制度改正に関する勧告を行う。
12 ● 地方公務員法制定
● 地方行政調査委員会議、行政事務再配分に関する勧告を国会・内閣に提出（第一次）
シヤウブ三原則を一般指針として、国と地方公共団体との間における事務配分、府県と市町村とにおける事務配分について勧告

昭和二六年

- 3 ● 地方税法改正
第二次シヤウブ勧告による改正。市町村民税に法人割が設けられ、給与所得の特別徴収が認められる。国民健康保険税の創設
6 ● 警察法改正
町村につき自治体警察の存廃再設置を住民投票で決定することとする。
9 ● 地方行政簡素化本部設置
● 地方行政機構の改革と職員削減について検討するもの
● 地方行政調査委員会議第三次勧告
第一次勧告に基づき、事務再配分に関する大都市、東京都、北海道など

<p>4 ■一九四七年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内会・部落会廃止 	<p>12</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京都職労結成大会 	<p>4 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●栃木県に民主村 ●沖繩で戦前の市町村長をそのまま市町村長に任命 ●沖繩民政府発足、初代知事に志喜屋孝信氏が任命 ●都で復興宝くじ、年末インフレに貯蓄運動 	<p>9 ■一九四五年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都、機構改革を発表、住宅課や外事係等を新設 ●神奈川県、建築費前払いの住宅供給を決定 ●盛岡市で大好評の市営球場 ●戦後初の民間知事登用(京都)(山梨(宮城)(和歌山)) ●都、建築制限を緩和
<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方分与税法全面改正 <p>昭和三年 ■</p>	<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京都官制他四件改正 ●東京都長官・東京都区長・北海道長官・府県知事は公選により選出された者について任命 ●地方制度調査会設置 ●地方自治制度全般を通ずる改正について答申(二・二五)、この答申に基づいて地方自治法案の作業開始 	<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方税法、地方分与税法改正 ●府県民税の創設、府県に法定外独立税設定の権能付与、配付税の創設等 ●東京都制、府県制、市制、町村制改正 ●北海道会法、北海道地方費法廃止 ①住民の選挙権・被選挙権を拡充 ②都道長官・府県知事・市町村長の公選 ③議会の権限強化 ④議会の解散権を首長に付与 ⑤選挙管理委員会、監査委員の制度の創設 ⑥直接請求制度の創設 ⑦市町村に対する許認可事項大幅整理 <p>昭和二年 ■</p>	<p>6 ■昭和二年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方総監府官制 ●全国を八地方に分け、地方総監府設置 ●全国八地方総監府廃止、地方行政事務局設置
<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ●秋田県子村、初の村長リコール成立 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山梨県旭村、全国初めての村長リコール、投票の結果留任 	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京都、異常渇水で一日二時間の時間給水を開始 	<p>11 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飯田市で大火、市民による「りんご並木道」運動開始 ●東京、第一回都民公聴会 ●千葉県に「組合警察」生まれる
<p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方財政法制定 ●地方財政運営の基本原則、国と地方公共団体・地方公共団体相互の財政調整について規定 ●地方配付税法制定 ●地方分与税法に変わるもので配付税の税種を所得税及び法人税として配付の標準算定方法を改正 ●地方税法改正 <p>昭和三年 ■</p>	<p>12</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警察法制定 ●国家地方警察と自治体警察(市及び人口五、〇〇人以上の町村)を置く ●消防組織法制定、自治体消防の発足、国家公安委員会に国家消防庁設置 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令制定 ●町内会、隣組の廃止 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●還付税制度を廃止、配付税を分与税と改称、総額を増加 ●東京都二区制実施 ●地方自治法制定 ●東京都制・府県制・市制・町村制を統合し、知事以下の都道府県職員的身分を官吏から地方公務員とする

<p>市町村会議員、道府県会議員について普通選挙制導入、選挙制度・選挙手続きに関する規定を整備</p> <p>市長は市会による選挙により選任、町村長選任時の府県知事の認可廃止</p> <p>道府県及び市町村に対する国の監督権緩和、各種許認可事項整理</p> <p>●地方官官制全文改正</p> <p>府県の組織は知事官房・内務部・学務部・警察部を原則とする</p> <p>郡役所廃止</p>	<p>■一九二九年 昭和四年</p>	<p>4 ●府県制、市制、町村制、北海道会法、北海道地方費法改正</p> <p>道府県に条例・規則制定権付与、議員に発案権及び議会招集請求権付与、知事の原案執行権の制限強化、議会の知事に対する権限委任規定整備、各種許認可事項整理</p> <p>市町村会議員に発案権付与、市町村会・市参事会の意見提出権拡大、市参事会の構成変更、市町村長の原案執行権の制限強化、議会の市町村長</p>	<p>に對する権限委任規定整備、各種許認可事項整理</p>	<p>■一九三五年 昭和一〇年</p>	<p>7 ●府県制、市制、町村制、北海道会法改正</p> <p>地方議会議員選挙に関する規定整備、参事会に對し議會閉会中の輕易事項に関する議決権付与</p>	<p>■一九三六年 昭和一一年</p>	<p>10 ●臨時町村財政補給金規則制定</p> <p>財政窮乏町村に對し、一〇〇〇万円</p> <p>の補給金支出、初の財政調整制度</p>	<p>■一九三七年 昭和二年</p>	<p>7 ●臨時地方財政補給金規則制定</p> <p>道府県に對し、七五〇万円、市町村に對し、二五〇万円を交付、税負担の軽減を目的</p>	<p>■一九三九年 昭和一四年</p>	<p>4 ●警防団令制定</p>	<p>■一九四〇年 昭和一五年</p>	<p>三 ●地方税法、地方分与税法制定</p> <p>地租、家屋税、營業税は国税として徴収し道府県に還付（還付税）、市町村民税創設、雜種税・市町村特別税整理、目的税整備拡充、配付税（所得税・法人税・入場税・遊興飲食税の一定割合を課税力・財政需要に應じ地方公共団体に配分）創設</p>	<p>9 ●内務省、部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱を府県に通達</p>	<p>■一九四二年 昭和一七年</p>	<p>5 ●大政翼賛会に町内会・部落会等指導の権能を付与する閣議決定</p>	<p>■一九四三年 昭和一八年</p>	<p>3 ●府県制、市制、町村制、北海道会法改正</p> <p>市町村及び市町村長等に對する国又は道府県等の事務委任根拠を法律勅令から法律命令に拡大</p> <p>市長は市会の推薦を受けて内務大臣</p>	<p>が選任、町村長は町村会において選挙し府県知事認可、市町村長に市町村内の団体等に対する指示権付与、参与制創設</p> <p>町内会・部落会を法文上明定（市町村長の支配下）</p> <p>市町村会の議決事項制限列挙、輕易事項の議決不要</p> <p>道府県についても法律命令による新たな事務委任を認める等同趣旨の改正</p>	<p>6 ●東京都制、東京都官制制定</p> <p>東京府・東京市・区を廃し、東京都設置、旧東京市の区域に法人格を有する三五の区設置、都の首長として東京都長官設置</p>	<p>7 ●地方行政協議会令、地方参事官臨時設置制制定</p> <p>地方行政総合調整のため全国を九地方に分け、地方行政協議会設置、同協議会設置県に勅任官たる地方参事官設置</p>	<p>■一九四四年 昭和一九年</p>
---	--------------------	--	-------------------------------	---------------------	--	---------------------	---	--------------------	---	---------------------	------------------	---------------------	---	---	---------------------	--	---------------------	--	---	---	--	---------------------

まちづくり・地方自治制度年表

まちづくり・制度中心

編集部

- 一八八〇年 明治一三年
 - 4 ●区町村会法制定
区町村に公選議員からなる区町村会を設け、公共に関する事件及びその経費の支出・徴収方法の議定権付与
- 一八八二年 明治一五年
 - 2 ●開拓使を廃止し、北海道に三県を設置
- 一八八六年 明治一九年
 - 1 ●北海道三県を廃止し、北海道庁を設置
- 7 ●地方官官制制定
府知事・県令の名称を知事に統一
- 一八八八年 明治二二年
 - 4 ●市制町村制制定
市町村に独立の法人格を認め、公共事務・委任事務を処理するものとし、条例・規則の制定権付与
市町村会は公民の等級選挙制に基づく公選名譽議員で構成し、市町村に関する一切の事件及び委任された事件を議決、議員定数は人口段階に応じ決定(条例で増減可)
執行機関は、市にあっては市長及び市参事会(市長・助役・名譽職参事会員で構成)、町村にあっては町村長とし、市長は内務大臣が選任、他は市会、町村会で選挙
- 12 ●香川県設置を公布
現在に至る府県名確立(一道三府四三県)
- 一八九〇年 明治三三年
 - 5 ●府県制 郡制制定

- 公共団体としての府県・郡について規定
府県会は、府県内郡市の複選制選挙による名譽職議員で構成し、予算決定、決算報告認定等六件及び他法令による事項を議決
府県参事会は、知事・高等官・名譽職参事会員で構成し、府県会の委任事件・急施事件等を議決、知事諮問事項等につき意見陳述
府県の執行機関は知事(国の機関内務大臣の指揮監督下)、府県会及び府県参事会の議決を執行、財産を管理、府県費支弁工事を施行
郡会は町村会選出議員と大地主互選議員で構成し、郡参事会は郡長と名譽職参事会員で構成
郡は課税権をもたず、他は府県と同様
- 10 ●府県税徴収法制定
府県税は市町村が徴収し府県に納付、徴税手続について規定
- 一八九一年 明治二四年
 - 6 ●府県会議員定数規則制定
人口七〇万まで三〇人、一〇〇万まで五万に一人、一〇〇万以上七万に一人増、人口に応じ郡市に割当選挙
- 一八九七年 明治三〇年
 - 5 ●北海道区制、北海道一級町村制、北海道一級町村制制定
文化・財政の程度等により区別
- 一八九九年 明治三三年
 - 3 ●府県制、郡制全文改正
府県の本質を法人と明定し、官の監

- 事務・委任事務を処理するものと規定
府県会は各選挙区選出議員で構成(複選制廃止)
府県知事は府県を統括・代表すると明定し、その担任事務の概目を規定、権限を強化、補助執行・委任・臨時代理の制度を規定
財務に関する規定整備拡充
郡会議員の複選制・大地主議員制廃止
- 一九〇一年 明治二四年
 - 3 ●北海道会法、北海道地方費法制定
北海道に自治制実施
- 一九〇五年 明治二八年
 - 4 ●地方官官制、北海道庁官制全文改正
組織改正
- 一九〇八年 明治四一年
 - 2 ●府県制改正
沖繩県に關し勅令で特別規定設定
- 3 ●地方税制限三関スル法律制定
地方税の課税限度を設定
- 一九一一年 明治四四年
 - 4 ●市制、町村制全文改正
市町村の法人性・その権能・負担の範囲の明確化、市の執行機関を独立の市長とし、市参事会は副議決機関化、市参与制度設置、市町村会議員・財務に関する規定の整備、市町村組合制度創設
- 一九一四年 大正三年
 - 4 ●府県制改正

- 選挙に関する規定整備 府県参事会員の定数・任期・選挙方法改正、府県組合制度創設、主務大臣の監督緩和
- 一九一八年 大正七年
 - 4 ●郡制改正
郡会において行う選挙等に関する規定改正
- 一九二〇年 大正一〇年
 - 4 ●市制、町村制改正
直接市町村税納税者を公民とし(公民権拡張)、町村会議員の等級選挙を廃し、市を二級選挙制に改め、議員選挙の規定整備
●郡制廃止三関スル法律制定
地方公共団体としての郡を廃止し、地方公共団体を二階層化、郡は純然たる国の行政区画となる。
- 一九二三年 大正二二年
 - 3 ●六大都市行政監督三関スル法律制定
六市の一定の事務につき府県知事の許可・認可を免除
- 4 ●府県制改正
府県会議員の選挙権・被選挙権を府県内の直接国税納入者に拡大、府県知事の権限及び財務に関する規定を整備
- 一九二六年 大正一五年
 - 3 ●地方税三関スル法律制定
地方税規則廃止、府県税として家屋税、特別地税等、市町村税として家屋附加税・特別地付加税等設け税目整理
- 6 ●府県制、市制、町村制、北海道会法、北海道地方費法改正

みきわめ「一世紀にわたる我が市の成果と個性」を集約するような形にしたい。そのことを最後に強調しておきたいと思います。
西尾 私も最後に一言。最近は、「二世紀の地方自治」を模索する試みもあちこちで始まっています。そして、その論議の中に連邦制への意向を提唱するものがチラホラ現れてきている。そして、それは東京への一極集

中現象に対する解決策と考えられているフシがある。ロンドン、パリ、東京と、単一主権国家の首都への一極集中が続くが、連邦制をとるアメリカ、西ドイツなどはそうならないとみるからでしょうか。
しかし、いうまでもなく、連邦制への移行は憲法改正を前提とする話ですし、日本の政治体制の現状からみれば、距離の大きすぎる

夢物語です。地方への大胆な権限委譲を要求する主旨は、わからないことはありませんが、この議論は、分権論者が期待するものとは全く違うところに帰着するおそれが強いと、私はみています。
明治以来百年の間に形成してきた市町村自治の着実な蓄積を踏えて、これを伸ばし展開していく方策を探っていききたいですね。

まちづくり・地方自治制度年表

制度中心

一八六八(慶応四) — 一九四四(昭和一九)

〔注〕

地方自治体制度については、学陽書房発行「地方自治小六法」昭和六三年版(自治省行政局監修)の付録「史料地方自治法施行四〇周年、自治制公布一〇〇年」、三一―五五頁を転載したものである。

〔編集部〕

■一八六八年 慶応四年

6 ●政体書制定
旧幕領を府県とする府藩県三治の制、知府事・諸侯・知県事配置

■一八六九年 明治二年

7 ●版籍奉還
諸侯を知藩事に任命

■一八七一年 明治四年

5 ●戸籍法制定
全国に区設置(行政区画、その後大区小区に分かれ一般民政司る)、戸長・副戸長配置

8 ●廢藩置県
知藩事の職を免じ、藩を廃し、全国に三府三〇二県を設置

12 ●府県官制制定
府県に知事・権知事を置く(県知事はすぐ県令と改称)

■一八七六年 明治九年

4 ●府県統合(三府三五県)

8 〃

■一八七八年 明治十一年

7 ●三新法制定(郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則)

郡区町村編制法により、大区・小区を廃し、府県の下に郡区町村を設

府県会規則により、府県に公選議員からなる府県会を設置し、地方税により支弁すべき経費およびその徴収方法についての議定権付与

地方税規則により、三種の地方税及び地方税をもって支弁すべき一二の経費設定、会計手続を規定

■一八七九年 明治十二年

4 ●琉球藩を廃し沖縄県とする